

學齡兒童數、就學兒童、就學步合累年比較表

備考 在籍生徒數 △ハ高等科生、◎ハ簡易就學生ナリ。

明治二十七年												年 度
三四年												男
三七六												女
同	大同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	合
正二	四元	四十五	四十三	四十二	四十	三十九	三十八	三十七	三十六	三十五	三十四	平 均
七五七	六九八	七三六	五九一	五四七	四九一	四四三	四〇五	三四二	三六五	二二七	二九八	步 合
六九〇	六五四	六五七	五九五	五四二	四九一	四四二	四〇五	三九四	三六五	二六九	一八三	就 學
一、四四二	一、三五二	一、三九三	一、二八一	一、〇三八	一、一三三	一、二八一	七七七	三四二	二六五	二五九	一八〇	兒 童 數
七四二	六七七	六七〇一	六六三	五六四	五四二	四九一	四四三	三九四	三三五	二〇八	二二七	就 學
六七二	六四一	六五四	六五七	六五九	五四二	五四五	五四二	五四一	五九一	二六九	三〇七	男
一、四一四	一、三一八	一、三二九	一、二三一	一、〇八八	八八六	八〇八	八〇八	七二九	四三九	四二一	四二一	計
九八〇二	九六九九	九五二五	九六六五	九七一二	九一〇四	九〇二二	八八九四	八八九四	八六二七	八二七	五五七	女
九七三九	九八〇一	九五五九	九五四六	九五八三	九四八三	九一〇四	八二五八	八二五八	八〇四四	七八六六	一八三	就 學
九七七一	九七四八	九七四二	九七一七	九六一七	九六〇三	九五四二	八五三五	八五三五	八三五一	八〇二七	六二一	兒 童 數
九七七一	九七四八	九七四二	九七一七	九六一七	九六〇三	九五四二	八五三五	八五三五	八三五一	八〇二七	一六九	就 學

東成郡誌

明治四十年	同	同	同	同	同	大同	同	同	同	同	同
	七	六	五	四	三	二	正元	四十四年	四十三年	四十二年	四十一年
	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
	△	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
三〇九	三八七	四六三	五二九	五四五	五一八	四七一	三〇六	六三九	七四一	八五三	九一九
二三六	二八五	三六一	四〇二	四四〇	四一四	五八一	六一四	七一四	八一四	九一四	一〇一
五四五	六七二	八二四	九三一	九八五	九六六	一九一	二一	三九〇	四六四	五七〇	六二七
常科	常科	常科	常科	常科	常科	常科	常科	常科	常科	常科	常科
九	八	七	六	五	四	三	二	一	一	一	一
九五	八九	八七	八六	七五	六四	五三	四二	三一	二〇	一九	一八
四六	〇六	三七	三九	五六	四〇	三九	二八	一七	一六	一五	一四
二六	四七	二六	二四	二二	三九	三七	六	一六	一五	一三	九
一	二	二	二	二	二	一	一	一	一	一	一
九	七	七	八	六	八	六	六	七	六	四	四
一	三〇	二七	二六	二三	二二	一九	一七	一五	一三	一九	一九

卷之三

經常累年比較表

年 度	經常費總額	町經常費總額	對町經常費步合	兒童一人ニル一年經常費ス	一戶數一戶ニ付 ケ年負擔額
明治十七年	四四七〇八〇	七二七六九	五五一三四九	〇・一三〇	七一二
同十八年	二六六四九八	六九五六五一	〇・三八〇	一、二四二二五〇	〇・四二〇
同十九年	三九七二六〇	一、四四五五〇〇	一、二四二二五〇	一、二四二二五〇	一、二四二二五〇
同二十年	九八四三六四	一、四〇一九六〇	一、四〇一九六〇	一、四〇一九六〇	一、四〇一九六〇
同二十二年	〇・四〇〇	〇・二八〇	〇・二八〇	〇・二八〇	〇・二八〇
同二十四年	五二五八三〇	七五六	七五六	七五六	七五六

明治四十一年	四、五一八・八〇〇	一九、七七九・〇七七	〇・二三〇	六・九四八	四・六六九
同 四十二年	六、一八二・〇〇〇	一六、四三三・〇〇〇	〇・三八〇	七・五〇三	三・八五一
同 四十三年	六、七五八・〇〇〇	一九、三四九・〇〇〇	〇・三五〇	七・二五九	三・九二五
同 四十四年	七、二五一・〇〇〇	一七、五二五・〇〇〇	〇・四二〇	七・二三三	三・一〇八
同 四十五年	八、二一八・〇〇〇	二七八七九・〇〇〇	〇・四七〇	七・三一八	三・〇二一
大正元年	九、〇三六・〇〇〇	二〇、九七四・〇〇〇	〇・四三〇	七・五三〇	三・二三〇
同 二年	一〇、八三〇・〇〇〇	二〇、九七四・〇〇〇	〇・五二〇	八・七二六	三・九八七
同 三年	一一、一五一・〇〇〇	二四、五六四・〇〇〇	〇・四五八	八・九五〇	三・九八〇
同 四年	一三、五九八・〇〇〇	二九、六六九・〇〇〇	•四五强	八・四四〇	四・三二〇
同 五年	一五、六六三・〇〇〇	三四、六七五・〇〇〇	九八一〇	八・三一〇	四・四六〇
同 六年	一一、三一六・〇〇〇	六七、〇二四・〇〇〇	五・七二〇	五・七二〇	四・四六〇
同 七年					

備考 明治二十二年度ハ七月ニ村制實施セラレシニヨリ其レ以後ノ経費ヲ掲ケ。△印ハ高等小學校併置時代ノ高等科經費ナリ。本表ハ毎年度四月末ノ調べニヨリテ作ル。

鰐江第二尋常小學校 大字蒲生五〇四番地ノ一・六・十一・十三に在り。創立は大正七年四月一日なり。

大正四年九月一日新築開校せる鰐江尋常小學校分教場の校地校舍兒童を其儘收容して開校す。校地一千七百五十四坪校舍三百八十三坪、内二階建三百十坪大正九年四月一日現在あり。 現在學級數十六、在籍兒童數

男三五九人、女五六九人、計九二八人、教員一四人大正七年四月現在あり。

附設裁縫學校 鰐江尋常高等小學校に附設す。大正四年四月十四日附設の認可を得、五月一日一時民家を借入れて開校す。九月一日假に分教場校舍に移轉し、而して茶・生花を隨意科として課す。五年四月一日日本校に移轉す。生徒は開校當時僅に八名に過ぎず。六年度に於て五十名に達したるも、七年高等科附設せられたるを以て復裁縫科に入學するもの減少し、同年四月末現在僅かに二十二名なり。卒業生は大正七年に七名を出したるのみ。

町立實業補習學校 鰐江尋常高等小學校内に附設す。工場の援助等により漸次盛大ならんとす。大正七年末生徒數及教員數左の如し。

生徒數	珠算科	十二人	國語科	十二人	英語科	十三人
	電氣工業科	五十二人	同科ノ二	五十二人	計	百四十一人
教員數	豫科ノ一 小學校訓導兼任	四人	嘱託	六人	卒業生	七十一人

鰐江文庫 曠古の御大典を永遠に記念せんため、鰐江尋常小學校の記念事業として、明治四十四年度よりの卒業生の記念寄附金を基に一般有志の寄附を以て創設したるものなり。當有志の寄贈を受けたるもの。

一、古書籍(文庫ニ備へ)

三百六十五冊

一、古雜誌及古書籍等

一、古新聞紙

約五百冊

賣却す

預金六拾六圓五拾九錢なり。之れに前記の卒業生記念寄附金壹百五拾四圓拾錢並に古雜誌等賣却代金を加へ書籍購入し、開設の準備を了へ、大正五年一月十八日學校記念を以て公開し、爾來卒業生の記念寄附其の他有志の寄附を以て内容充實を計れり。

現今藏する書籍

宗 教	一〇二冊	哲學教育	一一六冊	文 學	五三一冊
地理歴史	一四九冊	法制經濟	四二冊	數學、工學	七二冊
衛 生	二二冊	兵事家政	一〇冊	美術諸藝	三九冊
雜	二一〇冊	計	二二九三冊	(大正七年末現在)	

鰐江教育會 郡教育會の組織變更に伴ひ町村教育會設置の必要起り、鰐江尋常小學校長中田隆造、時の町長學務委員等と謀り設立したる所にして、大正元年一月十八日、發會式を舉行し、以て教育の普及上進を圖る。役員は會長副會長各一名幹事評議員若干名を置く。會員は修身會員正會員に分ち各會費を徵集し、以て基本金の積立に充て、大正五年九月を以て豫定の基本金を蓄成せり。(大正六年末現在五百五拾圓) 經費は毎年町費より壹百圓の補助を受けて之を支辨す。現在會員數大正七年
末現在終身會員八十二人、正會員七百九十七人あり。事務所は鰐江尋常高等小學校内に置く。

鰐江青年團 大正五年十月三十一日之を組織し、事務所を鰐江尋常小學校内に置く。團員は年齢十四歳乃至二十歳の本町在住の男子とし、別に特別團員(廿歳以上廿五歳以下の男子にて役員の承認したもの)名譽團員(地方の名望家・學校職員)あり。本團を三分團に分つ。第一分團は今福に、第二分團は新喜多に、第三分團は蒲生に置く。本團の經費は町補助金を以て支辨し、各分團の經費はその分團の負擔とす。各分團は地方的事情上成績を擧ぐる事困難なれども、多少成績を擧げしものは第二分團なりとす。同分團は大正五年四月、新喜多青年會として組織したりしが、鰐江青年團の設立に際し、その分團となりしものなり。

第三 産業

本町は大阪市接續町村として工業、商業は比較的發達せり。殊に工業上各種の製產品は市内は勿論、支那・南洋方面に販路を有するもの硝子製品・綿糸布・エナメル製品・電氣機・製紙・石鹼・鐵鑄物等其他種類頗る多し。又近時住民の數著しく増加したるを以て、商業も次第に殷盛となれり、その取引は工業家との取引以外は主として小賣業者にして、これ等小賣業者は軒を並べて生活上の必要品は調はざるなき状態となれり。明治十八年の洪水以前の本町は純然たる農村にして、新喜多の如きは

耕作する能はざる荒蕪地多かりしが、二十三年頃四、五の工場を新喜多に建設し、硝子製造（村尾福松）鑄造鐵工（眞木利三郎）業等を營みたり。爾來工業は次第に發展し、特に日清、日露の兩戰役に於て急速の進展をなせり。更に大正四年以後は一層の大速度を以て進み、今や硝子製造工場の如きも十數箇の工場を有し、鑄造鐵工の如きは實に二十數ヶ所の大工場を見るに至り、就中川北電氣企業社の如きは數萬坪の大工場に一千有餘の職工を使役し、近く九州大學教授たりし大竹工學博士を工場長として、電動機・煽風機の製作をなす。其他岡橋・松岡の紡績・大日本エナメル會社・加古川製紙・笛村馬場の製鋼・北村の堀端耐火煉瓦製造・島津伊三郎の可鍛鑄鋼・眞木利三郎のジャツキ・新堂庄太郎の鑄鐵・片岡世戸の石鹼・化學工場・飲食工場・染色工場等甚だ盛なり。大正六年產額九、三二八、四一二圓に達す。一方工業が前記の如く長足の進歩發展をなすと反対に農業は年々衰へつゝありて、新喜多の如きは僅かに數段歩の地に蔬菜園藝を營めるのみ。又今福・蒲生の如きも工場及び住宅の增加に伴ひ耕作地域減少し、純農を營むもの渺少なり。產額も昔時の十分の一にも及ばず、大正六年產額僅に八〇、五〇七圓に過ぎず。

由來當町は今福・蒲生の小便屋として一種の地方的農家の兼營業たりしも、近年頓に斯業に從事するもの減じたり。其他飼畜業として養鶏、搾乳（牛）業あり。

各種產業と交通、教育との交渉 本町には寢屋川・鰐江川の二川、町を東西に縱貫し工業運輸の便を與へつゝありしが、又明治二十七年今城東線の京橋驛、同二十八年に今四條線の片町驛設置せられし以來、物貨の運輸に至大の利便を得、尙京阪電鐵の蒲生停留場、城東巡航合資會社の今福・天満橋間の巡航等ありて、旅客貨物の運輸を助く。從て本村各種產業を助長せしむる事多大なりき。又商工業の發達に伴ひ之等從業者徒弟の爲に實業補習學校を設けて、特に工業教育に於ては専門の學術を有する工場の技師等を教師として夜間教授をなし、成績の大に見るべきものあり。（鰐江實業補習學校の項參照）

住民の職業（農・工・商其他戸口）（大正七年現在）

職業別	戸数	從業者			職業別	戸数	從業者
		男	女	計			
農							
自作	一一二	二二四	一一二	三四四			
小作	一九〇	三二〇	一五九	一七一			
計	二〇二	三四四	五十五	四五七			
業							
工							
商							
他							
業							

備考 其他ノ内官公吏自由業者二、九八七人ナリ。

本村の建造物は住宅として木造瓦葺、倉庫として土藏造あるのみなりしが、工業發展に伴ひ、堅牢と廣大とを兼ねたる土藏造煉瓦造の建築物増加せり。亦以て一面よりする本村工業發展の一端を徵するに足らん、左に大正四年と同七年とを對照して參照に資せん。

建物坪數調(二)

(大正四年十月一日現在)

種類	別	種類	別	種類	別	種類	別	種類	別	種類	別	種類	別	種類	別	
計	煉木	續接不路道	煉木	續接不路道	煉木	續接不路道	煉木	續接不路道	煉木	續接不路道	煉木	續接不路道	煉木	續接不路道	煉木	
	瓦造		瓦造		瓦造		瓦造		瓦造		瓦造		瓦造		瓦造	
三三	二五三八	二五九七	二二一〇	一、三〇八	一、二二二	一、二一〇	一、三〇八	一、二二二	一、二一〇	一、二二二	一、二一〇	一、二二二	一、二一〇	一、二二二	一、二一〇	
三三石	三〇〇	四二八	六七〇	一、三九四	一、〇二六	一、六五二	二、〇〇〇	一、五三九	二、〇〇〇	一、五三九	二、〇〇〇	一、五三九	二、〇〇〇	一、五三九	二、〇〇〇	
九一五	三九	五四〇	五八五	七、三八一	七、三八七	七、三八一	一〇、五九四									

主要作物產額表

農業當町は大阪市に接続するの故を以て大阪市の發展の影響を蒙り、(1)工場の設立、(2)工業労働從事者移住、(3)工業に從事するの收入多額なること、(4)小賣商家の需要等より農に從事するもの日に減じ、其の戸數僅かに二百戸なり。然して今日純農家は僅かに九戸あるのみなり。其の餘のもの多くは小賣商・手工業・工業労働等を副業とす。故に農業地としての當町は殆んど言ふべき事なし。

種別	年別	作付段別	牧	護	高	一反歩收穫高	價	額	平均單價
豌豆	大豆								
同五年	同四年	同五年	同六年	同五年	同六年	同四年	同五年	同六年	同四年
同五年	同四年	同五年	同六年	同五年	同六年	同四年	同五年	同六年	同四年
同五年	同四年	同五年	同六年	同五年	同六年	同四年	同五年	同六年	同四年
三三	二五三八	二五九七	二二一〇	一、三〇八	一、二二二	一、二一〇	一、三〇八	一、二二二	一、二一〇
三三石	三〇〇	四二八	六七〇	一、三九四	一、〇二六	一、六五二	二、〇〇〇	一、五三九	二、〇〇〇
九一五	三九	五四〇	五八五	七、三八一	七、三八七	七、三八一	一〇、五九四	一〇、五九四	一〇、五九四

東成郡誌

茄	蕪	蘿	葱	菜	甘	
	菁	葡		種	諸	
同 大 正 五 年						
六 五 年						
四 年	四 年	四 年	四 年	四 年	四 年	年
七〇二	一二二	一·三三	二八五	九〇〇	二八八	二〇一五
八四〇〇五〇	一、七〇〇五〇	三〇〇〇〇	四、〇〇〇六、五〇〇一五〇	六〇〇四、〇〇〇一、二〇〇	二五一石六七五	一、五〇〇一、五〇〇一、五〇〇
一、二〇〇一七〇一七〇	三〇〇五〇五〇	八〇〇五〇五〇	三〇〇五〇二四〇	一、一八二〇、九〇〇	一、八七二〇、九〇〇	一〇八〇〇
六七二一三六四〇	二、〇〇二五〇	一、三〇〇三〇〇	三〇〇三〇〇九〇〇	一八、〇一八六、四一二	二、七六一六、四一二	一一二〇一〇八〇〇
〇·八〇〇〇·八〇〇	二〇·〇〇〇二五·〇〇〇	一〇·〇〇〇二〇·〇〇〇	〇·一五〇〇·八〇〇	一六·九三四一六·九三四	一·一〇〇〇·五八五	一·七〇〇·八〇〇〇·八〇〇

工業 本村の工業として從前は僅に染工、飲食等に過ぎりしが、其後機械・器具・理化學等に關する
諸種の工場續出したりしことは既に產業總說に説けり。歐洲大戰亂の影響は幾多の小工業勃興して
本村の工業をも益々盛大ならしめたり。其從業戸口の如きも、戰前に比して増加を示せしが、工場
の擴張は從業人員に於て著しき増加を示せり。其數を示せば左の如し。

地目		田畠	山林原野	宅地
年	度	耕地面積	面積	面積
大正四年	同五年	一六三	八九四・三 一町六歩二尺二寸	一、〇七三 九一五・三 田畠トシテ賣買セズ
一五六	從業戸數	二、八八五	二一〇 一・三・八 二〇二尺二寸	二一二・三・八 四・二 町五歩四寸
同六年	人口	三、二〇四	一、一〇六七 一・〇六七 一・三・八 五〇五 一・五・二	八五、四六八・六二 一五〇・二 坪五六十
一六六	年	度	從業戸數	地
一六六	人	口	三、三八四	三〇門三十五坪五六十

從業者は主として男子なるも、(大正六年男工二、五二三人、女工八六一人)近時職工の不足と同時に女工次第に其數を増し、其の25%を占むるに至れり。而して其の年齢は十五歳以上四十歳位迄にして、僅かに普通教育を終へたるに過ぎざるもの多し。

從業者の勞働賃銀は	年 次		十 五 歲 以 上		十 五 歲 以 下		計
	同 大 正 四 年	同 六 年	男	女	男	女	
			二、〇九一 二、三四八 二、五二三		七四三 八〇八 八六一		
							五一 二、八八五 三、二〇四 三、三八四

從業者の勞働賃銀は
 男 子 七、八 拾 錢ヨリ 戀圓五拾錢位マテ
 女 子 四、五 拾 錢ヨリ 壱 圓位マテ
 供 貢 収 収 戀圓五拾錢位マテ

彼等が勞働日數及休業日は休業日としては月の朔日、十五日及び三大節になせるあり、又日曜祭日

祝日になせるありて區々として一定せず、されど一箇年勞働日數は多きものも三百日を出です、少なきものは二百五十日位なり。產額の第一位にある者は機械器具にして、化學工業、染工業之に次ぐ販路は内地は勿論、海外にありては主として支那・南洋方面及朝鮮・臺灣等なり。各種產額左の如し

製作品產額表

種 目	大 正 四 年			同 五 年			大 正 六 年		
	戶 數	數 量	價 額	戶 數	數 量	價 額	戶 數	數 量	價 額
合 染 織 織 綿 絨 莫 漆	一、〇五二、七九六	三、一五二、〇二四	一、三三三、八〇五	一、六八九、〇三二	四、二八二、三三二	一、〇九七、〇九六	二、〇九一、五二三	一、〇九七、七四六	一、〇九七、七四六
工 業 食 飲 化 學 工 纜 紗 物 大	二、一〇一、三四九	二、五八七、四三四	二、六〇、九九五	二、八五四、八八七	三一六、五四九	一、〇九七、七四六	一、一七、七五八	一、〇九七、七四六	一、〇九七、七四六
計 計 計 計 計 計 計 計 計 計	六、六五八、八〇九	二三四、八八二	一、六二、一六九	八、二二五、五五六	九、三二八、四一二	一、〇九七、七四六	一、〇九七、七四六	一、〇九七、七四六	一、〇九七、七四六

之を各種類につきて其產額及其戸口、數量等を擧ぐれば次表の如し、

イ、染色工業產額表

品 目	大 正 四 年			同 五 年			大 正 六 年		
	戶 數	數 量	價 額	戶 數	數 量	價 額	戶 數	數 量	價 額
合 染 織 織 綿 絨 莫 漆	六一七四二二	三六九、九三反	一、〇五二、九三反	二一八七二二	三六九、六二四	一、〇五二、九三反	三一八八二二	三六九、六二四	一、〇五二、九三反
工 業 食 飲 化 學 工 纜 紗 物 大	六一七四二二	三六九、九三反	一、〇五二、九三反	二一八七二二	三六九、六二四	一、〇五二、九三反	三一八八二二	三六九、六二四	一、〇五二、九三反
計 計 計 計 計 計 計 計 計 計	六一七四二二	三六九、九三反	一、〇五二、九三反	二一八七二二	三六九、六二四	一、〇五二、九三反	三一八八二二	三六九、六二四	一、〇五二、九三反

口、機械及器具工業產額表

品目		大正四		大正五		大正六		大正七	
合計	工細力試	戸數	数量	戸數	数量	戸數	数量	戸數	数量
建築及家具用金具 鑄物製諸器 及附屬器 電燈電氣用器 工具		一、一、一、一、一							
車輛及船舶 轉車部品 機械品		一、一、一、一、一							
建築及家具用金具 鑄物製諸器 及附屬器 電燈電氣用器 工具		一、一、一、一、一							
車輛及船舶 轉車部品 機械品		一、一、一、一、一							

八、飲食工業產額表

品目		大正四		大正五		大正六		大正七	
合計	米腐物子	戸數	数量	戸數	数量	戸數	数量	戸數	数量
餅菓豆漬合	計	一、一、一、一、一							
米腐物子	計	一、一、一、一、一							
餅菓豆漬合	計	一、一、一、一、一							
餅菓豆漬合	計	一、一、一、一、一							

二、化學工業產額表

品目		大正四		大正五		大正六		大正七	
合計	洋和西石	戸數	数量	戸數	数量	戸數	数量	戸數	数量
塗料及其 他肥料 工業用 藥品及 醫療藥品 塗料及 藥品	硝子瓦 セメント ゴーラス 塗料 セメント ゴーラス 塗料及 藥品	一、一、一、一、一							
塗料及 藥品	硝子瓦 セメント ゴーラス 塗料 セメント ゴーラス 塗料及 藥品	一、一、一、一、一							
塗料及 藥品	硝子瓦 セメント ゴーラス 塗料 セメント ゴーラス 塗料及 藥品	一、一、一、一、一							
塗料及 藥品	硝子瓦 セメント ゴーラス 塗料 セメント ゴーラス 塗料及 藥品	一、一、一、一、一							

ホ、雜工業產額表

品目		大正四		大正五		大正六		大正七	
合計	建具類	戸數	数量	戸數	数量	戸數	数量	戸數	数量
桶箱	建具類	三、一、一	一、一、一						
桶箱	建具類	三、一、一	一、一、一						
桶箱	建具類	三、一、一	一、一、一						
桶箱	建具類	三、一、一	一、一、一						
桶箱	建具類	三、一、一	一、一、一						

行	李	二	九二二
扇子及團扇			
合計			
		三〇,〇〇本	?
		五,〇〇	八二
		一	二
		三〇,〇〇本	?
		五,〇〇	八三
		一	二
		三〇,〇〇本	?
		五,〇〇	八三
		一	二
		合〇,〇〇本	?
		三,〇〇	八三

〔工場法の適用を受くる大工場〕

株式會社川北電氣企業社。工場今福に在り。明治四十二年七月現社長川北榮夫個人にて電氣機械・器具材料の販賣・電氣工事設計・請負監督業を開始し、同四十四年十一月工場を大阪市南區難波芦原町に置き、爾來業務漸次發展に伴ひ、大正二年四月株式會社を組織し、本社を大阪市北區堂島濱通一丁目に置く。大正四年九月工場を大字今福に新築し移轉す。大正六年十一月東成郡榎本村大字放出に工場敷地を買收し目下建設中なり。

現狀は本社一・支店四・販賣店一・出張所内地一・七・臺灣一・支那一・米國一代理店を有し、最近一ヶ年の製品は變壓器六、三二四個。電動機六、〇〇〇個。煽風機四〇、〇〇〇個。電力計一〇、〇〇〇個なり。工場總坪數五萬五百九十九坪七合六勺。今福工場敷地七千三百十三坪七合六勺、内建坪三千五百四十五坪六合。放出工場敷地四萬三千二百八十六坪。

日本エナメル株式會社 大字新喜田に在り。明治四十五年、北畠安五郎、獨逸より歸朝し、獨逸及塊國にて習得したる方式に従つて設計し、會社を創立し、其後種々改良を加へ以て今日に至る。現狀

は成績佳良にして一日平均約四噸乃至五噸（製作品により差異あり）を算し、目下支那・南洋・印度、濠洲・亞弗利加に販賣す。

松岡紡織所今福支店 當社は生地金巾を製織す。生地金巾は從來英國其他よりの輸入品にして、是を晒白又は捺染し毛斯綸代用として俗に新モスと稱し、其用途は裏地・肌着・友染及風呂敷等需用最も博し。當社は之が内地に於ける需用漸次増大するの趨勢を顧み、輸入防遏の目的を以て明治四十二年大字蒲生に工場を創立し、最初織布部のみなりしを事業の必要上紡績部を設置し、大和田工場の設立と共に當工場を今福支店と改稱し、株式會社に變更し、逐次事業の發展を以て現今に至れり。現狀の成績、歐洲戰亂の影響につれ、印度其他の南洋方面に於ける輸出益々増大し、事業の成績極めて良好なり。一日の製品高は平均百三十反餘なり。

島津式可鋸鑄鐵工所 明治四十年大阪市北區空心町に於て可鋸鑄鐵の鑄造業を開始し、明治四十三年大字新喜多に移轉す。可鋸鑄鐵の傍ら自轉車部分品（可鋸鑄鐵品）を製作販賣し、大正六年工場の擴築をなし機械製作及銑鑄造を兼營す島津伊三郎個人の經營にして資本金五拾萬圓なり。工場敷地は千九百五十坪にして、建坪千五百二十坪なり。使用機械は旋盤四十七臺、鑽孔機十一臺、平削機三臺、成形機一臺、捺切機六臺、研磨機六臺、風車五臺にして自轉車部分品參拾萬圓、可鋸鑄鐵五萬圓、鑄鐵四拾萬圓、機械參拾五萬圓を製產し日本内地・南洋・濠洲に販路あり。

岡橋株式會社今福工場 明治四十一年一月の創立にかゝり合資會社岡橋織布工場と稱し、綿布（大巾尺）を製織し、明治四十四年三月より岡橋株式會社の經營する所となれり。本社は大阪に在り。創立當時は織機百八臺なりしも大正二年五月七十二臺を増設して今日に及び、目下好況を呈しつゝあり。

加古川製紙株式會社大阪工場 大字蒲生に在り。大正七年一月大島製紙工場を加古川製紙株式會社に於て同會社大阪工場となす。一日の製產高最少七千封度、最多三萬二千封度、平均一萬八千封度なり。販賣は大阪市南區順慶町一丁目加古川製紙株式會社營業所に送致し之を販賣す。

笛村製綱所工場 大字今福に在り。明治四十一年七月二十一日笛村竹造個人の經營にして固定資本壹萬圓なり。本店大阪に在り。本工場敷地千五百四十四坪建坪數二百八十三坪にして最近一ヶ年に麻綱三萬貫、綿糸綱一萬貫、ワイヤロープ二萬貫を產出す。販路は日本全國・支那・朝鮮・滿洲・露西亞・印度等なり。

其他同法の制裁を受くる工場として硝子製造工場七ヶ所（村尾福松・桑田松之助・關松之助・藤原和太郎・平谷硝子製造所・三村兄弟商會・伊藤電氣化學板硝子製造場）鑄鐵工場九ヶ所（關野鑄工所・内山鑄造所・蓑田甫治・眞木利三郎・眞木末吉・新堂庄太郎・西野福松・長谷鑄工所・山田利次）石鹼工場二ヶ所（片岡利一郎・世戸悟）あり。

労働者數、労働者の姓、年齢、教育程度賃銀

工場名	勞動者數	姓別	年齢	教育程度	賃銀
株式會社川北企業社	二六四				
日本エナメル株式會社	三二				
松岡紡績株式會社	三六				
島津式可鍛鑄鐵工所	三五				
岡橋株式會社	二五				
笛村製綱所	三五				
加古川製紙株式會社	三五				

商業 近年大阪市の發展に伴ひ、本町に工場・會社等の設立多く、爲めに戸口日に月に增加し、商業

も其戸口を増加したれども、既に述べしが如く殆ど卸商業なく、皆食用品・日用品の小賣業者なり。その増加の趨勢急激にして、大正元年三五一戸たりしもの、四年には百餘戸を増加し、六年には更に百四十戸を増加せり。累年増加の統計を擧ぐれば。

戸口	大正元年	同二年	同三年	同四年	同五年	同六年
	三五一	四一五	四〇〇	四七二	五八〇	六一〇
壹千圓以下	ナシ	五千圓以下	八			
壹萬圓以下	二	壹萬圓以上	一			
十日未満	三、〇一一件	三十日未満	五、八五五件			
六十日未満	六、六七〇件	九十日未満	七、九七八件			
九十日以上	三、一四七件	一一七〇件				

同業組合は米穀同業組合、薪炭同業組合あるのみ。其他は大阪市の同業組合に入加入せり。金融機關は本町に銀行なし、銀行は大阪市に在るものに由る。質屋は十一戸、賴母子講會は十三あり。大正七年質商の内容は左の如し。(大正七年十月調)

a、資本額ニ依ル戸數

壹千圓以下	ナシ	五千圓以下	八
壹萬圓以下	二	壹萬圓以上	一
十日未満	三、〇一一件	三十日未満	五、八五五件
六十日未満	六、六七〇件	九十日未満	七、九七八件
九十日以上	三、一四七件	一一七〇件	

c、流質處分ヲ受ケタル者

一ヶ月分利子ヲ受クルモノ	六、九五七件
二ヶ月分利子ヲ受クルモノ	三、六九五件
三ヶ月分利子ヲ受クルモノ	五、八五〇件
四ヶ月分利子ヲ受クルモノ	六、一二三件
四ヶ月以上利子ヲ受クルモノ	七、七五九件

d、利子ノ収入件数調

一ヶ月分利子ヲ受クルモノ	六、九五七件
二ヶ月分利子ヲ受クルモノ	三、六九五件
三ヶ月分利子ヲ受クルモノ	五、八五〇件
四ヶ月分利子ヲ受クルモノ	六、一二三件
四ヶ月以上利子ヲ受クルモノ	七、七五九件

e、質屋貸出金額調

貳拾五錢未満	三三五件
參圓未滿	一〇、二一五件
拾圓未滿	二、八四五件
五拾圓未滿	一五五件
百圓以上	三件

小賣商の種類及戸數表 (六五種、四九一戸)

魚料	小間物	酒物	荒物	肥料
一〇	一九七	一六	三二	一九一
化粧品	糊物	金煮牛	糞物	肥料
三二	四三三	一九七	一九七	一九七
米貸	資本	桶夜本	桶夜本	資本
三二	四三三	一九七	一九七	一九七
九二七	九二七	九二七	九二七	九二七

燒飯	下古	足下	乾豆	竹空	鷄豆	下竹	乾豆	物
食板	宿物	肉袋	腐皮	駁物	駁物	食板	宿物	物
一四	一一	一五	一六	一〇	一三	一〇	一四	一
牛煙	木葉	木葉	青筆	メリヤス	漫頭	芋木	草綿	乳子
一	一	一	一	一	一	一	一	一
八三	二三	一〇	一七	一六	一四	一七	一五	一
鹽古	味竹	茶薪	果履	陶履	花貸	茶薪	果履	物
木	草	草	木	木	木	木	木	器物
增	木	木	增	木	增	木	木	物
一	二	二	一	二	一	二	一	一
古豆	雜腐	硝子	混布	石	屑	石	荷	着
一	一	一	一	一	一	一	一	一
九二八								

第四 神社、宗教

皇太神宮(村社) 大字今福字東西に鎮座す。祭神天照大神、相殿三十番神なり。鎮座の年代は詳ならず。今福榎並樋の東南一町許なる小丘に鎮座して、榎並一莊の氏神として崇祀したるものなりし

が人家の増加に伴ひ各村に氏神を祀り、本社は自然今福一村の氏神となれり。往昔榎並莊よりする伊勢皇太神宮の神税は、本社の管掌する所なりき。後醍醐天皇の時、日蓮宗盛にして、本社に三十番

神を合祀してより三十番神社と稱す。明治後神佛混淆を禁せられてより、元の皇太神宮と稱す。文祿三年の檢地に境内東西二十六間半南北十六間面積一反四畝四歩を除地とす。延寶七年の檢地亦之に同じ。寛保二年、天保十三年、社殿拜殿等を修理し、或は改造す。明治に至り村社に列せらる。年月不詳 現境内官有地四百八十六坪、社殿その他の建造物は本殿(一間四面檜皮葺流造)幣殿(桁行三間梁行二間瓦葺)拜殿(桁行五間梁行二間瓦葺)二間以上三段九月改築 社段(一間四面檜皮葺流造)神樂殿(桁行三間梁行二間半瓦葺)社務所(桁行七間半梁行三間半、明治四十三年十一月新築)その他手洗所・正門あり。境内神社一社、道祖神社(面木造瓦葺)祭神猿田彦神・鉢女命・宇賀御魂神なり。境内の老大榎樹は「大日本老樹名木誌」博士著に收録せらる。往古大和川畔に榎樹多く繁茂し、榎並の稱も是より出でたりと傳へる境内の老樹はその名残を留むるものなり。今は神木として保存に力む。氏子區域は今福一圓にして氏子數八百戸あり。

一説に後醍醐天皇の時境内に三十番神を祀りしが、享保二年の洪水に社殿流失の爲本殿に合祀し、夫より三十番神社と稱すとあれども、延寶檢地帳に既に三十番神社とあれば、此説誤なり。

若宮八幡大神宮(村社) 大字蒲生字北向に鎮座す。祭神若宮八幡大神。由緒詳ならず。現境内二百三十七坪、民有地第二種(元二百三十一坪官有地第一種なりきなり)。社殿は本殿(桁四尺、雨覆(桁二間)拜殿(梁三間半等にして其他冠木門(明治二十一一年十月新設)神具所あり。祭日は例祭十月二十一日、祈年祭二月四日、新嘗祭十一月二十三日なり。境内神社一社稻荷神社、祭神宇賀御魂神、本殿(桁三尺)は明治十八年流失し、其後再建せり。氏子區域

域は大字蒲生にして、戸數約五百戸なり。

新喜多神社(廢) 大字新喜多字島崎に鎮座せり。祭神仁德天皇。由緒詳ならず。村社なり。境内六十三坪、民有地第一種^{新喜多}にして、社殿は本殿^{梁三尺}、雨覆^{梁三尺}あり。例祭十一月三日。氏子區域新喜多、戸數百四十戸^{明治十二年現在}、明治四十一年五月二十九日許可、大阪市北區中町郷社櫻宮に合祀せり。榮照寺 大字今福三番地に在り。真宗本派本願寺末に屬し、天當山と稱す。元祿年間の創立なり。境内内坪數民有地百七十七坪、信徒數百五十五名なり。

今福寺 大字今福百四十四番地に在り。真宗大谷派本願寺末に屬し、南陽山と稱す。本尊阿彌陀如來は聖德太子作と稱す。明治七八年頃守口にて發掘せられたるものにて、其肩部に鍼のあとありと云ふ。其頃河村法順之を奉安して明治十三年五月今的新堂庄太郎所有地^{百三坪}と其裏手細井虎藏所有地^{九坪}とに一寺を建立したりしが、大正五年五月今の方に移り、此地に本堂建立の計畫中なり。境内坪數三百五十坪、檀徒百十六名あり。

正福寺 大字蒲生に在り。真宗本派本願寺末に屬し、涼山と稱す。天正十九年の創建にして、開基は蓮如の弟子猶性なり。檀徒數百六十九、尙蒲生町一圓に信徒を有す。

天理教新喜多宣教所 大字蒲生字外島五百十三番地に在り。大阪市上福島宣教所に屬す。大正四年五月十七日の設置にして、宅地五十五坪、建坪二十五坪、信徒數百五十戸あり。

金光教鰐江町小教會所 大字新喜多に在り。岡山縣大谷金光教大教會所に屬す。大正二年二月、小寺藤四郎の創設にかかる。宅地總坪數五十坪、建坪十七坪、信徒數三百七十二名^{大正七年十二月末}あり。

第五 舊蹟 附發掘品

今福堤古戰場址 「日本戰史大阪役」に曰、鳴野今福は大阪城の東北に接近し大和川を挟みて南北に相對し鳴野は其左岸今福は右岸にあり相離ること僅に一里許今福は又西方蒲生村と相接す、故に其堤を稱して今福堤と云ひ又蒲生堤と云ふ、今福鳴野兩地の左右皆水田にして人馬に便ならず、城兵今福堤を截斷すること三所柵を四重に設け之を守る、其第一柵は敵^{ニ近ク第一トシ}城^{ニ向ヒテ數フ}今福村を離る三町許、大野治長の部將矢野正倫飯田家貞各三百人を以て之を守り、十一月廿三日より夜を日に繼ぎて假橋を柵の後方なる截斷所に架し、銃手を以て之を掩護す、鳴野堤にも亦柵三重を置き銃隊長井上頼次及大野治長の部下山本公雄、小早川左兵衛、岡村椿之助、竹田兵庫其子大助等二千餘人更番之を守る云々。今福蒲生堤は大阪役の古戰場なるも其柵を設けし場所は何の邊なるか詳ならず。口傳には大字蒲生氏神境内は佐竹本陣在りしと云ふ、又佐竹方の大將の戰死者の石塔を今福の俗に云ふ大池のほとりに建てしも直に池に倒れたりと、今は恐くは池中にあるなるべし。(猶城東村古蹟鳴野堤

(古戰場條参照)

〔難波戰記〕今福合戰の事

さる程に十一月二十六日、今福嶋野に於て軍あり、其故を尋ねるに大和川の北を今福堤と云ひ、南の方を鳴野堤と云ひ、蒲生村に程近し、蒲生堤とも云へり、城中より堤筋堀切柵を三重に柵へ、兩所に大野修理亮が手の輩番手持にて替々彼處を相守る、未明に押寄せ柵を破りて攻入り、佐竹右京大夫義宣今福に向ふ、此處を大野修理亮が手の輩番手持にて替々彼處を相守る、二十三日の宵より矢野和泉守正倫が當番に依り預る所の新參の侍五十騎或は足輕大將とも、和泉守は侍大將なりを相伴ひ、堤の堀切の内に柵を附け、終夜篝火を燒いて普請を致させ、足輕の兵を二三丁張出し鐵砲を打たせ漸く明方になりて普請を仕舞はせ、未だ堀切の假橋を取らざるに、佐竹が先登の大將戸村十大夫以下五六十人堀の陰より忍寄り、透間もなく切つて懸り、足輕を追散らし堀切の際迄寄せ来る、和泉守が手の侍十人計り假橋を向ふへ渡り相戦ふ、五人は矢庭に討死し、残る五人の内湯川庄兵衛、丸毛佐大夫、佐々木八右衛門此三人は手負ひ、殘る二人を柵の内へ引取る、和泉守が相備飯田右馬允父子・矢野和泉守等粉骨を盡し防ぎ戦ふ所に、和泉守右馬允等が士並雜人等敵の大勢跡より續くを見て、氣を屈し忽に逃げ去りぬ、和泉守も戰疲れければ具足を脱ぎ捨て徒肌になりて小姓一人若黨一人上りが和泉守鐵砲に中り終に討たる、小姓も同じく討死す、佐竹手へ和泉と飯田父子を討取る、備前島邊に出現したる大阪勢追々使を城中へ遣し、和泉守討死の後は敵脚か勝に乗り味方氣を失ふ、其の上足輕の兵も皆より鐵砲打續げ疲れに臨み候へば、唯今敵寄せ來ども抄々しく合戦仕るべしとも覺えず、加勢參らざるに於ては備前島を取られ候はんこそ疑あるべからず、然れば京橋道筋は木村長門守持口にて陣せられ候へども、跡より取切れば由々しき大事たるべしと度々申送りければ、大野修理亮手廻の中に黄母衣衆を號する本多左近晴賢、山口左馬介弘家、岡村宅之助定胤、其他七組の面々も發向す、木村長門守も今切を堅め居たりけるが、此告を聞いて彼處を打捨て一騎懸に馳せ行きける程に、未だ大阪勢は一人も此處に來らず、長門守が先手川崎和泉守勝宣、上村金右衛門盛泰、知徳院等鐵砲五十挺持たせ馳向ひ、急に敵を追立つる、佐竹が兵町口の柵を捨てて引退き、

二三の丸を抱へ、先登り三人使を長門守が方へ遣し、町口の柵は取返しなれば、加勢を給はり、二三の柵をも乗取るべしと申送るに依て、大井何右衛門、高松内匠、鐵砲を持たせ来る、長門守が軍士追々十餘人駆出で来る、佐竹は初の柵を捨て、引入る間、大井何右衛門勝に乗つて木戸を開き、駆出で鐵砲を打たず、佐竹は柵際より七八間先の堤の曲目迄取るを雙方柵二重宛抱へ間七八間を隔て朝より晝時迄互に鐵砲を打ち攻め合ふ、然る所に木村長門守も來り、堀田圖書介勝嘉も馳加る、此日後藤又兵衛は秀賴卿へ目見せんと出仕しける所に、京橋口に寄より鐵砲の音頻りに聞え申す様子御覽あるべしとて、秀賴卿又兵衛以下を御供にて樓に上り御覽ありて、長門守が陣所敵人に餘り程近し、小勢にては勝負計り難し、又兵衛急ぎ馳向ひ長門守に力を合すべしと仰せければ畏つて罷出で、城より直に馳向ふ、京橋より使を陣屋に遣し組の面々早速蒲生表へ馳向はるべしと若黨に申合めて送りける、後藤從軍取る物も取敢へず一騎懸に馳来りければ、程なく大勢に成りたけり、後藤木村に申しけるは客の軍兵は數刻の攻合に氣疲れ勇氣捨むべし、某は新手なれば入替つて戦ふべし、秀賴卿仰も長門守が後陣に備を立て横矢を射んと支度す、後藤が者共に下知しけるは、堤の曲門守聞きも敢へず、縱ひ仰に候とも、是程の取詰めたる合戦に入替るものならば人數騒いで備定らず、如何様味方の負に仕出すべし、置いて物を見給へ時分を見計り鎗を入れて戦初むべし、御邊は老剛重成は若年なり斯くの如くの時刻に出合ひたるこそ幸なれ入替らんとは老氣なしと申す、後藤理に届し、長門守が後陣に備を立て横矢を射んと支度す、後藤が者共に下知しけるは、堤の曲目へ寄せ來る敵の柵際より打つ鐵砲は中らざるを見えたれば、川船を取寄せ鐵の柵を突いて弓鐵砲の上手を捕へ、深田の中へ横合に打に入るべしとて、川船に取乗つて佐竹が陣へ横合に打入る、佐竹義宣の兵驕き立つて控へたり。此時木村が兵柳名兵衛と云ふ者佐竹も地香色に丸の内に刷書いたる旗數千流川風に吹靡かし、金の三本扇の馬印押立て相懸りに懸り互に鬨の聲を揚ぐる、其聲百千の雷の鳴落つる如くにして、天地も動き坤軸も碎けて地に落つるかと疑はる、是を見て後藤又兵衛尉惣白の旗に黒半月の馬印真先に立て、木村が後陣に續く、佐竹が大勢一手に並び陽に開き中に取籠めんと勇めば、木村が兵是を見て陰を閉ぢて中を破られじ

とす、是や此黃石公が虎を縛する手、張子房が鬼を挫ぐ術、互に存知の道なれば、兩陣既に入亂れて破れず闇まれず、唯百千の命を限りに一舉に死をば争ひける、堤の廻り目にして暫く鎗合あり、木村が從軍高松内匠鎗を合せ高名す、同所にて鎗を合する輩は大阪方には若松市郎兵衛、日下次郎右衛門（或は五郎右衛門）小川勘左衛門（或は勘右衛門）大野半次郎、齋藤加右衛門、大塚勘左衛門長屋平大夫、大井何右衛門、瀧波彌八郎、井上與右衛門、儀原新太郎、勇を勵む、青木民部が組田邊與左衛門、木村が家人長谷平大夫、佐藤八左衛門勝れたる勵あり、此長屋は木村に由緒ある故に木村と同じ所に白き母衣懸けて勵けり。蒲生村際に於て鎗合する輩は波多野兵庫、青木四郎右衛門、牛禮彦三郎等なり佐竹が軍士戦疲れ三の柵を引き奥柵に於て防戦す木村長門守氣に乘つて自ら先登し柵の中へ込入つて鎗を合す木村が從軍も大將自ら命を惜まず相戦ふ故に同じく防戦す、大井何右衛門、長谷平大夫、牛禮彦三郎以下首を得大野半次、小川甚右衛門等は三の柵にて勵あり、井上與右衛門知徳院は奥の柵にて合戦す、平塚佐介、大井何右衛門左右を下知して忠を勵ます、引拂ほんとする時に堤の上に於て大井鐵砲に中つて死す、松浦彌右衛門敵の首を取つて手に提げ城中に入り帳に付けんことを語ふ、秀賴の祐筆白川甚右衛門、筆を取つて未だ記さず松浦怒つて帳に詔すべしと責めけれども、白井猶ほ記さず、然る所に淺野清兵衛首を持參し、戰場に於て最初に首を得たりと雖も歩行立なる故に遲參すと申す、白井松浦に向つて一番首必ず論あるものなれば二を見て一を記す事執筆の故實なり、急なる故に一二を決し難し故に首二つ記して二人が假名を記すと爰に後藤又兵衛が手の侍共は柵口は木村が軍士支へければ堤の南柵の振端より乗越えて堤の南原を駆向き奥柵を破り柵の中に落つて鎗合する輩には赤堀五郎兵衛、山中藤太夫、三浦彦三郎、山脇三郎右衛門、田中作右衛門、堀太郎兵衛等なり、仙石勘四郎太刀討して勇を勵む、堺金左衛門、三浦將監、柏原角左衛門、山中伊兵衛等も柵の外にして鎗を合す、赤堀、山中、堀、仙石、田中等なり討死す、佐竹が軍士聊か勝に乗る佐竹が小姓滝江内膳、鳥毛の櫻懸けて士卒を勵し戦ひしが忽ち鐵砲に中り、馬より真剣に落つる所に後藤が從軍寺本八左衛門押へて首を搔落す、横井右近も討死す、其外難波六大夫、湯浅三郎右衛門も高名す、佐竹が軍兵の内梅津半右衛門、戸村十大夫、戸塚九郎兵衛、秋田兵庫介等朝晩兩度の合戦に粉骨を盡し首十五級を得たり、是に限らず敵味方入り乱れ組んで首を取るもあり取らるゝもあり、何れ隙ありとも見えざりけり三本扇の旗と中白の旗とを入替へゝ東西に譲り、南北に分れ萬卒に面を進め一舉に死をば争ひける互に名を惜む勇士なれば誰が一人も遁るべき、討ち討たれつ居の跡を没す血は混

混として洪水の流るゝ如し、死骸を積める地は累々として居所の肉の如し、東兵城兵採合ひ東西に開き南北に追ひ返しつ半時計り相戦ふ、汗馬の馳違ふ音闘を作る聲山に響き地を震りて雌雄未だ決せず、戦中なるを見て上杉景勝の家人水原常陸と云ふ者、此は八十計りの老武者なりけるが錦の直垂を著し、黒金又右衛門孫虎之助等を伴ひ金の鎧の馬印を立て、横合に鐵砲を打懸くる木村が勢を事ともせず短兵急に攻戦ひける程に佐竹が兵も氣疲れて見えける所柳原遠江守康勝が先手雜兵三百計り川向に陣しけるが康勝が方より度々使を馳せて下知なく卒爾に懸かるべからずと制しければ徒に見物して居たりけるが、味方の兵負色になりけるを見て悚へ兼ね、三百計りの中より一派に川井三彌鳴野川に飛入りけるが附けたる吐儀空穂に水入りて浮き沈みぬしけるを二番に續きたる貴志之丞鎧の石突を以て三彌が上巻附を突いて向の岸に騰る是を見て渡邊八郎三郎、清水久三郎、向井吉太夫、同十左衛門、日根野佐右衛門、伴田外記、村上久兵衛以上二十三人川中へ飛入りく横合に懸りければ木村長門守是を見て今日の戦是迄なるぞ懸くるも引くも折に依るぞさて速に人數を纏め引取る佐竹が勢跡を慕ふ然るを柏原角左衛門、堺金左衛門三浦將監、同彦太郎等踏留つて殿す是を見て久世民部、淺井甚内、竹村佐右衛門、柳原庄兵衛助け來り同じく相勵く、敵さまで幕はざりければ大阪勢柵を振り奥に竹束を附備へたり佐竹勢も滝江以下究竟の侍二十餘人討たれ其外死人若干なり、此手の斥候佐久間河内守政盛、小栗又市郎忠政参じて委細に言上しければ佐竹が家人高名したる輩に御感狀を賜はる。

一、御感狀並信國御腰物

戸村十大夫

一、御感狀計

梅津半右衛門

一、同

黒澤甚右衛門

以上五人也

抑此合戦に康勝が惣勢助けざる事第一旗本は今福とは少し程を隔つ先手の兵百騎計り大和川の近所迄出張しけれ共兼日救命を定め下知なくして卒爾に合戦致すまじき旨堅く制しければ、徒に味方の敗軍するを見物して居たりけるに、早雄の若者共悚へ兼ね下知

なきに川中へ飛入り、渡し横合に入りければ敵支へ難くや思ひけん、終に人數を引取りける先手の大將伊藤忠兵衛此事を康勝に告げければ、軍法を背き先登したる二十餘人の輩切腹致さする所に佐竹義宣の方よりの使康勝方へ遣して今日今福の合戦に味方難儀に及びける所に御加勢に依り敵早速引取り大慶の由申送る是に依て先登の軍士等罪の沙汰を免されけり。

鳴野合戦の事

さる程に鳴野堤の持には山市佐兵衛尉吉正、足輕大將井上權右衛門、五郎右衛門と云ふ者あり、權右衛門の事證を知らず、歩卒五十人を引率して柵外に出張して鐵砲を打たしむ、其外武田兵庫、子大助、小早川佐兵衛、谷村百百助、彼處を堅めたるに、上杉中納言景勝二十六日の未明に坤柵を破り攻入りければ、右の輩命を捨て曳聲を揚げて戰ふ聲天地を響かして如何なる須彌八萬由旬なりとも崩しつべくぞ聞えり、此時家康公御旗本より御使として來りたる安藤治右衛門尉正次、此形勢を見て衆に先立つて透間をあらせす進む、家人酒井佐市郎續いて走り来るを見て、井上權右衛門が手の足輕鐵砲を少少放し柵の内へ引取る、安藤續いて追附き柵際にて鎗を合す、然る所に黒貝足著したる武者一大將と見えけるが敵は二人なるぞ取籠めて討てや者共々下知して踏留まりけるを佐市郎得たりや賢しと匍つて柵越に突伏する、是を見て敵四人鎗を柵へ突掛けしかゞも治右衛門事ともせず急に柵を乗破るを見て敵三人を引取り、一人は鎗鎗か柵に突掛け引取り兼ねたる所か御旗本の士伊東右馬允祐則が家人安西長右衛門馳來り其鎗鎗を奪取る、佐市郎に突伏せられたる武者高聲に此鎗切れと味方を呼び掛け、れば、十七八計りの若武者立歸り佐市郎鎗の太刀打を切つて引退く、然る所に拂落す、越中守の息甚三郎が家人齊藤佐内透間なく切て懸るか見て甚三郎彼の敵の首を討取る時に十八歳なり、治右衛門は敵を追行く左市郎追附き柵二重破り治右衛門も敵一人突捨て、敵を城中に追入る、治右衛門に馳附きたる輩には中丸七左衛門、島木八左衛門等相續く、治右衛門は敵の捨置きたる玉薬箱か彼の三人に取持たせ陣に歸る、此追合に矢代越中守家來東三右衛門は討死し、林半右衛門、東權右衛門、林茂左衛門、大柴用之助四人は手負ひたり、治右衛門家來佐市郎も鎗の薄手三箇所蒙り、又治右衛門は敵を城中へ追入れ、先陣後陣の面々へ此處か譲り、敵若し城中より定めて打出づる事あるべし、能々持撃むべしと申渡す、然る所

に若の普請して天満にあり合ふ七組の輩、上杉が軍勢來つて出張したる軍兵を追立つるを見て、青木民部少輔信重、伊東丹後守長實、速水甲斐守時之、中島式部少輔氏種、野々村伊豫守雅春、眞野豊後守頼包、堀田圓書介勝嘉、其外渡邊内藏介、木村主計頭宗里、竹田永翁及び大野修理亮等は城中より馳出づる、大野は地白の旗に宇都宮笠一蓋にして紋付けたるさ鉈の紋書きたる旗に宇都宮笠の馬印中島は白一本簽の馬印、堀田は折入菱の紋附けたる旗半月の黒きに横綱附けたる馬印、速水は段々の旗輪貫の馬印、伊東は黒地の旗、鳥毛の棒の馬印、渡邊は白赤段々の旗、野々村は地白に大文子の旗闇扇銀にて濃き熊皮の覆輪取つたる馬印、青木は金の小田原笠に金の暖簾附けたる馬印を傍に引付け、一勢一勢に押寄せ、上杉が兵も陣を堅うして相待つ所に、大阪勢面々の旗數十流川風に吹靡かせ静かに周を歩ませ烟塵を捲いて馳寄せ闘を唱え作り雲霞の如く、棚引きたる上杉が勢の中へ魚鱗懸りに懸り東西南北へ破つて通り四角八方を切つて廻る、上杉呆れて陣を成し兼ねたり、是を見て門を楓と開き鋒を雙べ打出で手先を廻し散に鐵砲を放し懸け、其真先に同明笛阿彌親兵助父子一番に進んで討死す、其外杉本市兵衛比類なき勧あり、既に柵二重を取返し上杉勢追立てたるか秀頼より大筒を遣し打立てたる上杉方水原常陸介、須田大炊介鎗を合せ高名す、黒澤孫左衛門、安田下總、島津玄蕃允以下粉骨を碎き軍功を勵む、大阪方竹田兵庫介、其子大助、小早川佐兵衛、岡村百々助防戦して討死す、爰に城中に穴澤主殿介盛秀と云ふ者あり、長刀の達人にて秀頼の師匠にてありけるが、長刀を揮つて景勝が陣中へ入り敵七八人忽に雍倒す、是を見たる直江山城守が從軍折下外記と云ふ者鎗を以て穴澤に向ふ、穴澤長刀を掲げ鎗に當るを否や鳥の如く飛入つて折下を雍ぐ、外記得たりや賢しと鎗を捨て、むすと組む、景勝が兵大勢居合つて終に穴澤を討取りけり、景勝が備猶危く見えければ、堀尾山城守思晴へ使を遣し手勢數多討死し手負殘兵悉く疲れに及ぶ、玉薬亦拂底す合力を受くべしと云ひ送りければ、忠晴内々望む所さて堀尾河内守、同修理亮、前田丹後守共に足輕二百人差添へて遣しけれども城中よりつるべて放す鐵砲の玉に打ちくらまされて、人を小柄横合を討ちければ敵兵敢て進み得ず、味方是に力を得て立直し守返して初めて柵一重持堅む、敵兵叶はずして其場を捨て城中へつぼみける、此時も堀尾が軍士は川の洲崎より横合に鐵砲を放ち、丹後五郎左衛門長重も景勝が後陣にありて微勢を以て上杉が魁兵

立雙びて矢石を放つゝ雖も城兵終に懸合せず、兵を率ゐて城中に入る、本多出雲守忠朝は佐竹に替りて今福に向ふ、淺野采女正長重、松平伊豆守勝隆、眞田河内信吉守弟内記信正、仙石兵庫好胤、秋田城之介實孝、新庄駿河守直勝等同じく彼の陣に向ふ、抑今福鳴野合戦に敵方の死人手負幾千萬ぞや、されば軍散じて後迄も河内川の流血に成りて時ならぬ紅葉の蔭、行く水の紅深きに異ならず、渡邊内藏介糺は器量世に勝れ力人に越えければ、今日の合戦にも棟梁の臣に選ばれ、鳴野表へ馳向ふ、此渡邊は兵法の達人なり、一年喧嘩を仕出しけるに比類なき勵をして人を人とも思はず凡そ渡邊を知りては大刀打すべき者は日本國中には恐らくは覺えずと廣言吐きし者なれば、今日の合戦にも眞先に進みしに、堀尾忠晴が軍兵等短兵急に進んで前後に當り、左右に微しきる勇力に拂はれて、立つ足もなく追立てられ、力持ちたる印には一番に逃入りける渡邊を恐しこ思ふ者やしたりけん、狂歌を書いて渡邊が門の前にぞ押したりけり。

渡邊が浮名を流す鳴野川敵に逢ひてや日は内藏介なり。
敵も味方も聞傳へて物笑そぞなりにける。

川淀高札場 今福に在りき。貞享四年正月大阪兩町奉行藤堂良直・小田切直利・攝河河川取締の幕命を拜し、淀川・木津川・大和川・石川其他を包括して之を支配し、土砂留工事を監督し、河川を浚渫す。同九年、川筋に當る十四ヶ所に川筋淀の高札を立てたり。今福その一なり。その淀左の如し。

一、川筋葭之儀縦高に結有之云ふとも一ヶ年ノ内四ヶ度宛四月五月七月九月此四回に無懈怠刈捨べし且つ又流作堅御停止之事
附流作並葭刈捨之所土何方之ものにても望次第取可申事。

一、堤に水除之ためならずして縦に竹木を植ゑ並堤之上に家作候儀御停止惣而堤筋あらばに相見え候様に可仕候事。

一、川除之儀本堤に計限外島之川除無用にいたし川端縦に不築出様に可仕事。

一、川筋島々に有之竹木柳其外雜木茨之類にても掘捨可申候惣而外島へ葭之根を植又者さし木仕候儀御停止之事。

一、外島に小堤いたし候儀御停止之事。
右堅可相守之若違背之者於有之者可爲曲事もの也

貞享四年月日

小田切喜兵衛
藤堂伊豫守

以上の高札は次第に條項を加減し、字句を修正し、寶曆四年六月の川筋淀十二ヶ條にて大成し、以て、幕末に至るまで變更することなかりき。その十二ヶ條は左の如し。

覺

- 一、川筋堀に川形に船を繋、通船構不成様可仕事
- 一、濱々に船繫候杭川中迄打出し不申通船之妨に不成様可仕事
- 一、材木屋竹屋共川中に材木竹積出し並筏等日數を重差置往來之妨に不成様可仕事
- 一、桿木材木川中に埋置、川浅く成候様に仕間敷事
- 一、筏を長く仕無人數に而差廻り、往來之船に妨仕間敷候事
- 一、川中又た附洲之上に柱を建て、屋根を葺き、帆柱、船板等差置申間敷事
- 一、町々方塵芥を持出、川中は勿論川端に捨候儀堅仕間敷事
- 一、橋杭は勿論船繫杭並綱に掛り候芥其町々又は其船乗之者取計可申事
- 一、濱側町境界外、納屋堤、岸岐水設迄結切之垣並水汲物縦に板を渡又た築出し、流垂形に作物等仕間敷事
- 一、濱側納屋下に闇をいたし、或は非人小屋を掛け火を焚候様之所も相見候、早々取拂非人など差置申間敷事
- 一、川筋堀には野路或は附洲有之場所船着宜ため町人共自分に野路附洲掘割川岸際浚いたし候儀勝手次第之事に候條、右掘割候

土砂を不取捨、其儘に野路附洲之上に挽揚置、且つ野路附洲等高く相成り場所有之不埒之事に候以來際擱いたし候はゞ右土砂

猥に成候趣に相見え不埒之事に候條、水道掛り町々申合相互に吟味いたし墨芥不捨様可致候、且つ又水道口川筋水敵先え土砂留之柱杭丈夫に打之、少々而も右杭に掛り候もの有之は早速取除候様可致事

右之通前々度々相觸候處猥に相聞え不埒之事に候、無油斷相改川々堀々不埋様仕水行障無之様可仕候若不沙汰いたし置候處有之は、吟味之上急度咎可申付候、此旨三郷町中可觸知者也

年號月

(大阪市史)

野崎詣路 紀海音が初めて「お染久松浮名の白紋」と題する淨瑠璃を作り、次に菅助が「染模様妹脊の門松」を書きて明和四年十二月豊竹座の興行に上せ、其後近松半二が新版歌祭文を作つて安永九年九月竹本座の興行に上せて以来、野崎觀音は非常に名高くなり、毎年舊暦四月一日より十日間(今は五月一日より十日間)觀音堂に於て無縁經の修誦あり、遠村近郷より參詣人引續けり。昔は天満橋より寢屋川傳ひ東へ三里、舟にて行くもの、徒步にて行くもの、皆々異様の風をなし、三味や太鼓にて行くもの囃し立て水陸互に署り騒ぎつゝ進む。而かもそれが和氣藪々たるものにて落語にも、「野崎詣の喧嘩はなんば八ヶ間敷は口で言ひ合ひしても手一つ出さんと言ふのが名物此の喧嘩に言勝さへしたら其年の運が定まるちう位ゐや、運定める喧嘩ヤ云々」であり。實に大阪人士の參詣は古來面白き年中行事の一つなりき。今福は恰も其の要路に當り、此の期間は大いに賑ひ、之を目

當に「くらわんか船」を初め業を營むものありたり。されど汽車の開通後は其の習慣は頓に淋しく、こゝ十年程前迄その影を認めたるも、今は全く其の跡を絶てり。近松の「女殺油地獄」に「小菊を思ひ思はれたさになまづ川よりやらく」と野崎參の屋形船卯月中旬のはつあつさ末の間に追繰りてまだ肌寒き川風を酒に凌ぎてそゝり行く」とあり。或は鯰江川を上りて今福より寢屋川に出でしものもありしならん。

獨木舟 五輪塔 舟は大正六年五月七日、今福三郷閘門樋工事の際、鯰江川底地下約十八尺の處より發掘したる者なり。此時又五輪塔をも發掘す。發掘の狀況發掘品の事は左に摘錄したる所に詳なり

(鯰江川より發掘せる大獨木舟(大道弘雄、考古學雜誌第八卷一、二))

發掘の場所 發掘された場所は、丁度大阪市の東方に當り今は殆んど市に接續して居る、東成郡鯰江町字今福で、大阪城の東北約十數町、京阪電鐵蒲生停留所の東南約數町の地點に位し、河内平野から流れて天満橋際で淀川に流れ込む、鯰江川といふ一支流の川底から不圖も今回發掘されたのである。「浪華上古圖」によるこの邊一帶の地は堀江一名大江で所謂難波入江となつて居るが、中古以來は丁度この所を大和川が流れてゐた。

發掘の徑路 次は發掘の徑路を說かずばなるまい、一體この鯰江川といふ川は北河内方面三十六ヶ村を含有する數千町歩の平野から流れ込む、水のハケ口となつて居て、兎角潮水の逆流と悪水の排除が思はしくないで、既に百五十餘年前に今福の地點に堰堤と閘門を作り「五箇樋」(現今は「三郷樋」といふ)と稱へて、右の缺點を補つて居つたが、先年一度淀川改修工事が成るや其後上水面が次第に低下し全くその必要も無くなつた、殊に工業地として追々發展する爲には、上下の航通路の邪魔となるので、遂に去る明治四十年に南方に幅八尺の閘門を作つた、しかし不相變その成績が好くないので、更に本年に至つて鯰江町から貳萬五千圓の工

費を支出し件の堰堤取崩に着手する事となり、愈々五月一日からその工事を開始し先づ川底の杭打と捨石の真最中去る六月七日にてつて左岸(南方)の川底に何物とも知れず堅い大きなものが横つて中々杭が打込み難いので次第に掘下げる。地下十八尺位の所で木が現れた、尙も発掘を續けて行くと始めて立派な獨木舟らしいものが現はれて來たのであつた、その舟は舳を東方にし、丁度それは地下約十八尺の處に、艤は西方に、それは同二十二尺位の處にあつたから、約五尺程の傾斜で埋没してゐた事になる譯である。

舟の構造 此大舟は大木を縦に折半したるものと弧抜いた所謂獨木舟で質は矢張り楠らしい、總長さは實に四十四尺四寸に及んで居るが艤から十五尺、舳から二十九尺四寸の處で俗に印籠接といふ接方で巧みに接合せてある、艤はその接目の所で六尺二寸五分、深さは二尺七寸、木の厚さは厚い處では七寸位もある。艤の附近の舷側には二尺程の間隔を距て、方五分程の小穴が開いて居り、又方々に三寸位の大釘が打つてあつたそれから舳から十數尺の處に長さ三尺有餘の木片を接合してあるがこれは此處で艤などを使用した跡らしく思はれる、舷側には緑青色の繪の具様のものが附着してゐるのを發見したが、模様がありはしないかと精査して見しも、不幸判明しなかつた、尙この外船の中から何か發掘しなかつたかを聞いて見たが、別に何物をも發見しなかつたとの事である、唯その獨木舟發掘以前に附近から「遙が上層から」「慶長十七年子四月十二日新物故靈位松栄童女」との銘ある五輪塔(高サ一尺七寸下徑五寸一分)の墓石や鍍金の煙管などを發掘した、これ等は何れもこの獨木舟とは全く何等の關係の無いものと認めればなるまい。

さてこの大獨木舟が如何に珍奇なるものか、他に類例を有するか、何時代のものかなどに就てこれから少々述べて見たいと思ふ。類例 今度發掘した獨木舟は今までに世に紹介されたものよりは遙かに大きなものであるが、然らば今日まで他で發掘せられた獨木舟はどんなものかといふと、吾人の知つてゐるのは唯五つに過ぎない、即ち

(一)天保九年四月尾張國海東郡諸桑村滿城寺の背後の小川より棹の丸木船を掘出す、船中古陶の破片古錢其他古器多く出づ
これは白井光太郎博士編著の「日本博物年表」の中に見えて居る、尾張名所圖會前編卷七には「諸桑村にて古船を掘出す圖」と題して繪が出てゐるがその説明には、「天保九年閏四月當村にて川浚へを以て滿城寺といへる寺の裏邊にて古木の如き物に掘當りしか

ば皆々訝しく思ひ猶深く掘わりしにいそ大きな船を掘出せり此船往古の製にて棹の丸木船なるが三ヶ所接合して門をもつて是をさす又船中より大綱のいり古瓦古錢其餘異形の珍器多く出たり夫より又其畔を掘返し見れば本佛像の半軀を掘出せりさて當村は式内諸錫の神社もありて千年に及ぶ舊地なれど其以前まだ此邊の海にありし時より沈みし船にてあらんか又は隣村古川村は元川筋なりしを埋めて今の村させし由なれば此邊までも彼用筋にて其處にありし川船のいつしか埋れありしにもやあらん」と見えて居る、がこの舟は今はどうなつたものやらこの以外にはこの船に關しては少しも判らない。

(二)明治十一年大阪難波馳川開鑿の時、地下一丈の土中から大獨木舟を掘出した、現今は大阪博物館内に陳列してあるが木質は玉楠桑、山櫟など種々の説があるが總長さ三丈七尺四寸、幅(廣き部分にて)四尺五寸、深さ一尺七寸、底の厚さ三寸といふ今までには第一の大獨木舟である。

(三)明治三十七年一月二十二日河内國牧方町字萬年山より木船を發掘したが、その中から漢式鏡七面、刀二本、玉類若干、提瓶一、金環一、簇若干等を發見した、現存の長さは十尺有餘幅一尺餘、厚さ二寸位で木質は楠らしい。牧方町役場で保管する事となり更に先般京都文科大學考古學教室に寄附されたのであつた。

(四)明治四十一年頃茨城縣結城郡水海道町の小谷沼から長四尺、幅二尺、高さ一尺程の獨木舟を掘出したが今は東大人類學教室に保管せられてゐる。

(五)明治四十五年六月十七日和泉國大仙陵東方字孫廻さいふ陪塚から幅一尺八寸、厚さ四寸、長さ約一丈餘位の杉らしい獨木舟が發掘せられたが、その中には漢式鏡二面、刀劍三四口、曲玉七、簪玉七十、棗玉六、丸玉、小玉、白玉、一千數百といふ三種の遺物があつたがこの曲玉の一つは翡翠の頗る大きなもので、この發掘物は全部東京帝室博物館に現今保管されてゐる。

尙この外にも一二發掘せられた木船もあつた様に覺へるが一寸調べた處では確かな事が判らなかつた、それで我國で今日までに發掘せられ世に發表された獨木舟は先づ右の五位に過ぎないのであるがその中でも三つは船の形こそそれ實は木棺なのであるから實際使用せられた獨木舟は尾張國から出たものと、大阪難波馳川から發掘されたものに過ぎぬ、しかも前者は存否不明だから今度の獨木舟を並べるに足るのは唯後者のみである併しこの兩者を比較して見るを鰐江川の方は馳川の方より長さで七尺、幅で一尺

七寸五分、深さで一尺、厚さで四寸、大きい事になつてゐる(たゞへ中央で接いであるとはいへ)何は兎まれ我國は今日迄の處では唯二つよりないこの貴重な大獨木舟が揃ひも揃つて大阪から出たのも不思議だといへ實に古の難波津の如何に賑つたかといふことを證明したものといはねばならぬ。歴史上に現はれた船の條の中にも多くは難波津云々の文字が見えて居るではないか、されば吾輩は今度の鯨江川の獨木舟は馳川のものに比べては稍々新らしいものかも知れぬが確かに平安朝以前のものと推定するものである。

第六 風俗

年中行事

惠方參りとて其年の惠方を曆にて繰り参詣す。

「福は内鬼は外」と呼びて豆撒をなす。

三月三日女の節句と稱し女兒のある家にては紙雛人形雛とを祭り、女兒打ち集ひ樂しく一日を遊ぶ。

五月五日男の節句と稱し男兒のある家にては鯉の吹き流し幟などを立てゝ男兒の出生を祝ふ。

七月十四日の夜より二十日頃迄毎夜男女打ち集ひ大神宮境内にて盆踊をなす。

七月十四日より各寺院にて紙燈籠などに火を點じ、靈魂を祭る。

舊暦八月十五日月見と稱し各戸團子を月魂に供す。

九月九日栗節句とも言ひ毎戸栗飯を煮く。

佛教信者打ちより毎月交代に各戸に集會して、念佛説教等をなす。

二月十日淨土宗の寺院にて信者打集り、法話説教などを聞く。

病氣祈願の場合、裸體にて神社佛閣に参詣し、其境内にて水行をなす。

魂月見祭
雛端午

菊節句

報恩講

寒夜行

第十一編 榎並町

第一 地理

位置及廣袤 榎並町は東成郡の北部に位し、西は大阪市北區善源寺町に連り、北は城北村及び古市村と境を交へ、東南は一帶鯨江町と相接す、形狀略々長方形をなせり。面積〇、〇七八五方里あり。

地勢 土地は各隣接町村に比して少しく低く、恰も一小盆地をなす。明治十八年水害の際に於ける浸水状況より考ふれば、淀川南岸に於ける最低地なること明なり。されば一體に平坦にして阪路等なし。地質は堆積層土なり、随つて地殻を組立つる物質は多種多様なれども、概して土壤及砂質の層より成る。最下層に至りては岩石より成るものあり。地味は土質の關係上稍々粘着力強からず、且つ水の透過極めてよく、養分乏しからず。随つて農業上適良の地味なり。栽培に適する主作物は米・麥・油菜・大豆・小豆等なり。甘藷・牛蒡の如きは全然適せざるものなり。

區割 大正三年十月一日町制實施と同時に從來の大字小字の名稱を除き、左の町名を番地に冠することとなれり。

内代ウチシダ、關目セキメイ、野江異角ノエタツミカド、野江南之町ノエモナミノチヤウ、野江中之町ノエナカノチヤウ、野江東之町ノエヒガシノチヤウ。

内代は本町の中央に位す、關目は本町の北部に位す、野江異角は本町の最南端に位す、野江東之町は野江異角の北隣に位す、野江中之町は野江東之町の西隣に位す、野江南之町は野江中之町の西隣に位す。

改正以前の大字名と各大字の小字名を舉ぐれば左の如し。

大字野江

關 <small>セキ</small>	前 <small>マサニ</small>	至自四六番	蓑 <small>スズメ</small>	田 <small>タケ</small>	至自四七番	横 <small>ヨコ</small>	手 <small>テ</small>	至自一二七番	印 <small>イン</small>	至自一二五番
雲 <small>クモ</small>	見 <small>ミ</small>	至自一六四番	八反 <small>ハチバン</small>	田 <small>タケ</small>	至自二〇〇番	東 <small>ヒガシ</small>	浦 <small>ウラ</small>	至自二二九番		
宮 <small>ヒコ</small>	浦 <small>ウラ</small>	至三二四番	江 <small>エ</small>	の口 <small>ノチ</small>	至自三二五番	南 <small>ミナミ</small>	池 <small>イケ</small>	至自三七四番		
前 <small>マサニ</small>	の畔 <small>ハタケ</small>	自四八三番	雀 <small>スズメ</small>	畔 <small>ハタケ</small>	至自七〇二番	北 <small>キタ</small>	の口 <small>ノチ</small>	自二五二番		
廻 <small>マハリ</small>	田 <small>タケ</small>	至自六〇一番	雲雀 <small>ヒバリ</small>	田 <small>タケ</small>	至自五四〇番	相 <small>アイ</small>	堀 <small>ボリ</small>	至二八三番		
大字關目	池 <small>タケ</small>	至自二七番	森 <small>モリ</small>	浦 <small>ウラ</small>	至自七七八番	流井 <small>ナガシ</small>	毛 <small>モ</small>	至自四五六番		
南 <small>ミナミ</small>	田 <small>タケ</small>	自一四九番	兼 <small>カネ</small>	至自二八番	井路 <small>タケ</small>	沼 <small>ヌマ</small>	至自五七四番	至四八二番		
の前 <small>マサニ</small>	前 <small>マサニ</small>	至一八七番	森 <small>モリ</small>	至自二八八番	自七七九番	田 <small>タケ</small>	至自五九七番	至四八二番		
大字關目	大字關目	至二〇二番	田 <small>タケ</small>	至自二〇二番	至八一四番	浮 <small>ウキ</small>	田 <small>タケ</small>	至六〇〇番		
池 <small>タケ</small>	田 <small>タケ</small>	自一四九番	田 <small>タケ</small>	至自二五二番	至八六四番	異 <small>クセ</small>	田 <small>タケ</small>	自八一五番		
南 <small>ミナミ</small>	の前 <small>マサニ</small>	至一八七番	兼 <small>カネ</small>	至自二〇二番	至八六四番	角 <small>カド</small>	田 <small>タケ</small>	至自八六四番		
大字關目	大字關目	至二〇二番	田 <small>タケ</small>	至自二五二番	至二九三番	さ <small>サ</small>	田 <small>タケ</small>	自二九三番		
池 <small>タケ</small>	田 <small>タケ</small>	自一四九番	田 <small>タケ</small>	至自二五二番	至二九三番	で <small>デ</small>	田 <small>タケ</small>	自二九三番		
南 <small>ミナミ</small>	の前 <small>マサニ</small>	至一八七番	兼 <small>カネ</small>	至自二〇二番	至二九三番	さ <small>サ</small>	田 <small>タケ</small>	自二九三番		

東成郡誌

九四八

畔	田	局	自三一一番 至三三五番
沖	中	井	自四〇一一番 至四七番

大字内代	木	臼	轟	今	池	大	場	京	高
柿	至三二番	自一六番	至三三番	自一四五番	自八一番	自四四八番	至四八〇番	自三三六番	至三四八番
馬	至一五六番	自一五四番	至一五五番	自一七五番	自一七八六番	自二〇六番	至二一七六番	自三七五番	至三七九番

大野田

自一八二番
至一五一番

し	く	田	今	池	大	野	田	京	高
			自一七八六番	自一七八六番	自四四八番	至四八〇番	至二一七六番	自三三六番	至三四八番

自一八二番
至一五一番

本町には猶左の字あり、私稱なり。

1 南方 現在の野江南之町一帶の總稱

2 北方 現在の野江中之町一帶の總稱

御城代領分内の庄屋大西治兵衛の居宅は野江の北部にありしを以て北方といひ領内一帶の稱となれり。代官領内の庄屋久保田市左衛門の居宅が南部にありしを以て南方と呼び引いて領内一帶の稱となれり。何時より始まりしや不明なれど、市町村制實施と共に其の名すたれたり。

3 茶屋町 現在の關目三十五番地附近一帶の總稱

徳川初世同地に旅館を本業とし、傍人足請負をなしたる西田屋治助と云ふあり、其の名高かりき。明治天皇明治元年大阪行幸の時、御休憩遊ばされたため記念碑を建設したり。此地今も人傳へて茶

屋町と云ふ。

野江は往古は油江と稱したりしに傳説あり。其説を抄出せば「爰に津の國浪波の北邊り古へは大江のきしとやらん唱し、夫よりして十四五丁ほど北に賤が家居を始しは、忝くも人皇四十五代のみかご聖武天皇神龜元年甲子の年なりといふ。其後四十六代孝謙天皇の御宇、當村より帝へ油を貢にさげしより油江村と勅號を給る。夫より日々に榮へしつる家居も數多なり子孫相續せり」と(榎並町野江久保田督造所藏の新井路取締帳)

戸口

榎並町戸口表(一)

年 度	戸 数	性別	人			現 在	男 女 計
			本 籍	出 寄	留		
明治三十五年							
同 三十六年							
同 三十七年							
同 三十八年	三四五	男女					
同 三十九年	九五二						
	一一二四八						
	九四九						

交
通

第十一編 檢並町 第一 地理

榎並町戸口表

東成郡誌

九五〇

〔道路〕 本町には國道一條府費補助里道二條なり。府縣道なし。

京街道（國道第二號線） 大阪市に起り、京都市に達す。本町主要なる通過地點は野江内代關目にて町内延長六百廿八間、幅三間三分、常に人馬の往來織るが如し。道路は完全に近きも雨後泥濘深し。杉山街道（府費補助里道） 古市村より城東村に達す、本町主要の通過地點關目、野江巽角。本町内延長四百二十六間、幅十尺。道路は雜草生ひ凹凸甚し、交通は京阪電車開通後は昔日の如く頻繁ならず、補助費は大正二年度に拾七圓ありしのみ。

龜岡街道（府費補助里道） 城北村より鯰江町に達す。主要なる通過地點は野江内代なり。本町内延長六百六十九間、幅十尺。道路狀態凹凸甚しく改良を要す。交通人馬の往来頻繁なり。補助費大正二年於て五圓ありしのみ。

野田街道（里道） 鯰江町より大阪市に至る。本町通過地點野江巽角、延長百五十間、幅十尺。路面凹凸甚し、改良急を要す。人馬往来頻繁なり。

無名里道 龜岡街道より岐れて來迎寺水神社の前を経て野江停留所に至り京街道に合す。延長百四十二間、幅五尺。京街道より岐れて關目部落を過ぎ杉山街道に合す。延長四百二十間、幅六尺。龜岡街道より岐れて野江墓場に至るもの、野江中之町四百二十六番地の一より同野江東之町五百二十六番地の二に至る、延長百四十二間、幅五尺。

〔鐵道及軌道〕 院線櫻ノ宮線元は網島より來りしものなりしが、大正元年より櫻ノ宮より分岐するところなり、貨物のみを取扱へり。櫻ノ宮に起り木津に至る、本町通過地點野江巽角、延長百三十間なり。交通緩漫にして一晝夜三四回の運轉あるのみ。

京阪電氣鐵道 明治四十三年四月の開通にして、大阪天滿橋より京都三條に達す。本町通過地點は野江巽角より關目に至る延長一哩十二鎮、幅二十四尺。野江停留所、野江に在り。交通頗る頻繁にして、天滿橋より發するもののみにても、一晝夜に普通電車百二十回、急行電車六十八回、臨時電車六十回、貨物電車五回、其他猶臨時發車あり。大阪、京都を連絡せる重要な交通機關なり。野江停留場
大正八年中乗客二六、二四六人。收入七、六八九圓降客不詳

〔橋梁〕 野江橋 京街道九ヶ井路に架す。野江南之町大阪市北區善源寺町境に在り。橋下の九ヶ井路は此處より始る。井路は榎並町内外八ヶ部落の用水井路にして、橋以下は本町長の管理に屬す。然も橋は大阪市の境界に屬するを以て市の架設經營せるものなり。構造木造、延長八、九米。幅三、四米。

榎並橋 龜岡街道支線内代井路に架す、内代二百七番の小路に在り、元無名橋なりしを、明治四十二年、龜岡街道支線改修の際、幅員を廣め榎並橋と命名す。延長四、六一米突。幅員三、二二米突。土橋なり。

龜岡橋 龜岡街道支線内代井路内代五十五番の水路上、東五十七番の堤塘より西八十三番の堤塘に架す。延長四、七米突。幅員二、九五米突。土橋なり。明治四十二年本支線改修の際、架換へたるものなり。

樋上橋 野田街道野江井路に架す。延長九米突。幅員三、五米突。木造欄干在り。野江井路の悪水樋上にあるを以て、樋上橋と稱す。工事不完全の爲め、二回まで壞れたりしを以て、人怖れて蛇の仕業なりと稱し、傍に辨才天を祀れり。其他の小橋梁左表の如し。

構造 大字	野江	内代	關目	計	構造 大字		
					野江	内代	關目
木 石 煉 瓦 造 造	一 五	三 五	三 三	二 三	土 橋	一 九	一 一
	一 三	二 三	九 三	一 五	計	一 九	一 一
						二 一	二 三
						四 三	三 三

〔通信〕 本町に郵便局なし、鈴江郵便局の區域に屬す。本町内の切手賣捌所三、郵便投入函四あり。集配回數は一日三回(電車沿線野江停留所ボスト開國數上り下り各六回)なり。電信電話も亦同局區域に屬す。大正二年三月二十二日、田中末次郎方に電話開通したるを本町の始とす。同年五月十日町役場以下四戸之に加入す。現在加入口數野江四、内代二、計六口(大正六年未現在)とす。大阪市内との通話は稍困難にして、多くの時間を費すことあり。

水利

〔水利組合〕 榎並莊普通水利組合 本郡沿岸淀川堤防に四個の樋あり、清水・古市・森小路・野江・赤川の各寝屋川以北一帶の田圃を灌漑せり。然るに彼の淀川改修工事のため、新堤の築設によりて其水路を遮断せらるゝに至りしを以て、明治卅三年二月、關係町村相謀りて水利組合を組織し、新堤に完全なる樋管を設けて用水を引用す。建設工費壹萬五千圓を費したり。水路延長一千八百四間、樋管木造四個、煉瓦造土管各一個、其蒙利區域城北村・古市村・清水村(大字般若寺劔街道以北を除く)榎並町・鈴江町(寝屋川及寝屋川以南を除く)榎本村(寝屋川以南を除く)九百九十一町六畝二十二步なり。東成郡長之を管す。大正五年度經費金貳千壹百七拾五圓、歳出總計金壹千七百九拾八圓、大正七年度は一反歩につき金七錢を賦課す。

〔水路〕 水利組合の管理に屬せざる水路左の如し。

種別	溜	池	堤	塘	溝	渠	閘	樋
放水面積長所	面積長所							
十一								
三反七畝二十一歩	六反四畝十八歩	八哩	六反三畝八步	六、三二五間	十五	十四	十四	十四
一 一 一								
十五								
三町二反三畝八步	六、三一五間							
一 一 一								

右の用水の主要なるものは、野江井路・内代井路・關目井路・九ヶ井路なり。淀川野江樋管に發し、餘江川に入る。本町域内十五條の井路となりて疏通せるものなれば用水の灌漑遺憾なく行はる。溜池は凡て水路と相通じ居るを以て、水路によりて灌漑せるの外、溜池による特別の灌漑法を探らず。利用法は用水及び悪水排除共に之を利用す。

〔池沼〕 水香園池 野江中ノ町七百番の一及六百八十八、九番地に在り、明治四十二年、京阪電車軌道用として掘りたるものなり。周圍に住宅を建設し、風致あり。面積八反三畝步、水深最深一丈四尺、最淺五尺、水質澄清すれども水流れず。水草は藻浮草あり。鯿・鯉・鮒を養殖す。大阪市錢高久吉、寺田英一郎共有に屬す。

關目宮裏池 關目二十八番の一に在り、關目宅地となすが爲に掘りたるものにして、元は村有たり明治三十年頃本町岡田彌太郎の所有に歸す。同四十三年まで俗にがま池と稱せり。面積四反五畝步水最深にて五尺、最淺二尺、水質薄濁なれども絶えず瀉流す。蓮根鯛鰻を養殖し、蓮根二年毎の収穫約貳百圓、養魚は毎年收獲約參拾圓なり。

六段池 野江東之町五百番地に在り。宅地となす爲に開鑿せり。面積四反三畝步、水深最深一丈、最淺二尺、水質薄濁、水流れず。水草は藻、魚類は鮒・泥鰌なり。

官公衙

榎並町役場 大字野江中之町二百七十三番地に在り。元は同字二百九十八番地に在りしを、明治四十五年六月五日、此に新築移轉したるなり。家屋は木造瓦葺平屋にして、建坪二十二坪一合あり。吏員は村長一名、助役二名、收入役一名、書記五名なり大正九年七月現在

野江巡查駐在所 大字内代三番地に在り。今福警察署に屬し、野江中之町(停留所より南)野江南町、同東之町の一部を管す。

大宮巡查駐在所 大字野江中之町三十四番地に在り。今福警察署に屬す。管轄區域は關目・内代・野江東之町・同中町の一部・古市村南島・城北村中の一部とす。

第二 村 政

沿革 本町の域は舊榎並莊の内なり、町名之に因る。此地大和川改修以前は河流滔々として流れ、舟楫相通し、時に洪水氾濫せしが、改修以後に至りて漸く安全の地となりたり。元内代村・關目村、野江村の三村たり。明治五年、五大區第三區に編入せられ、八年四月、第三小區と改めらる。十二年區の稱を廢す。聯合戸長役場を置くに際し、三ヶ村を組合とす。明治二十二年四月、この三村を以て榎並村とす。幾もなく人口増加し、商工業亦頓に發達せしかば、大正三年十月一日、町制を實

施し、榎並町と改め、大字名を刪除す。

今町村制實施後の町村長名、及び其の任期退職理由を表記すれば

町村長名	任期
大西卯三郎	自明治二十二年五月二十七日至同三十六年二月二十八日
西田仁右衛門	自明治二十八年十二月十三日至同三十六年二月二十八日
長澤利一郎	至同三十六年三月十三日
大西香	自明治三十六年三月十三日至同三十八年十月七日
森田孫兵衛	至同三十八年十月七日
久保田彌三郎	自明治四十四年九月二十二日至大正四年九月二十二日
久保田彌三郎	至大正四年九月二十二日至大正八年九月二十二日
久保田彌三郎	自大正四年九月二十二日至大正八年八月二十二日
久保田彌三郎	至大正八年八月二十二日

病氣退職

第二期には家事都合退職

退職

任	期
任期満了	第二期に死亡
東成郡書記	任期満了
第二期には家事都合退職	第二期に死亡
退職	退職

(備考)

關目村高持（宗門改帳に依る）

年代	年 代	村 高 持	高 百 持	高
明和八年	文政七年	三三一、二六三	五八、一五〇	三六
天保九年	天保九年	三三一、二六三	五八、一五〇	三五
嘉永三年	嘉永五年	三五三、三一三	三六、一五〇	四一
慶應四年	慶應四年	三四〇、八〇〇	四八、六一三	四二
文政二年	天保二年	三五一、九二一	三七、四九二	四二
久保田彌三郎	久保田彌三郎	三三五、二一三	五四、二〇〇	四二
久保田彌三郎	久保田彌三郎	三三五、二一三	五四、二〇〇	四二

年代	人 口	男 別	家 數	牛 高
明和八年	三一五	男	六二	六四
天保九年	三四五	男	六三	六四
嘉永三年	三四五	女	七七	七七
慶應四年	三五三	女	七七	七七
文政二年	三四八	女	七八	七八
久保田彌三郎	三五五	女	一七三	一七三
久保田彌三郎	三四五	女	一七一	一七一
久保田彌三郎	三五六	女	一七二	一七二
久保田彌三郎	三五六	男	一七〇	一八四
久保田彌三郎	三五三	男	一七八	一七八

關目村戶口

（宗門改帳に依る）

東成 郡 誌

嘉永四年	三五	一七九
文久二年	三六三	一八五
元治二年	三四七	一七二
慶應三年	三四六	一六八
明治三年	三四四	一七〇
	三四二	一六六
	三四六	一七一
	三五	一七九
	三六三	一七二
	三七五	一七五
	一七八	一九四
	一七九	一七五
	一七五	一七五
	一七九	一七二
	一七九	一六九
	一七九	一七五

七三 | 七〇 | 七三 | 七五 |

七七 | 七一 | 七一 | 七一 |

三八九、四一三
三八九、四一三
三八九、四一三
三八九、四一三
三八九、四一三

三八九、四一三
三八九、四一三
三八九、四一三
三八九、四一三
三八九、四一三

七三 | 七〇 | 七三 | 七五 |

七七 | 七一 | 七一 | 七一 |

三八九、四一三
三八九、四一三
三八九、四一三
三八九、四一三
三八九、四一三

町會 本町會議員定數は一級二級各六名、計十二名なり。同議員選舉有權者は一級六名、二級八十
六名、計九十二名、現在戸數と有權者との割合は一四・六につき一なり。大正七年
末現在

財政 由來榎並町は市に接續せる一小農村なりしも、明治四十三年京阪電氣鐵道の開通して野江停
留所の設置せられし以來、市内より移住する者俄に激増し、大正七年には戸數一千三百四十三戸と
なる。隨つて教育機關及行政機關益複雜となり、愈經費膨脹せり。

諸税負擔一覽表（大正六年）

年 度	歳 入	歳 出	年 度	歳 入	歳 出	税 目	金額	納稅者總數に對する平均一人額
						町 府 直 接 國 稅		
明治三十五年	六、九六九・一一九	四、五五六・一五一	明治四十四年	五、九七二・四六〇	五、六八三・二四九	税 目	金額	納稅者總數に對する平均一人額
						町 府 直 接 國 稅		
同 三十六年	五、五四九・一五六	五、五四三・四〇九	明治四十五年	八、九三六・八〇七	八、八二七・一五九	税 目	金額	納稅者總數に對する平均一人額
						町 府 直 接 國 稅		
同 三十七年	一、七八八・六一一	一、七七九・三三五	大正二年	七、九一三・八四三	七、九八一・九二〇	税 目	金額	納稅者總數に對する平均一人額
						町 府 直 接 國 稅		
同 三十八年	二、三九〇・九二七	二、三七八・四三〇	同 三十九年	二、〇九八・七〇四	二、〇七三・八〇五	税 目	金額	納稅者總數に對する平均一人額
						町 府 直 接 國 稅		
同 四十年	二、二九四・一六六	二、二九三・八三七	同 四十一年	五、九五一・八二五	五、二九四・一六〇	税 目	金額	納稅者總數に對する平均一人額
						町 府 直 接 國 稅		
同 四十二年	八、七三〇・三五六	七、三一六・九五七	同 四十三年	七、二八五・二八八	七、二八五・二八八	税 目	金額	納稅者總數に對する平均一人額
						町 府 直 接 國 稅		

之れに對して本町は家屋稅附加稅を增課し、其の他營業稅雜種稅の賦課によりて財源を得つゝあり
明治三十五年以降歲入歲出決算額は次の如し。

年 度	歳 入	歳 出	年 度	歳 入	歳 出	税 目	金額	納稅者總數に對する平均一人額
明治三十五年	六、九六九・一一九	四、五五六・一五一	明治三十六年	五、五四九・一五六	五、五四三・四〇九	税 目	金額	納稅者總數に對する平均一人額
同 三十七年	一、七八八・六一一	一、七七九・三三五	同 三十八年	二、三九〇・九二七	二、三七八・四三〇	税 目	金額	納稅者總數に對する平均一人額
同 三十九年	二、二九四・一六六	二、二九三・八三七	同 四十年	五、九五一・八二五	五、二九四・一六〇	税 目	金額	納稅者總數に對する平均一人額
同 四十二年	八、七三〇・三五六	七、三一六・九五七	同 四十三年	七、二八五・二八八	七、二八五・二八八	税 目	金額	納稅者總數に對する平均一人額

備考 大正七年度は豫算

衛生 大正五年四月より各戸に塵箱を設けしめしより一般村民の衛生思想を喚起し、又毎年七月より九月の間に於て大清潔法を施行し、其の間傳染病ある毎に、臨時若くは春秋二回に亘り之を勵行せり。殊に近時移住民の多きため、舊來の弊風大いに改まり、特に取締嚴なるを以て着々改善の状態となれり。

飲用水 水道は近く敷設せん運に至れりと雖も、現在にては在郷軍人會の事業として近接せる大阪市善源寺町より運搬する大阪市上水を使用せり。掘井は其數百六十四本あり。水深概ね十五間乃至五十間なるも、水質は極めて不良なり。即その内良井僅に四本にして、其他は殆ど不良井なり。又關目の川筋に沿へる民家には川水を使用せるものあり。從來川水使用者の傳染病に感染したる例なきは、要するに夏季傳染病流行の時期に於て、注意よく行届き居るに由るなるべし。

隔離病舎 病舎は明治三十六年五月、板並村避病舎として大字野江七百三十七番地に建設す、當時建坪三十七坪一合なり。大正五年八月廿七日、コレラ病續發の爲、病舎狹隘を告げ、建坪十五坪の假病舎を増設す。病舎は事務所一室病室四室あり。此等は建設當時人口五百餘人本町の需要にあてたるものなるも、爾來土地發展し戸口増殖したるため年々患者の數を増し來り、病舎の狹隘を感じること甚だしきを以て、大正六年一月、隣村清水・古市・板並の三箇町村組合の避病舎建築を計畫し、目下準備中なり。

衛生組合 衛生組合は既往の慣例として區々の組合ありしも、大正三年十月十二日附を以て板並町衛生組合規約の認可を受け、茲に之が成立を完うせり。爾來毎年町村吏員警察官吏と協力して清潔法施行をたすけ、殊に大正五年コレラ病猖獗の際は大いに活動せり。

八種傳染病患者表（表中日本数字ハ男患者亞刺比亞数字ハ女患者トス）

病名	大正元年		大正二年		大正三年		大正四年		大正五年		大正六年	
	死亡	全治										
脇症扶斯	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
赤痢	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
實布塙利亞	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
バラチアス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
コレラ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
特殊風土病	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

衛生に關する諸營業者は

醫者 二名

藥劑師 一名

看護婦 一名

産婆 一名

月現在

兵事 本村壯丁検査の成績は左表の如し。

壯丁検査成績表

年 度	愛 驗 者	大正元年度		大正二年		大正三年		大正四年		大正五年		大正六年		大正七年	
		甲	乙	丙	丁	猶	豫	六週間	現役兵	無教育	虎	眼	花	柳	病
三三															
二二	一	二	三	四											
四三	六	五	三	一〇	一										
三一	一	二	一	一											

帝國在郷軍人會梗並町分會 明治四十四年十月創立、大正七年現在會員百十二名、名譽會員十八名を有し、經費は正會員の會費及副業の利益金を以て支辨す。大正七年度歲出入總計五百九拾貳圓、基本財產現金貳百餘圓を蓄積す。本分會の副業は大阪市より供給の上水を町民に配達するにあり。大正二年五月十日事業を開始す。目下一ヶ年一萬石の上水を供給す。需要數二百八十戸。大正五年度一荷貳錢五厘、六年度以降參錢なり。(附記)本町在籍在郷軍人は二百五十六名、内譯現役歸休五名、豫備役下士一名、卒三十二名、後備役下士四名、卒四十名、補充兵既教育三名未教育百卅二名、國民兵第一國民兵三十九名なり。大正七年 末現在

戰役戰病死者

山田伊三郎 本籍大阪市北區天神橋筋西二丁目、生年月日不詳。後備陸軍步兵上等兵勳八等功七級明治三十七年八月二十三日旅順蟠龍山西砲臺にて戰死。

十八幸次郎 本籍大阪市北區東梅ヶ枝町五七五番地、明治十七年八月二十九日生、陸軍輜重輸卒、明治三十八年九月七日鐵嶺兵站病院にて病死。

消防 本町の消防組は大正二年七月の設置にして、組頭一名、小頭十二名、消防手三十名を以て組織せり。同四年二月小頭を三名と改む。器具置場は内代三番地に格納庫を設置し、警鐘臺は野江中之町三百二十五番地に在り。臺は橋本紋治、鐘は中西石松の寄附にかかり、大正七年八月竣成す。經費貳百九圓六拾八錢を要したり。

火災統計表

年 度		回 數		坪 數		損 害		年 度		回 數		坪 數		損 害	
大正三年度	二回	同	小火	一	一	見積	高 害	大正五年度	一回	同	小火	一	一	見積	高 害
同四年度	一回	同	小火	一	一	見積	高 害	同六年度	一回	同	小火	一	一	見積	高 害

教育 明治初年の頃は他地方の如く多くは僧侶等によりて教育を行ひ來りたり。即ち野江村は來迎寺、内代村は雲觀寺、關目村は善福寺に五六名、多くも十名位づゝ集りて、讀書習字を習へり。之れ等所謂寺小屋の如きものは、多き時は七八箇所に及べり。明治五六年に至り關目村の者は千林に

内代村のものは中村へ、野江村の者は今福へ多く通學せりと云ふ。明治九年に至り、野江村に野田分校を創立して、生徒を集め、以後漸次進歩して今日に至る。

榎並尋常高等小學校 野江中之町二百九十七番地に在り。明治九年五月一日、野江村宇宮裏(現今の榎並町野江中之丁)の地に野田學校分校を創立し、僧侶寺林法雨氏に託して教師とす、之を本校の權輿とす。同十四年十一月内代・關目兩村は中村小學校より分離して本校に屬す。同二十二年四月一日に及び野田小學校より分離獨立して野江簡易小學校と改稱す。同二十五年榎並尋常小學校と改稱し、現今に至る。創立以來現今の榎並町全部を通學區域とせしが、明治四十五年四月一日より村會の決議を得て區域外の學齡兒童は指定寄附金を納入して入學を承認することゝす。次で大正五年七月廿五日に至り榎並町野江巽角樋上橋以西の餘江町に編入せらるゝや之れを學區域より除去せり。校地校舎は明治二十年十二月四日、野田分校を修理し、尙間口三間奥行四間の校舎を増築せり。明治三十六年六月、新に現今の地(榎並町野江中之丁二百九十七番地)をトして校舎の新築を始め、同年八月九日竣工、落成の祝典を挙ぐ。校地坪數三百三十六坪、校舎九十五坪なり。明治四十一年義務年限延長及び就學兒童の增加により、同年二月工を起し、二教室を増築す。(校地三百七十一坪校舎一百五十坪)明治四十二年度に至り、更に二教室及職員室便所を増築す。校地四百二十坪校舎百八十九坪なり。明治四十五年度に至り又校舎の狭隘を告ぐるを以て校地四十二坪を廣め、四百六十二坪となし、教室三を増築す、時に校舎二百六十二坪となれり。大正六年に至り普通教室六・應接室一の二階建校舎を増築せん爲め、五月起工、九月落成す。尙舊校舎を北側に移し、運動場南方に便所一棟を新築し、舊便所二棟を取り拂ひ面目頓に一新せり。現今の校舎即ち是なり。校地一千一百九十八坪校舎四百〇一坪を有す通學距離の最遠十町にして平均六丁位なり、通學は京街道及龜岡街道を幹線として數多の道路よりし、從前は總て現今の裏門よりなせしなり。最近に至り通學途上に於て京阪電車軌道及片町線を横切り、又はこれに沿ひて通學せざるべからざる者等あるより、これ等の危險を防がんとして全兒童を十六組に分ちて整列し、登校をなさしめつゝあり。而して野江巽角よりの通學兒童にして京阪線及片町線を横切りて通學するもの百三十名にして、關目の兒童に城北村宇中村(區域外)よりの通學兒童十六名を加へたる百二十九名は、約一町間京阪線に沿ひて登校せざるべからざるなり。

兒童學級經費表

年 度	就學兒童	就 學 步 合			學 級	經 費
		男	女	平 均		
明治四十二年	九一・一〇	八六・二〇	八八・六五	八六・一九	一、九四三 内 三・七八六	一戸負擔
同 四十三年	八六・三五	八五・九七	八六・一九	八六・一九	二、二二〇 内 三・九一五	
同 四四年	九八・一二	九七・一四	九七・六五	九	三、〇九一 内 三・八五〇	

大正元年	九八・六四	九七・七一	九七・九四	一〇〇
同二年	九八・九九	九七・九九	九八・四九	三、六二七
同三年	九九・四八	九八・五二	九九・〇〇	三、四六四
同四年	九七・八四	九九・四六	九八・六〇	三、五二〇
同五年	九九・五六	九九・七六	九九・六六	三、四一〇
同六年	九八・五三	九八・〇五	九八・二九	四、三九七
同七年	九九・一七	九八・〇〇	九八・五九	五、三六六
				八、一四一
				四・二二〇
				六・三九〇

備考 學級數明治九年より同二十七年迄一、二十八年より三十七年迄三、三十八年より四十年迄四、四十一年六なり。

歴代校長氏名

江崎龜太郎 藤井數人 梶尾守一 國下魯輔

柴田章太郎 義中修

山田芳三 矢野一(現校長)

榎並町教育會 明治四十四年五月の創設にして、事務所は本町小學校内に置く。事業の重なるものは通俗講話會、處女會、敬老會、農事講習、夜學會、壯丁教育、簡易圖書館の設立、其の他風俗改良勸儉貯蓄の獎勵、窮難救濟等なり。役員は會長副會長各一名、評議員幹事各四名とす。經費は會費を徵せず、寄附金及村費補助を受けて之を支辨す。

榎並町青年團 従來若中と稱する青年の集團ありしが、大正四年九月の頃之を解散し、御大典記念として青年團を組織することとなり、先づ各部落に分團を創立せり。關目分團は大正五年二月十五日

野江分團は大正六年二月二十五日、内代分團は同月二十八日、各之を創立し、同年三月十五日、榎並尋常小學校に本團の發會式を舉行せり。會員は町在住の満十二歳以上二十五歳未満の男子とし、會長に町長を、副會長には小學校長を推薦し、理事評議員幹事等の役員を置く。事業としては講演會、運動會、修學旅行等を行ひ、又弊風の改善善行の表彰につとめ、郷土神社の祭事を擔當す。大正六年十月の淀川大洪水に際しては、郡役所の命を承けて團員三十三名、團長副團長の引率郡視學指揮の許に櫻之宮工事場に於て土俵の調製に從事し、二十九日午後八時半に始り、翌三十日午前六時に終れり。經費は會費寄附金町補助金に由る。大正七年度經費の豫算貳百五拾圓、會費貳拾五圓寄附金貳百五圓、町補助金壹百貳拾圓なり。各分團の會計は別に之を作る。

第三 産業

明治四十三年交通機關の發達に伴ひ大阪市との交渉益々頻繁となり、祖先以來農を業させし者も、市内各種工場に職を求むることとなり、且つ時代の要求に従ひ家庭的小工業を始むるものも日一日増加し、住民の大部分は左表に示すが如く各會社工場に勤ける労働階級者となれり。而して本町に於ては莫大小業の著しき發展を見たり。商業方面に至りては運輸交通の利便なるが爲め市内商店に

至り需要を充す傾向あれば、將來の發展も稍望み難きものあり。

住民職業表

年 度	從業者	農		業
		自作	兼自小作	
大正六年	從業者 〔女男〕	戶數	戶數	
大正五年	從業者 〔女男〕	戶數	戶數	
大正四年	從業者 〔女男〕	戶數	戶數	
計	從業者 〔女男〕	戶數	戶數	計

農業 農業地の一部は年々往宅或は工場に變し、且つ農を副業とするもの多きに至りしかば漸々萎靡し振はざる状態に傾きつゝあり。現住戸數(大正六年)全部にて千三百三十八中、農を專業とするもの四十八、兼業とするもの六十四、計百十二戸に過ぎず、今之を各大字別に示せば、

種 別	大字名	普通農業		業 計
		養 鷄	計	
田	内野代江	六三	一	
畠	一	六四	一	
山	大字名	普通農業	養 鷄	業 計
林	關目	六四	一	
原	大字名	普通農業	養 鷄	業 計
野	四〇	一	一	
宅	原野	四〇	一	
地	計	一一二	一	

本村耕地の大部は水田なり、畠地は僅少部に過ぎず。左に大正六年 月現在耕地及其他民有地の統計を示すべし。

民有農業及宅地統計

種 別	大字名	普通農業		業 計
		養 鷄	計	
田	内野代江	六三	一	
畠	一	六四	一	
山	大字名	普通農業	養 鷄	業 計
林	關目	六四	一	
原	大字名	普通農業	養 鷄	業 計
野	四〇	一	一	
宅	原野	四〇	一	
地	計	一一二	一	

此等僅少の耕地も工業の關係上累年減少の傾向に在るは既に説けるが如し。今その累年を對照するに。

大正四年	一百〇三町九反二畝十九歩		
大正五年	一百〇三町五反三畝二十八歩	減少	三反八畝二十一歩。
大正六年	一百〇三町二反六畝二十五歩	減少	二反七畝〇三歩。

本村主要の作物は土地の關係上、古來米・麥・菜種・大豆のみを栽培し來り、今に變化なし。大正六年に於ける產額左の如し。

農產物產額表

品目	反作付別	數量	價額	販路		品目	及作付別	數量	價額	販路
				米	麥					
米	九九町	二、二六九石	四一〇三二円							
麥	二・一	四・二	五八八	同		菜	大	一・五	一八七石	二、二四四円
						豆				
							同	二・七	四〇五	大阪市

肥料は單に屎尿藁灰を使用するのみ。屎尿は從來大阪市より汲みされり。施肥は一反步に三十荷とす。肥料の價格は大約左の如し。

被雇労働は春夏各三十日間雇庸するを例とす。賃銀は業種の別なし。田植、草取、收穫皆同一賃銀とす。近年數年間の賃銀左の如し。但食事は雇主の負擔とする。

大正四年	〇・一〇	〇・〇五	〇・〇一五	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・一三	〇・〇七	〇・〇八	〇・〇二〇
同五年	〇・一一	〇・〇六	〇・〇二〇	〇・一二〇	〇・一二〇	〇・一二〇	〇・一四	〇・〇八	〇・〇九	〇・〇二〇
大正五年										
大正六年										
大正七年										

但、労働者は雇庸期六十日間に於て五日の休業をなす。耕牛は四五軒組合にて一頭を飼養し、春秋の農繁期合せて約一ヶ月間の外は河内丹波に預けて飼養せしむ

現今小作に附しある田畠は田七十七町八反六畝十一歩、畠一町八反五畝二十一歩なり、一定の年期なく、又過去に於て地主小作人間の紛擾を聞かず。小作料は田一反歩につき平均一石七斗位なりとす。本村農家は工場會社の通勤にあり。是本村は畠地少なく米作以外に他の副業なきが爲にして、明治二十七年、大阪砲兵工廠の職工大募集ありしより始まるなり。本町は市に接續せりとすが故に幼少の子女と雖も市内の工場會社に通勤すること極めて容易なる地位にあると共に、近年土地の發展に伴ひ町内に各種の製造所を見るに至り、職工從業者の數大に増加せり。かるが故に小農にありては作業上其障害なき限り子弟をして職工徒弟たらしめ、或は農閑の期（九・十・一・二・三・四の六ヶ月）を以て其職に從事する者年一年に増加する傾向あり。大正六年の農戸百十二戸の家族四百七十一人の内、副業に從事せるもの三百〇三人あり。

工業 明治三十五年、田中末次郎の莫大小製造開始以來、二三の之に倣ふ者現はれたりしが、大正に入りてより各種工業の急激なる發展に伴ひ、本村にても該工業者續出して現在工場數二十九ヶ所末現在年に及べり。猶工場を要せざる家庭工業も大に發達して日一日と盛なり。最近從業者戸口の増率左の如し。

大正四年	戸数 六一	人口 七九〇	大正五年	戸数 六四七	人口 八六七
同六年	戸数 六七八	人口 九〇五			

產額の首位にあるものは莫大小なりとす、是二十數年來次第に隆盛に赴きたるが爲なり。之に亞くを綿ネルとす。玩具、堀壺その次なり。近年に於ける此等の年產額を示せば左の如し。

工產物年產額表

製 作 品	產 額	價 額	販 路	年 產 額	
				大	小
莫 綿 布 ネ ル	五萬二千八百三十貫	拾壹萬八千六百圓	神戸を經て南洋印度、アメリカ 印度、ロシア		
堀 壺	一萬三千六十六個	拾貳萬圓	硝子製造工場、亞鉛製造業者		
硝 子	三萬五千打	五萬六千參百圓	支那、南洋		
玩 具	四百萬本	六萬圓	大阪を經て上海 支那、印度、英、米、南洋		
化 粧 品	千三百石	壹萬貳千圓	大和、山陰地方、内地 京阪地方 大阪問屋		
メ リ ヤ ス 用 機 械		七百圓			
金 變 電 所		壹萬八千圓			

(工場法による工場) 次の十三の工場は大正九年に於て工場法の制裁を受けつゝあるものなり。各工場の概況は大正六年以前創立のものは同年の調査、大正六年以後の創立にかかるものは大正八年の調査なり。

田中末莫大小工場 大正二年十月創立、使用職工二十人、生産年額貳萬圓。
橋本莫大小工場 大正四年十一月創立、使用職工二十五人、生産年額五萬圓。
西川莫大小製造工場 大正三年一月創立、使用職工十七人、生産年額五萬圓。
津村硝子製造所 大正七年十月創立、使用職工二十人、生産年額九萬五千圓。
小川製瓶所 大正六年八月創立、使用職工十九人、生産年額貳萬圓。
正盛館堀壺製造所 大正四年一月創立、生産年額五萬六千參百圓。

(伊) 鑄造所 大正七年十一月創立、(同八年より森永の經營となる) 使用職工七人、生産年額貳萬圓。
西野鑄造所 大正六年二月創立、使用職工十五人、生産年額四萬五千圓。
西尾鐵工所 大正二年四月創立、使用職工三十一人、生産年額七萬五千圓。

川中織物工場 大正三年八月創立、使用職工五十人、生産年額壹萬貳千圓。

三村硝子工場 大正元年創立、使用職工五十二人、生産高年三萬五千打。

佐藤鑄物工場 大正五年九月創立、(現在は岡本吉五郎の經營なり) 使用職工六人、生産年額千八百圓
宇治川變電所 大正二年三月創立、使用職工修繕所三十三人、試驗所六人、生産高壹萬八千圓。

從業者の年齢學力勞銀表

工場名	年齢	學力程度	勞銀
中西メリヤス工場	平均二十四歲	小學卒業及其程度 尋常卒業セルモノ文字ヲ 知ラザルモノ	男女平均拾錢——六拾錢 女男壹圓——參拾五錢
西田メリヤス工場	主ニ二十歲位	右ニ同ジ	平均月額貳拾五圓——貳拾圓
田中メリヤス工場	二十歲乃至三十歲	不文ノ者	平均月額貳拾壹圓——七圓
橋本メリヤス工場	十六歲乃至四十歲	尋常卒業 尋常半途退學	平均月額貳拾五圓——貳拾圓
西川メリヤス工場	二十歲乃至三十歲	同右	平均月額貳拾五圓——貳拾圓
川中織物工場	平均三十二歲	四人	平均四拾錢
平野メリヤス工場	平均二十三歲	五人	九拾錢——貳拾五錢
長谷川メリヤス工場	平均十八歲	一人	六拾錢——參拾五錢
本橋ゴム會社		一定セズ	

變電所	二十歲乃至四十六歲	小學卒業程度以上	八拾九錢——貳拾五錢
正盛館堺場會社	二十歲乃至三十歲	尋常卒業	月額參拾貳圓——八圓
三村硝子工場	二十歲マテ	了セザル者	九拾錢——參拾錢
平谷硝子工場	十五六歲	右ニ同ジ	貳圓——貳拾錢
中根玩具工場	十二三歲乃至四十五六歲	尋常卒業	七拾錢以上
土岐鉛會社	二十歲乃至五十歲	右ニ同ジ	壹圓廿錢——貳拾七錢
大庭鐵工所	二十五歲乃至三十六歲	同上	參拾五錢——拾五錢
竹本鐵工所	十六歲乃至十六歲	右ニ同ジ	四拾五錢——最低不定
近藤鍛冶所	十四歲乃至十六歲	同上	
米谷精米所	十九歲乃至四十二歲	無學	

工業労働者賃金表

年 度	男	女	年 度	男	女
大正三年 同四年 五年	九八七 拾拾拾 錢 錢 錢	四參參 拾拾五 錢 錢 錢	大正六年 同七年	貳壹圓參拾圓 九六 拾拾 錢 錢	

一箇年労働日數

勞働日數 三三四

休業日 一日、十五日、祝日、大祭日、正月四日間、郷土祭二日。

商業 輓近交通の發達と工業勃興との影響は商業をして異常の進歩をなさしめたりと雖も、本町の現況は商業地よりは工業地と目すべき情況なるを以て今猶商業は規模小なりとす。従つて商業としては、本町の製品を大阪市に販賣すること、及其原料品の買入れ、並びに町民の日常生活に必須なる米、酒其他食料品、雜貨、日用品等を取引するに止まり。されば本町の商業は同業組合等を設置するまでに至らず、町内的一部の者は大阪市内のものに由て未だ不便を感じるに至らず。是土地に近接して且交通至便なるが爲なり。銀行に由らざる者は、土地の資産家より資金の供給を受け居れり。最近數年間本町移出入高を示せば左の如し。

榎並町移出入品價額表

品 名	大正二年		同三年		同四年		同五年		同六年	
	移 出	移 入	織 器 其 計	米 メリヤス	米 五、七〇〇円	米 三、六〇〇円	米 一〇〇、〇六〇	米 三、九〇〇円	米 四、八〇〇円	米 六、六〇〇円
品 入 超 過 額 額	九、六〇〇	六、六〇〇	九、六〇〇	二五、九二〇	二五、九二〇	九、三二〇	二五、九二〇	三九、二〇〇	三九、二〇〇	六、六〇〇円
品 出 超 過 額 額	一五、六八〇	一五、六八〇	一五、六八〇	一六、七六〇	一七、〇〇〇	二三、四二〇	八七、八〇〇	一二八、四六九	一二八、四六九	六、六〇〇円
品 入 移 入 額 額	六七、七六〇	六七、七六〇	六七、七六〇	一六三、三四四	三一、五〇〇	四三六、二二〇	四三六、二二〇	八九、二四四	八九、二四四	七三、七三五
品 出 移 出 額 額	四三、七〇〇	四三、七〇〇	四三、七〇〇	二七、六〇〇	二九、九〇〇	三六、八〇〇	五〇、〇〇〇	三九、三六〇	三九、三六〇	六、六〇〇円
品 入 移 入 額 額	一八、二二二	一八、二二二	一八、二二二	二〇、三六八	二一、五一一	二六、〇二七	四一、七〇〇	二八、三一六	二八、三一六	六、六〇〇円
品 出 移 出 額 額	二〇、二七八	二〇、二七八	二〇、二七八	二二、〇二六	二三、一五五	二五五、五〇〇	二九四、六二〇	二〇八、二四〇	二〇八、二四〇	六、六〇〇円
品 入 移 入 額 額	三二、三〇〇	三二、三〇〇	三二、三〇〇	一二二、八〇〇	三三〇、〇六六	三八五、七六三	三三九、三〇〇	三三九、三〇〇	三三九、三〇〇	六、六〇〇円
品 出 移 出 額 額	一一四、五〇〇	一一四、五〇〇	一一四、五〇〇	一八二、七九四	一八二、七九四	一八二、七九四	一八二、七九四	一八二、七九四	一八二、七九四	六、六〇〇円
品 入 移 入 額 額	四六、七四〇	四六、七四〇	四六、七四〇	一九、四五〇	一八、五六六	五〇、四九七	二、〇五二	一、〇五二	一、〇五二	六、六〇〇円

質商 従來野江に二戸、内代關目に各一戸、計四戸ありしが、大正四年關目の一戸は廢業して、現在にては三戸となれり。此等三戸の大正七年中取扱高は點數六千三百六十一點、金額壹萬參千七百七拾六圓九拾錢、金利壹千六拾九圓九拾參錢なり。利率は組合規定のものは壹圓以下四割以内、五圓以下三割、拾圓以下二割半、拾圓以上示談せり。

車輛統計 本村には交通運輸業者なし、村内の車輛は左表の如し、自轉車の始用は明治三十五年頃に始れりと云ふ。

年 度	自轉車			小車			大車			人力車			四輪車			年 度
	大正三年	二四	七八	一四	?	?	九二	一二〇	一九	一一〇	二〇	一	八			
同四年	三一	九八	一六	?	?	?	同七年	一〇三	一〇三	一一〇	二〇	一	八			
同五年	六五	一〇四	二〇													

第四 神社及宗教

須佐之男命神社（村社） 榎並町關目字宮浦五百六十四番地に鎮座す。境内 有地面積百六十五坪あり。

本社創祀は天正八年豊臣秀吉大阪築城の際、防備の一として本村大字關目より古市村森小路の間十餘町の道路を特に數次屈折せしめて、敵兵の進軍を俯瞰し、其軍容兵數を察知するに便ならしめたる、里俗之れを七曲りと稱す。而して之れと同時に此地に毘沙門天王及牛頭天王を勧請せるなり、

（大字關目、岸田龜五郎の談）

と云へり。明治五年村社に列せらる。社地は舊沼中の小丘なりしが開墾せられて其二

方は小川となり、一方は現社地創建の際盛土を探掘せし痕なりと云へる蓮池なり。現在の社殿は大正四年九月修築せるものにして、本殿は兩面し流造唐破風鞘付檜皮葺にして拜殿は流造槌破風瓦葺なり。鰐江町八幡宮に藏せる再建願書其他古文書に據れば正徳年中大風の爲め本村民家多く倒壊せしが、此時本社殿亦其災厄に罹りしことあり。其後再び明治十八年大水害に社殿流失せり。正徳及明治の再次の厄災後再建の年次は今之れを知るを得ず。社務所地車小屋は境内地の北に接せる社有地に在り。祭祀には新年祭（二月二十日）夏祭（七月二十日）例祭（十月二十日）月次祭（毎月二十日）の外明治天皇御駐輦碑建設記念祭（七月六日）等あり。祭祀が明治年代に至り神社制度の刷新と共に宮座の手より離れたることは茲に記載するの要なし。明治十八年水害以前は本社の旅所は大字野江字關前十六番地にありき。此地の住民は元關目の者なりしより、こゝに本社の分靈を勧請して奉齋し、神輿の渡御を迎へて旅所としたるなり。石垣を作り小祠ありしも今は畠となり其址をさゝめす。同年の水害に神輿流失し、村民も疲弊し、遂に神輿渡御の式は廢絶せり。氏子區域は大字關目全部戸數約二百八十戸なり。

水神社（村社） 榎並町大字野江字中の町三百九十三番地に鎮座す。祭神は彌都波能賣神なり。本社創祀年次詳ならず。元來此地方は地盤平低にして淀川或は其支流氾濫の災害を被むること頻繁なるより自ら住民の崇祀する所となりしなるべし。或は傳ふ、天文年間三好宗三が榎並築城と同時に此社を奉祀せしが其後水害終熄せるより若干の神田を寄進せしことあり。然ども未だ其確證を得ず。本社に「元祿十六年九月水德廿靈神萬民化樂氏子繁昌之所勸行者鈴木久太夫」と記せる祈禱札を藏す村社に列せられし年月詳ならず。境内は官有地百七十三坪七合九匁、四圍に比し高燥、且つ樹木に

富み森嚴なり。社殿は明治十六年の改築に係り、東南に面す。本殿檜皮葺流造唐破風付（間口五尺）拜殿瓦葺入母屋唐破風付（間口三間）手水屋（半間）神樂殿（三間）等あり。宮座は天明年代に其存在を認ることを得べく大西大森姓の者多かりき。祭祀は祈年祭（十二月）夏祭（七月）例祭（十一月）鎮火祭（十二月）例月祭（毎月一、十、二十日）等にして氏子區域は大字野江（東之丁、中之丁、西之丁全部）戸數大約七百三十戸なり。

雲觀寺 大字内代百三十二番地に在り。真宗大谷派東本願寺末に屬す、紫雲山と稱す。本尊阿彌陀如來。創立開基詳ならず。境内民有地六十坪、建物は本堂十八坪、庫裡十三坪の二棟なり。檀徒約百戸。來迎寺 大字野江中之町四百十四番地に在り。真宗大谷派東本願寺末に屬す。荷香山と稱す。本尊阿彌陀如來。創立開基詳ならず。境内共有地百三十二坪、建物は本堂二十坪、藥醫門一間、四方庫裡十五坪、鐘樓坪等あり。檀徒數三百五十戸。

善福寺 大字關目に在り。真宗大谷派本願寺末に屬す、寶華山と稱す。本尊阿彌陀如來。創立年月開基詳ならず。境内村有七十四坪五合、建物本堂藥醫門等あり。檀徒五十戸。

天理教會野江布教所 大字野江中之町七百十四番地にあり。當初本町の發展に伴ひ、信徒漸次増加したるを以て、大正二年四月、西田佐次郎、米谷庄三郎等發願して本部に申請し、本所を設置し、松浦甚造を迎へて教師とす。祭神天理十柱大神は同年十月五日、本部より分靈奉祀したるものなり。境内地民有百坪、建物は神殿及事務所一棟、現今信徒百四十戸あり。

第五 名所舊蹟

楠木正儀陣所 所在今詳ならず〔花營三代記〕に曰、應安二年（正平二年十四年）三月廿日子時楠木引退天王寺之由申之、二十三日酉時同引退榎並之由申之、赤松大夫判官入道自天王寺同引退云々。

榎並城址 大字野江三三六番地（小字渡守）に在り、今遺址存せず。天文十七年十月、三好宗三及子政勝、此に據り、三好長慶に抗す。翌年六月、宗三江口に敗死し、政勝、城を棄て去る。〔細川兩家記〕に曰十月廿八日に三好筑前守よ一舍弟十河民部大輔、三好加介、此外人數十七ヶ所へ入られる。右衛門大夫（三好政勝）は榎並の城に籠。日々取合也、宗三は京田舎上下して調儀也、然處十河民部大輔、三好加介相談し、宗三と申合られ、榎並の城へのがれけり。人曖に依也。

野江仕置場址 現今大阪市北區善源寺町の東端に在り。其跡とも覺しき坪數百三十坪（古は面積數倍ありき）東は野江井路に連り、西・南・北は京街道に接す。雜草生ひ茂り足に入るべからず。石碑の苦蒸したるもの二三、土中に埋れたる、所々に隱見す。昔此の地にて重罪者を所刑せし所と云ひ傳ふ。〔大阪府誌〕（八十二頁）に曰く「刑場即ち仕置場は各所共に牢屋の近傍又は村外れに一定せられたりしが、一定のものなき所は河原若しくは物捨場に於て行ふ規定にして、當所の仕置場は千日（今の南北難波東河原）及び野江・鳶田等にして、晒・鋸挽・獄門・死罪等の刑場なり。獄門以上の仕置は刑中殊

に重きものにして、數日前より出口々々の五箇所に捨札と稱し、仕置の次第を記したる名札を建て、以て世人に示し、仕置中最も軽きものは敲とし、之に五十敲と百敲との二種あり。然るに婦人及十五才以下の少年は敲の刑を應用せず。五十敲に相當する者は五十日、百敲に相當するものは百日の過怠牢とし。又入墨あり、二筋の輪を廻し、再犯者は他刑を加ふ。死刑・獄門・磔・鋸等の重刑に於ては牢番の者をして罪人に縄をかけ、白洲に召し連れしめ、仕置の事を申し傳へてのち仕置場に引かしむ即ち罪科の強盜犯以上のものは大阪三郷引摺となし、馬上に乗せ、與力又は騎馬にて之を督し、罪科を旗に記し、以て三郷の町筋及被害者の前に引廻し、刑場に到る。刑をなすものは舊渡邊村の穢多即ち今西濱町の舊穢多にして、此等は罪人に切縄目隠等を掛け檢使は與力罪人の左向副檢使は同心にして右方に向ひ、何れも罪人より三間を隔て狹圃の側面に腰を掛け、而して檢使は科書證文の寫を懷中より出だし、三歩前進し中腰になりて読み聞かせ終り、二三歩却行し、再び腰を掛け、總て慎重の態度を取りたり」

仕置場にて磔せられたるものゝ内重なるもの左の如し。（現存古老人の言に依る）

稻田のおとめ。中河内郡楠根村大字稻田（稻田の大工某の娘）大阪へ奉公に行き奉公先の主人を殺したるため。

米太の番頭。大阪市東區平野町附近。主人の金貳千七百兩取れり。何れも六十年前なり。

第六 風俗

住宅 本町發展の一方面は建築坪數の増加なり、京阪電鐵の開通以來、著しき數字上の増加を示せり。是大阪市の發展膨脹の餘波を受けたる爲めなり。大正六年に於ける棟數は木造三三〇棟、土藏造一〇一棟、煉瓦造六棟なり。累年の建坪比較は左の如し。

榎並町建坪累年比較表

年	次	土藏造	煉瓦造	木	造	年	次	土藏造	煉瓦造	木	造
大正二年	同三年	三五六・一	四〇四・五	一四、六一六・四	大正五年	五二八・三	四八八・一	一六、〇九四・五	一五、七五六・五	四九七・七	六、六八三・四
同四年	六八七・七	五二五・四	四一九・二	一五、〇五七・九	同六年	五〇五・八	四一〇・六	一五、七五六・五	四一〇・六	一五、七五六・五	四一〇・六

信仰 最近に至り種々の宗旨の來住者あれど、古來住民の最大多數は真宗にて、本山（京都本願寺）に參詣するを歸山と稱し、信仰甚だ深かし。柳谷觀音（所在地京都府乙訓郡海印寺村柳谷楊谷寺）講なるものありて、年一度は町民申合せ、春の好季に三四百の團體を作り、一泊掛にて參籠するを常とせり。講元大森八郎兵衛。生駒歡喜天（生駒聖天、奈良縣生駒郡北生駒村寶山寺）を信仰するもの甚だ多く、月乗りとて毎月必ず登山し、御百度を踏むもの少しあらず。

遊藝 野江町内にツボミ會・藤花連と云ふ舞囃子の二團ありて各二十名近くの連中あり時々會合して愉快に斯道の會をなす。關目部落にては、青年壯年を一團とせる生花研究會・謡曲研究會の二あり共に甚だ熱心なり。

特種の風俗 婚禮の際、嫁家にして村内の信用少なきときは、式の當日、村の若者打集ひ戸障子を破ることあり、多きときは拾圓少なくとも五圓の金子を包み、(たのみ)と稱して若中に差出し引き取らしむ。今や此の風全然廢れたり。(明治四十年)

兩親の同意なく他の村の若者に情を交したこと發覺せば、町内の若者全部打寄り、酒樽に水などを入れて床屋にかつがしめ、町内を練り歩きて娘の家に打ち寄す。俗に樽入れと呼ぶ。樽には酒を詰め、參圓より五圓位の金子包の金を添へて若者に返す。この風も今や跡なし。(十五年以來なし)

葬禮の際 町内にて惡まるゝ家なれば同行(組合中)申合せ、墓場の掃除出来しき飲食をなし、葬式の時刻を後れしむ。此の風今や改善せられたり。(十年以來此の風なし)

夜寐講 一月十四日の夜、家内中打寄りて壽志を食ひて一夜を明かす、夜寐講といふ。此の風も今やなし。(明治四十年以來なし)

節分 金盥を打ち叩きつゝ氏神に參詣して祝豆を献す。或面を被り、或種々の似合はぬ鬚を結ひておばけと云ふものをなす。此の風今尙一部に殘存せり。

俚謡

田植歌 一、吉田、吉田さヨイ／＼皆急げども急ぐ吉ヨイ田口エイ女郎がない。

二、其日／＼さ田を植ゑ置いて末の刈田にねほしまい。

水掛け歌 一、コリヤヨイトヨイ岩でも粉になる猫にかんぶくろと後へとふんばれ、コラシヨ。

二、コリヤヨイトヨイ、利子を見て來い質屋の儲けじやコラシヨ。

田草取の歌 暑や悲しや手拭ほしや様の浴衣の袖ほしや。

麥打歌 一、からさがちすりや手に豆出来る、晩に殿御と寝てからやれ、はやれどんざかちやしやれ、岩でも粉になる。

二、丹波老の阪子安の地蔵で泣て別れたこともあるハヤレンド、カチャシヤレ岩でも粉になる。

船頭歌 一、船頭はセケ／＼馬子急げ沖の暗いのは雨さ見た。

二、西風吹かしてはや上からしてヨイ私は上下を待つぞや。

伊勢参りの歌 三、此の裏はごじややい鍵屋の裏よ鍵屋裏では碇がいらぬしやみや太鼓で船さめる。
(歸りのさき)。

お手玉歌 様や出立は手に傘さげ腰に打換巻きしめて(出發のさき)。此所は何處じやと馬子衆に聞けば此處は關目の一里松

お手玉歌 お一、お二、お三、お四、お五、お六なつてこしょんき、じやみさすとし、お二さくら、お三もぞれ、お四さくらお五さくら、お六さくら、ひよせしょりんせ、女のかなもぞれ、乗せて走るいわうちた、いて、かわお三つ出し、出た／＼うれしげんがよかつた、お二おき、お三おき、お四おき、お五おき、お六おきひよせおきお一おつめ、お二おつめ、お三おつめ、お四おつめ、お五おつめ、お六おつめひよせ、おつめかしたぞ、さんき／＼、おはりなにかしよもぞれ／＼おまねき。

手毬歌 一、芋、人參、山椒、新年、牛蒡、蠟燭、七草、薄荷、慈姑、重箱。

二、金柑さん、何所へ行く手水へ行くはまるな、はまつた、それみなさい、お母さんの云ふこときかんさ、ばつばの小母さん子が出来て負ふても抱いてもようなく子、今度出來たら踏み殺す丁度一かんつきました。

三、あつちの山から、こつちの山から赤いさうさん五人づれででよいのは糸屋の娘、二でよいのはにじやの娘、三さの道で花緒が切れでお先へかへりましよ、ほつ／＼かへりましよ、丁度一かんつきました。
子守歌 一、ねんねしなされおやすみなされ、親は煙燧で針仕事。
二、うちのお父さん酒に酔つてこけた赤い手拭泥だらけ。

三、殿は宮田へ雙六打ちにおか、山家へ栗かちに。
四、あいつごこの餓鬼や、大和の餓鬼や、あいつみたよな犬殺。

五、うちのこの子は泣いても可愛い紙に包んだ巻煎餅こゝはどこかと飛脚に問へば此所は關口の一里松。

蜻蛉つりの歌 さんばへ油についてやろ。

蛙つりの歌

一、蛙こつそゝぞこれ食はれば病が起る(野江内代にて)。

蟹狩の歌

ほゝほたる來いあつちの水は苦いぞ、こつちの水は甘いぞ赤い提灯ぶらさげて飛んで來い。

羽根つき歌

一、一女二女みやこしよめご、いつやのむかし、なゝやのやこし、九つ十。

野施行

せんぎよ／＼(施行／＼の意)野せんきよじや。

亥の子

ぬのこの晩に重箱捨てあけて見れば十兵衛さんの金玉。

遊び歌

中の中のばん／＼さんなせがひくい親の蝦食てせがひくい立つて見る座つて見る後に誰かねる。

第十一編 城北村

第一 地理

位置及廣袤 郡の北部に位し、東は古市村に連り西北は淀川を隔てゝ西成郡豊崎村・豊里村・西中島村に接し、南は榎並町に連る。廣袤は東西最長二十二町五間、最短十七町十七間、南北最長二十五町二十五間、最短十五町十二間、面積〇、二〇七七方里あり。地形略五角形をなす。

地勢 土地平坦にして海拔僅に五米突(大字赤川小字野面にて)淀川堤にて海拔十三米突(堤防の高さ二十四尺、毛馬閘門左岸)なり。

地味 本村一帶泥砂の沖積より成り、砂質埴土に屬し、土地稍濕潤にして、米・油菜・大豆・蠶豆・胡瓜・茄子等の栽培に適すれども、麥作には適應せず。

大正六年一月鐘淵紡績會社が淀川工場設立の爲め、大字友淵の側に於て建築重量に耐へ得る土地を知る爲め地下の試掘を行ひたるが、其成績左の如し。

地下四尺迄荒砂、二尺迄粘土、七尺迄粘土と細砂混合物、三尺迄細砂、十三尺迄細砂粘土混合物、九尺迄細砂、三尺迄砂と粘土
三十五尺迄粘土と細砂、五尺迄砂、二十五尺迄砂利層、二尺迄青粘土、計百〇八尺。

區劃 本村を分ちて江野・中・荒生・赤川・毛馬・友淵の六大字とす。各大字に屬する小字名左の如し。

東成郡誌

九九〇

大字江野

樋口前至自二一番

里前至自二一番

天神前至自二一番

アセゴモリ至自二九一番

加蓮寺至四五六番

北城道東至二九一番

中濱至自一五七番

東四十塚至自三三四番

東枯地至六七五番

大字荒生池川至一三番

砂の淵至二四三番

廻り田至三五九番

大澤至自四二〇番

所境至自六〇五番

大字赤川居至二八番

西菱至自三二六番

東久保田至一〇三番

東久保田至一七八番

柚木至一三三番

吉野田至一四五番

代木至一七八番

里

中田至自八九番

尾田至自一五八番

吉田至自一七八番

扇子至四一二番

鰐子至三〇〇番

村内井路西至一五六番

永田至二八六番

村内井路東至一二二番

小反田至一九六番

廣丸至五〇三番

反田至二八五番

村内井路東至一二二番

反田至二八六番

高水至三〇八番

馬場至四二七番

正蘭至四二七番

垣外至一三二番

東久保田至一七〇番

西久保田至一七〇九番

兵丹至一七四〇番

西丹至一七四一一番

大字赤川居至二八番

西菱至自三二六番

東久保田至一〇三番

柚木至一三三番

吉野田至一四五番

大字毛馬

長田^{ナガタ}自一至二八番
神多田^{カシタ}自一至一九〇番
太鼓田^{タケミタ}自四二六番至五二二番
南烟^{ミナミカス}自七五六番至七八七番
南脇^{ミナミワキ}自八九〇番至九〇四番

馬場側^{バヤシタ}自一至四三番
茶作^{チャワ}自一二八番至一九六番
六條^{ロクジヤウ}自一九六番至二一四番
上外島^{カミトコシマ}自三一五番至三四二番

砂狐^{サンカク}自一至二九五番
濱^{ハマ}自二一五番至二三八番

中賀^{チカガ}市自一九五六年後^{ウエ}自一九五六年後^{ウエ}

堂ノ口^{ドウノウロ}自八一七番至八五六番

溝ノ口^{グロウロ}自六六五番至七一九番

鳥脇^{トリワキ}自五二三番至六六四番

鳥^{トリ}自一九五五年至九〇五番

横丁^{ヨコヂヤウ}自一九五番至三〇〇番

兼吉^{カミヨシ}自七八八番至八一六番

西山^{ニシヤマ}自九〇五番至九五〇番

竹鼻^{チクナ}自一至七八番
狐畔^{キツネハゼ}自一至二九五番

樋の口^{ヒガロ}自一至七九番
淵ノ側^{ハマカタ}自一至一七四番

六反田^{ロクバンタ}自一九八番至一七九番

早作^{ハヤワ}自一七五番至一七九番

下外島^{シモトコシマ}自二八八番至三九〇四番

江野は本村の東部に位す。面積約二十九町歩あり。それより西に中・荒生・赤川の順位に在り。各面積、中は六十二町歩、荒生は四十五町歩、赤川百二十町歩とす。毛馬は本村の西北部を占め、友淵は西南部に在り。面積毛馬は六十五町歩、友淵三十二町歩あり。

荒生、昔は慈生と書きしが、後誤りて荒生と書す。慈生は本大字の特産物たりしより、その名を負へるなり。〔攝津志〕土産に慈生多出とあり。〔古今要覽稿〕にも津の國の大坂より枚方へ通る道のなぎ澤には、今にこなぎ多く生ひ出たれば、行かふ人の歌よむ料どなりていとめでたしとあり。

赤川は昔赤川寺と稱せし天台宗の巨刹ありたるよし、口碑に残れり。同寺の事今は詳ならず。本大字の小字東西嘉平治は開墾者岡島嘉平治の名に據りしなり。馬場先は日吉神社の馬場先なるべし。大字中字北城道に淀川舊堤防の彎曲せる所あり、此處を寒切と稱す。相傳ふ、此處は往古關所の在りし處なりと。又傳ふ、其時關所の修築困難なりしに、一の鼠ありて泳ぎ去りしかば、そのあとに堤を築きて忽に成りしと云ふ。

戸口 本村の戸口は左表の如し。

戸數及人口表

年 度	戸 数		性別
	本	籍	
明治三十五年	五五一	五三七	女男 女男
同 四十年	一、七六六	八二一	一一一
	一一一	一一一	一一一
	一、五三一	一、五三一	一、五三一
	一、八二二	一、五三三	一、五三三
	一、八二二	一、五三三	一、五三三
	三、七九四	三、〇八〇	三、〇八〇
	九九三	九九三	九九三
			合計(男女)

大正元年	八〇三
同五年	八八四
同六年	九四八
同七年	一、三八八
女男	女男

二二、一〇七	一、八七五
〇七二	一、五三七
二二、一〇〇	一、五二五
一〇七	一、五二一
二二、一〇七	一、五二七

二二、一〇七	二一九
〇七二	二〇八三
二二、一〇〇	二四一
一〇七	二三三
二二、一〇七	二八五

一一、一〇三	四四一
一〇七	四五〇
一一、一〇六	四九三
一〇九	四九〇
一一、一〇九	四九一

二二、一〇七	二、九〇二
一〇九	二、九〇六
二二、一〇九	二、九〇四
一〇九	二、九〇二
二二、一〇七	二、九〇八

三十五年は現在のみにて内諳調査の材料なし、同四十年及大正元年亦出寄留の調査なし。

同動的状態表

年 度	性 別		出	入	計	死	亡	結 婚	離 婚
	嫡 出 子	庶 子							
明治三十五年									
同 四十年									
大正元年									
同 六 年									
同 五 年									
同 七 年									
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男

交 通 本村各部落の位置は、東古市村界より淀川堤防に沿ひ、江野・中・荒生・赤川の順位に西列し、赤川より南折して毛馬、友淵の順位をなし、友淵は大阪市北區善源寺に接す。故に從來大阪市内に達するに古市村又は善源寺町を経ざるべからざりしを以て、大正三年に毛馬橋を架設し、直に豊崎町を経て市内に達し、一方野崎街道の改修を大正四年に完成し、大字中より直線毛馬橋に交通の路を開き、市内との連絡を便にせり。又一方南大阪市に達するものには龜岡街道の支線により大字荒生より榎並町を経、或は古市村より電車にて市内に達するの便あり。次に運輸上に於ても陸路に依るものゝ外各部落とも水路市内に達するを得る船便あるを以て、交通運輸共に不便を感じることなく、殊に毛馬、友淵の如きは毛馬閘門より分岐せる舊淀川に沿へるを以て、運輸極めて便利なれば諸會社工場の地を此地に選定するもの日を逐ふて多く、赤川又之れに次ぐ地勢にして誠に本村の天祐とするところなり。

〔道路〕 本村とは里道のみ、國道縣道なし。

野崎街道(府費補助里道) 古市村國道京街道を交叉して西走し、直通毛馬橋に達するものにして、本村所屬の延長一千三百二十四間七分、幅員十二尺、大正六年度補助費參百圓なり。

龜岡街道支線(府費補助里道) 西成郡豐里村菅原より赤川渡船を經て大字荒生橋より南折し、榎並町に入て國道京街道に合するものにして、本村所屬の延長一千三百四十一間九分、幅員九尺なり。大

正六年度修繕補助費壹百圓。以上二線とも近年車馬の往來繁く、路面凸凹多し、又雨後には泥濘甚し。

城北街道(里道) 大字中より南下し字大宮に至り國道京街道に達す、延長六百八十二間四分、幅員九尺なり。大字中の經營に屬し、大正三年八月、工費參千四百八拾九圓を投じて新に開設したるものなり。平常交通閑なり。

無名里道には中橋より荒生橋に至るもの、延長六町五間、幅九尺。赤川宮前橋より毛馬太鼓橋に至るもの、延長六町五間、幅九尺。赤川橋より第四城北橋に至るもの、延長三町七間、幅九尺あり。以上は其所屬部落の營繕に屬し、協議費を以て支辨し、常に適當に修繕せらつれゝあるが故に、何れも道路平坦良好なり。之に伴ふ橋梁又堅牢なり。

〔橋梁〕府費補助橋梁左表の如し。(欄干あり)

名稱	所在地	延長	幅	構造	起點	終點
朝日橋	野崎街道 荒生、龜岡街 道支線	十二尺 十五尺	十五尺	板	廻り田 二五九	東濱 三〇八
赤川橋	赤川、龜岡街 道支線	十三尺 十尺六寸	十尺	石橋	四五七	馬場先 七八
宮前橋	赤川、龜岡街 道支線	十二尺 十二尺	十二尺	板	野面 五二九	野面 四五七
赤川橋	赤川、龜岡街 道支線	十二尺 十二尺	十二尺	板	西嘉平治 一二八三	堂ノ後 二〇
太鼓橋	赤川	十二尺 十二尺	十二尺	板	東嘉平治 七三一	永田 八三〇
毛馬橋	毛馬	十二尺 十二尺	十二尺	板	西嘉平治 七五七	永田 二〇
中橋	中橋	十二尺 十二尺	十二尺	板	中島 三六一	菱地 一三〇
太鼓橋	太鼓橋	十二尺 十二尺	十二尺	板	北道城東 五ノ一	松田 一〇六
毛馬橋	毛馬橋	十二尺 十二尺	十二尺	板	太鼓田 四七四	樺口前 一五
西赤川	西赤川	十二尺 十二尺	十二尺	板	外島 八九四	西成郡長柄 五二一
第七城北橋	城北街道	十二尺 十二尺	十二尺	板	西石橋 六八二	太鼓田 一七〇
四十塚橋	四十塚橋	十二尺 十二尺	十二尺	板	同上	同上
新川橋	新川橋	十二尺 十二尺	十二尺	板	同上	同上
廣丸橋	廣丸橋	十二尺 十二尺	十二尺	板	同上	同上

江野橋	江野橋	野崎街道 龜岡街道支線	十二尺 十五尺	板	野面 二五九	東濱 三〇八
荒生橋	荒生橋	野崎街道 龜岡街道支線	十二尺 十五尺	板	野面 二五九	東濱 三〇八
第一城北橋	第一城北橋	野崎街道 龜岡街道支線	十二尺 十五尺	板	野面 二五九	東濱 三〇八
第二城北橋	第二城北橋	野崎街道 龜岡街道支線	十二尺 十五尺	板	野面 二五九	東濱 三〇八
第六城北橋	第六城北橋	野崎街道 龜岡街道支線	十二尺 十五尺	板	野面 二五九	東濱 三〇八
第五城北橋	第五城北橋	野崎街道 龜岡街道支線	十二尺 十五尺	板	野面 二五九	東濱 三〇八
第四城北橋	第四城北橋	野崎街道 龜岡街道支線	十二尺 十五尺	板	野面 二五九	東濱 三〇八
第三城北橋	第三城北橋	野崎街道 龜岡街道支線	十二尺 十五尺	板	野面 二五九	東濱 三〇八
第七城北橋	第七城北橋	野崎街道 龜岡街道支線	十二尺 十五尺	板	野面 二五九	東濱 三〇八
四十塚橋	四十塚橋	野崎街道 龜岡街道支線	十二尺 十五尺	板	野面 二五九	東濱 三〇八
新川橋	新川橋	野崎街道 龜岡街道支線	十二尺 十五尺	板	野面 二五九	東濱 三〇八
廣丸橋	廣丸橋	野崎街道 龜岡街道支線	十二尺 十五尺	板	野面 二五九	東濱 三〇八

(備考) 府費補助外の橋梁は大字中・荒生・赤川に各二計六あり。

毛馬橋 此處は原毛馬渡あり、市村の聯絡地點にして往來頻繁なれば、風雨の日は危険多きを以て、村長寺西圓次郎、府會議員大橋房太郎と共に力を盡して府會の賛同を得、大正三年府費を以て架設したる所なり。毛馬橋架橋成功記念碑は大字友淵字外島三百十五番地にあり。

〔通信〕 本村には郵便局なし、集配區域は中・荒生・赤川は鯰江局に屬し、毛馬・友淵は天滿局に屬す。電報亦之に同じ。郵便受入箱は各大字に一個づゝあり、配達は一日二回とす。電話は大阪東局交換局に屬し、現今加入者荒生二、赤川二、毛馬二、友淵三、計九口なり(大正七年 月現在)

水利 〔水系〕 淀川水路 本村に屬する流路、本堤、航路各一里二十八町二十間にして、潮汐の影響ある流路の長さ五百間なり。量水標は毛馬閘門に在り、基線上の高さ七尺九寸八分五厘、大阪灣口よりの距離二里二十二町二十六間、水位最低一尺二寸、最高一丈六尺八寸なり。淀川堤防は下底平均十八間、上底三間乃至四間あり。淀川渡船場は赤川に在り。河幅四百間河底水幅二百八十間、許可の年月慶應元年月日不詳、渡船料當時一回參厘、明治五年より五厘、四十年より八厘、大正五年壹錢、六年壹錢五厘、八年貳錢とす。現今一ヶ年の收入約參百圓、支出貳拾圓、免許人安藤安兵衛なり。

交通水路

名稱	起終點	通主要地點	延長	幅	交通の状態	補助備考
第一線	自毛馬鳥側 至友淵ノ淵側池	毛馬友淵の西端	七五〇間	二間	繁	水ヨク流
第二線	自赤川堤ノ内 至友淵三百籠	赤川毛馬友淵の西端	八三六間	二間	繁	水ヨク流
第三線	自中江野村 至中江野村	赤川より毛馬友淵の東端を南走す	一〇二八間	二間	交通便ナリ	交通便ナリ
第四線	自中江野村 至中江野村	中央を貫通す	一、一六四間	三間	繁	多ク流
第五線	自中江野村 至中江野村	中の中央を貫通す	一、〇三六間	二間	閑	同
第六線	自中江野村 至中江野村	江野の中央を貫通す	八五六間	二間	稍	同
合計	歩一二段一町四五	江野の東端を南走す	八五六間	二間	繁	無シ

(以上肥料運搬水路)

惡水路

區域内町村名	水路起終點	排灌水反別	延長	幅	交通の状態	補助備考
江中赤荒友	鯰淀江	自鯰淀江	九五〇	二間	繁	水ヨク流
野川生馬	淀江	自淀江	二〇〇四	二間	繁	水ヨク流
野川生馬	江川	自江川	三一六〇	二間	繁	水ヨク流
野川生馬	川川	自川川	四二四〇	二間	繁	水ヨク流
野川生馬	合計	同	一、二八〇	二間	繁	水ヨク流
野川生馬	合計	同	九五〇	二間	繁	水ヨク流
野川生馬	尺	同	二	二間	繁	水ヨク流
野川生馬	尺	同	九	二間	繁	水ヨク流

〔堰及沼池〕各四ヶ所あり、池沼所在地、淵ノ測、大字友淵百七十五番地、所境、大字荒生六百八番地、鳥池、大字毛馬千百九十三番地、南ノ烟、大字毛馬七百九十二番地に在り。面積計八反〇九歩民有地に屬す。水質佳良ならざれども農作に適す。近時工場の悪水混せるが如し。水草は「ふさも」「うきくさ」等を生ず。魚類は鯿其他の雜魚生殖す。地方小字水利を共にするもの組合にて維持し、灌漑に使用す。

(附) 毛馬閘門 所在西成郡豊崎町北長柄に在り。煉瓦及コンクリート、花崗石を以て建造す。洗堰第一、第二閘門より成る。洗堰は明治四十年三月起工延長百七十五尺八寸五分、工費拾參萬九千七百九拾五圓七厘を要せり。第一閘門は同年六月起工、延長三百四十六尺四寸四分、幅十七尺二寸五分、工費貳拾五萬八千五百九拾四圓四拾參錢五厘、第二閘門は大正七年七月起工、延長四百〇四尺、幅三十四尺〇七分、工費拾壹萬參千七百九拾五圓六拾八錢五厘を要せり。蒙利區域は大阪市一圓にして、悪水を排除し、水害を防禦す。經費三分二は國庫、三分一は地方稅の負擔とす。管理者は内務大臣にして、役員四人を置く。

〔水利組合〕本村關係の水利組合は將基島普通水利組合、榎並莊普通水利組合、淀寝屋二川水害豫防組合とす。その蒙利區域は二百八十二町四反步、之を各大字別に示せば、

江野 二十五町八反步

中

五十二町八反步

荒生

三十六町八反步

なり。本村選出組合議員數、及大正七年度經費負擔額左の如し。

種	別	議員	經費負擔額	種	別	議員	經費負擔額
將基島普通水利組合	一 名	赤川	百〇七町五反步	淀寝屋二川水害豫防組合	二 名	毛馬	四十九町七反步
榎並莊普通水利組合	四 一 四 圓	江野	二十五町八反步	二 二 八 一 圓	荒生	三十六町八反步	十九町八反步
八拾八錢五厘	二四八・六五〇	赤川	百〇七町五反步	越石米費	一〇〇	毛馬	四十九町七反步
壹圓四拾九錢	二一一・四〇〇	江野	二十五町八反步	土木用惡水路其他費用	一一〇	江野	二十五町八反步
八拾壹錢	二二七・九二〇	中	五十二町八反步	土木用惡水路費	一二〇・五二〇	中	五十二町八反步
六拾錢	二二七・九二〇	五十二町八反步	三七五・三五〇	土木費	一二〇・四四〇	五十二町八反步	三七五・三五〇
參拾四錢九厘	二三〇・九六〇	五十二町八反步	四三〇・〇五〇	用惡水路費	二三〇・九六〇	五十二町八反步	四三〇・〇五〇
七拾九錢參厘	八〇五・四〇〇	五十二町八反步	二四八・八二〇	土木費	八〇五・四〇〇	五十二町八反步	二四八・八二〇
五拾錢	二四八・八二〇	五十二町八反步	二四八・八二〇	用惡水路及土木費	二四八・八二〇	五十二町八反步	二四八・八二〇

(備考) 水利組合法に依らざる灌漑治水、其他土木に關する經費にして、部落にて協議費として支辨せるもの左の如し。(大正六年)

大字	種	別	議員	經費負擔額	種	別	議員	經費負擔額
友淵	將基島普通水利組合	一 名	赤川	百〇七町五反步	淀寝屋二川水害豫防組合	二 名	毛馬	四十九町七反步
毛馬	榎並莊普通水利組合	四 一 四 圓	江野	二十五町八反步	二 二 八 一 圓	荒生	三十六町八反步	十九町八反步
中	八拾八錢五厘	二四八・六五〇	中	五十二町八反步	越石米費	一〇〇	毛馬	四十九町七反步
荒生	壹圓四拾九錢	二一一・四〇〇	五十二町八反步	土木用惡水路其他費用	一一〇	江野	二十五町八反步	一二〇・五二〇
赤毛	八拾壹錢	二二七・九二〇	五十二町八反步	土木用惡水路費	一二〇・四四〇	江野	二十五町八反步	一二〇・四四〇
馬	六拾錢	二二七・九二〇	五十二町八反步	土木費	二三〇・九六〇	中	五十二町八反步	二三〇・九六〇
川	參拾四錢九厘	二三〇・九六〇	五十二町八反步	用惡水路費	八〇五・四〇〇	五十二町八反步	二四八・八二〇	八〇五・四〇〇
生生	七拾九錢參厘	八〇五・四〇〇	五十二町八反步	土木費	二四八・八二〇	五十二町八反步	二四八・八二〇	二四八・八二〇
野野	五拾錢	二四八・八二〇	五十二町八反步	用惡水路及土木費	二四八・八二〇	五十二町八反步	二四八・八二〇	二四八・八二〇

友淵	地價割	四拾錢	七九・二〇〇
總計			二、二五二・三五〇

川悪水路及土木費

官公衙 本村の官公衙は村役場及巡查駐在所二あるのみ。

城北村役場 大字荒生二百五十五番地に在り。同二百十一番地にありしを、大正六年七月七日此處に移轉したるなり。敷地二百坪、家屋瓦葺二階建二十九坪餘あり。吏員は村長以下計九名なり。

荒生巡查駐在所 大字荒生に在り。鶴橋警察署今福分署に屬す。管轄區域江野・中・荒生・西荒生なり。

友淵巡查駐在所 大字友淵に在り。所屬同前、管轄區域は赤川・毛馬・友淵なり。各駐在所とも巡查一名とす。

第二 村政

沿革 太古にありては淀川の諸洲なりしなるべし。中古梗並莊に屬す。徳川時代には幕府の直轄地たり、又後に城代役知たり。明治五年、第五大區第三區に編入せられ、同二十二年四月、町村制の實施に際し、江野村・中村・荒生村・赤川村を以て城北村とす。城北の名は大阪城の北に當れるを以てなり。同三十年四月、都島村の大坂市に編入せられたる時、その殘部の地毛馬・友淵を本村に併合せり。戸長役所時代の事は今詳ならず。町村制實施後の村長は左の如し。

村長名	任	期	退職理由		村長名	任	期	退職理由	
			一級	二級				有權者	村會議員數
寺西小左衛門		至自明治二十二年五月三十日	死亡		磯野宇兵衛		至自三十三年三月二十六日	退職	
永田重次郎		二十五年十一月廿五日			服部伊左衛門		三十一年八月十四日		
寺西長七		二十六年十二月十四日	退職		寺西圓治郎		三十二年一月七日		
服部伊左衛門		二十八年三月十五日	辭職		寺西圓治郎		四十一年五月十七日		
據山茂右衛門		二十九年二月十八日	退職		乾善右衛門		四十年五月十一日		
		三十年一月二十一日	退職				正元年八月十二日		
		二十九年二月十五日					元年九月十二日		
		三十一年四月十八日					三年四月十八日		

村會議員數は一級二級各六名、計十二名を定員とする。明治三十五年以來の議員數と有權者數とを舉げれば左の如し。

年 度	戶 數	有權者	村會議員數		年 度	戶 數	有權者	村會議員數	
			一級	二級				一級	二級
明治三十五年	五五一	一一〇七			明治四十年	五三七	一二〇〇		
同三十六年	四五九	一一〇七			同四一年	五八二	一二〇〇		
同三七年	五〇九	一一六			同四十二年	七八三	一二〇〇		
同三八年	一一三	一二三			同四十三年	七二一	一三四		
同三九年	六六六	一二二			同四十四年	六六六	一三四		
	六六六	一二二				七二一	八九		
	六六六	一二二				七八三	一一〇		
	六六六	一二二				七四六	一一〇		
	六六六	一二二				七四六	一一〇		
	六六六	一二二				七二一	一一〇		
	六六六	一二二				六六六	一一〇		
	六六六	一二二				四四五五	一一〇		
	六六六	一二二				一〇〇三	一一〇		

東成郡誌

大正五年度	三、二六、一一	一、五、二六、一一	三、三三、六五〇	七三、九三〇	一〇〇六
同六年度	六、七三、七二	元、九四〇、二五〇	三、六、六九、九六一	二、七六、六六〇	二、八八三、九〇
同六年度	六、七三、七二	元、九四〇、二五〇	三、六、六九、九六一	二、七六、六六〇	二、八八三、九〇
同六年度	六、七三、七二	元、九四〇、二五〇	三、六、六九、九六一	二、七六、六六〇	二、八八三、九〇
同六年度	六、七三、七二	元、九四〇、二五〇	三、六、六九、九六一	二、七六、六六〇	二、八八三、九〇

明治三十五年以降歳入歳出決算表（其二）

特別會計（水道之部）

年 度	歲 入		歲 出		計
	歲常費	合 計	歲常費	緯 入	
明治三十五年度					
同三十六年度					
同三十七年度					
同三十八年度					
同三十九年度					
同四十年度					
同四十年度					
同四十三年度					
同四十二年度					
同四十四年度					
大正元年度					
同二年					

年 度	歲 入		歲 出		計
	歲常費	合 計	歲常費	緯 入	
同三年度					
同四年度					
同五年度					
同六年度					

衛生及消防 今や汚水排除も略完成に近く衛生状態漸次良好に向へり。消防は未だ何等の設備なし。

飲用水 本村に於ける掘井は總計三百十七個所にして、水深は最深十尺最淺二尺、平均六尺、水質は

元來佳良ならず。大阪府に於て施行したる検査成績左の如し。

飲用に適する者 三十二個

煮沸を要する者

十個

不 良なるもの 百八十九個

計 三百五十七個。

八十七個

煮沸を要する者

十個

本村は大阪市の北方に接續し人口日に月に増加し、衛生上の設備を要するもの専からず。就中飲料水の不良は傳染病誘引の原因なるを以て市と密接したる部落にして本村中最も飲料水の不良なる友淵・毛馬の一部に該部落第一期工事として大阪市の上水を受け水道の敷設目論見を立て、大正四年十一月之が認可を稟請し、五年三月認可を得たり、依りて四月二日起工、同月二十四日竣工を告げ、幹線鐵管延長五吋管百八十七間五分、四吋管四百間六分、合計五百八十八間一分六厘此の工費實に七千百貳拾壹圓六錢を費せり。而して前記工費は天満織物株式會社の寄附七千壹百圓、紡績用品株式會社の寄附貳百圓を以て之を支辨し、徵稅起債は一切之を爲さりき。大正六年五月十一日、天

満織物株式會社城北工場に給水、次に其他にも給水せり。七年未現在に於ける給水栓左の如し。

専用栓 八
共用栓 六
營業用栓 三

其他の部落に對しても之が敷設は急務とする所なるも財政上の都合にて未だ其運に至らず。然れども友淵青年會事業として一般に汲取供給を爲せるを以て、實際は一般に普及せり。

水道使用料金左の如し。

専用栓

一、家事又は營業に使用するもの一ヶ月使用水量二十五石を最低限度とし、之の料金五拾錢とす、以上超過水量一石につき金壹錢六厘を増徵す。

二、特別營業(一ヶ月三百石以上使用する營業)に使用するもの一ヶ月使用水量三百石を最低限度とし、此の料金五圓拾錢とす。以上超過水量は一石につき壹錢六厘を増徵す。

三、湯屋營業に使用するもの一石につき金壹錢四厘。

四、原動力及船舶に使用するもの一石につき金貳錢。

五、官公署、官公立學校、圖書館、病院に於て使用するもの一石につき金壹錢六厘。

六、噴水、瀧、泉、池の類に使用するもの一石につき金參錢。

共用栓

一、家事又は營業に使用するもの一ヶ月使用水量三十石を最低限度とし此の料金四拾錢とす。以上超過水量一石につき金壹錢四厘を増徵す。

月の十六日以後に給水を開始したる時又は十五日以前に給水を廢止したる時は其の月の使用量最低限度は前項に定むる金額及最低限度の二分の一とす。

隔離病舎 明治三十年七月、本村大字荒生五十番地に木造瓦葺平屋建二十坪(病室五室)の病舎を建設したるも、不完全にして到底療養の實を擧ぐるを得ざるに依り、三十四年八月十日、壹千九百貳拾圓を投じて現病舎を新築したり。現病舎は本村大字荒生字池川百五番地に在りて、敷地一千七十坪餘あり。病舎は二棟より成り、病室七室、看護婦室一室を有す。別に一棟ありて事務室及び使丁室を設く。合計三棟四十坪あり。

衛生組合 本組合は明治三十一年三月初て之を組織し、同三十四年四月及大正四年六月の兩度に規約を改定し、名稱を城北村衛生組合と稱す。目的は組合區域内の清潔狀態を維持すると共に、法定傳染病其他傳染病疾患の豫防撲滅を期し、兼て一般公衆衛生に關する事業を助長し、一面組合員の衛生思想を啓發し、以て公私衛生の普及を圖るにあり。平常の事業としては組合員をして家の内外道路の掃除を注意せしめ、飲料水に留意し、種痘の獎勵をなし、便所を取締らしめ、或は衛生の講話

をなし、必要なる法令の廢改を組合員に知らしめ、兼ねて域内の清潔状態を維持せしむ。若し本區域内及近村に傳染病者ある際は警告を爲し、該病死亡者の處置を迅速ならしめ、又消毒清潔方法施行の時相當の援助をなす。事務所は當村役場にあり。役員組長一名、副組長一名、評議員七名、書記一名なり。本村に於ける衛生経費としては傳染病豫防費貳百五拾四圓隔離舍費千九拾四圓にして合計壹千參百四拾八圓なり。(大正七年度)

八種傳染病統計。(大正元年以後)

病名	大正元年	同二年	同三年	同四年	同五年	同六年	同七年
脤チフス	一	一	一	一	一	一	一
赤痢	一	一	一	一	一	一	一
天然痘	一	一	一	一	一	一	一
ヤフテリヤ	一	一	一	一	一	一	一
コララ	一	一	一	一	一	一	一
パラチアス	一	一	一	一	一	一	一
猩紅熱	一	一	一	一	一	一	一
流行性膜性脳炎	一	一	一	一	一	一	一
春行性感胃	一	一	一	一	一	一	一

特種風土病とてはなし、但し大字荒生の一部分に眼疾患者多し。

過去に於ける傳染病の慘害とては明治三十一年、三十二年頃虎疫猖獗に村内に流行し多數の死亡者を出したるが、其後衛生上の設備も整ひ大正五年の同疫蔓延せる際は、僅か死者三名を出せしのみなり。

衛生上に關する諸營業者統計は醫師二名、産婆二名。(内各々一名現職)なり。

火災統計

年 度	回 数	戶 數	坪 數	見 積 高 害
大正元年	一一一	一一一	一一一	一一一
同二年	一一一	一一一	一一一	一一一
大正二年	一一一	一一一	一一一	一一一
同三年	一一一	一一一	一一一	一一一
大正三年	一一一	一一一	一一一	一一一
同四年	一一一	一一一	一一一	一一一
大正四年	一一一	一一一	一一一	一一一
同五年	一一一	一一一	一一一	一一一
大正五年	一一一	一一一	一一一	一一一
同六年	一一一	一一一	一一一	一一一
大正六年	一一一	一一一	一一一	一一一
同七年	一一一	一一一	一一一	一一一
大正七年	一一一	一一一	一一一	一一一

兵事壯丁検査 本村の壯丁検査成績は左表の如し。

壯丁検査表

年 度	受 驗 者	甲	乙	丙	丁	戊	現 役 間	育 無 者 數	ト ム ホ	花 流 病
大正元年	三四	三五	六六	一四	一二	二二	一二	一二	一五	二一
同二年	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一
大正二年	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一
同三年	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一
大正三年	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一
同四年	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一
大正四年	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一
同五年	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一
大正五年	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一
同六年	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一
大正六年	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一
同七年	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一
大正七年	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一

同	同	同	同	同	三	年	四三	一五	一八	一〇二二
同	同	同	同	同	五	年	五六	二〇	一七	
六	年				三三		二一			
七	年				四二		一三			
					四七		一四			
					一四		一四			
					九		一四			
					五	一	二	四	四	
					五	一	三	四	四	
					三	一	二	一	一	
					一	一	一	一	一	
					一	一	一	一	一	
					八	四	四	三	九	
					一	二	一	一	一	

在郷軍人會城北分會 明治四十四年七月の創立にして目下會員二百五名あり。事務所は村役場内に置く。會長は陸軍豫備三等軍醫川崎貫一なり、大正七年度の經費は貳百圓にして内村費補助金圓なり。本會の重なる事業は壯丁豫備教育、陸軍紀念日祝典、戰死者祭、三大祝日の遙拜式等なり。日露戰役記念碑は城北尋常高等小學校内に在り。

戰役戰病死者

鳥山太吉 本籍江野、陸軍步兵二等卒、勳八等功七級、明治三十七年十月十二日清國盛京省北烟臺に於て戰死。

濱崎富次郎 本籍荒生、陸軍步兵上等兵、勳八等功七級、明治三十七年八月二十八日、清國盛京省王家田第九師團第一野戰病院にて病死。

北野富次郎 本籍荒生、陸軍砲兵一等卒、勳八等、明治三十七年十一月三十一日、清國盛京省ダルニ一兵站病院にて病死。

今居捨松 本籍赤川、陸軍歩兵上等兵、勳八等功七級、明治三十七年八月二十二日、清國盛京省幡龍山にて戰死。

平井源之助 本籍赤川、陸軍步兵上等兵、勳八等功七級、明治三十八年十月九日、奉天兵站病院にて病死。

野口末吉 本籍毛馬、陸軍輜重輸卒、明治三十八年八月六日清國盛京省リウジヤブーサ東京に於て戰死。

角田熊太郎 本籍毛馬、陸軍步兵上等兵、功七級、明治三十七年九月三日、清國盛京省タルニ一兵站病院にて病死。

眞野田榮治郎 本籍友淵、海軍二等水兵、勳八等、明治三十七年五月十五日、吉野艦と共に、沈沒戰死。

教育及社會事業 城北尋常高等小學校 大字赤川小字野面四四三、四四六乃至四四九、四五三の六番地に在り。本校の創置は明治八年七月にあり、同月、第五大區三小區中村小學校を中村に設置し、江野・中・荒生・南島・内代・關目の六ヶ村を學區域とす。十四年十一月、同校下より荒生・内代・關目の三ヶ村分離し、同時に荒生村に荒生小學校を置く。内代關目は野江村に野田小學校分校を置き之に屬す二十年四月、中村、荒生村の二校共に簡易小學校と改稱す。二十二年七月、兩校を併合して大字荒生に城北尋常小學校を置く。此時南島村分離したるを以て、學區域は江野・中・荒生の三大字なり。二十六年四月、赤川尋常小學

校を併合す。同校は明治九年四月頃の創置なり。その以前は友淵小學校に毛馬の兒童と共に通學せり。赤川小學校は同二十年四月簡易科學校となり、同二十三年六月、赤川尋常小學校と改稱す。友淵小學校は明治十七年之を廢止す。同校廢止後は毛馬、友淵の兒童は都島小學校に通學せり。同校は都島村大字津上江三百五十五番地に在り。三十年四月、兩大字を本村に編入したる爲め城北校下に編入す。此に於て現今全村一圓同學區域たり。三十五年五月十日、大字赤川に新築したる校舍落成して之に移る。現校舍是なり。三十九年一月、四十一年二月、並に校舍を増築す。四十五年四月、校舍位置を變更し、運動場を擴張し、同時に學校園を設置す。大正四年五月西荒生に簡易就學場へ設置す。六年十月、校舍を增築す。七年四月一日、高等科を併置し、城北尋常高等小學校と改稱す。同時に實業補習學校、裁縫學校を附設す。現在校舍坪數一千二百三十九坪五合大正八年五月現在通學道程最長距離十八丁とす。登校下校ともに高學年優良兒童中より、各字組長副組長を選抜し、その引率の下に隊伍を整へしむ。雨天の際は缺席する者多し。

就學歩合學級職員學校經費表

種別	大正三年度		同四年度		同五年度		同六年度		同七年度		同八年度	
	就學步合	學級數	男	女	九六・一九	九九・三九	九九・一七	九九・八八	九八・七二	九八・五五	九九・七五	九八・七六
職員數	三、七五六	一	九七・九五	九六・一九	九九・三九	九九・一七	九九・一七	九九・八八	九八・七二	九八・五五	九九・七五	九八・七六
學校經費	四、一九五	一	九九・三九	九九・一九	九九・一七							
	六、〇一〇	一一	九五・三三	九五・三三	一〇・二〇六							

附設實業補習學校 大正七年四月一日の創立にかゝり、商工業に從事し又は從事せんとするものに對して其の職業に必須なる知識技能を授くるを以て目的とす。分ちて普通部、商業部、工業部の三部とす。毎年四月一日、十月十五日を入學期とし、又隨意入學を許可することあり。現在生徒數二百四十六。(大正八年五月調) 授業料は一切徵收せず。

附設裁縫學校 創立は大正七年四月一日にして女子に必須なる裁縫の知識技能を授くるを以て目的とす。修業年限を三ヶ年とし、教科目を修身・國語・算術・裁縫・手藝・家事・體操とし生徒數二十五名、(大正七年五月現在)なり。

教育會 明治四十四年五月の設立なり。一般村民を會員とし、會長副會長各一名を置き、學校職員を幹事とす。事業の主なるものは通俗教育談話會の開催、教育視察、及各大字に於ける八分會場に依る教育事業なりとす。八分會場は江野・中・荒生東・荒生西・赤川東・赤川西・毛馬・友淵に在り。各分會にはその地の有力者を以て正副分會長とし、之に小學校教員を配當し、各其連絡を圖る。現今本會長は深田喜八、副會長は寺西小十郎なり。

青年會 明治四十二年十月十七日城北尋常小學校に於て發會式を舉行し、寺西圓治郎會長に、西村熊

次郎副會長に當選せり。大正三年十一月十六日、學務係會に於て各大字に分會を設置することを決議し、大正四年三月二十九日規則を改正し、寺西圓治郎氏を會長に塩山茂右衛門氏を副會長に推選す。同年十一月十七日、東成郡教育會長より賞狀、同五年優勝旗を授けらる。大正五年十二月四日副會長に學務委員を加へ、役員會出席者中に在郷軍人分會長を加へ、特別會員中に在郷軍人を加へたり。會員は正會員、特別會員に分ち、正會員は滿十四歳以下尋常小學卒業の男子、滿十四歳以上二十歳以下の在村男子とし、特別會員は滿二十歳以上三十歳以下の男子、及在郷軍人とす。役員は會長副會長各一名、幹事四名、各分會には亦分會長副分會長を置く。分會は各大字に置く。修養に關する施設は之を智育・德育・體育に分ち、智育に關しては補習學校教育を以て之に充て、德育に關しては青年規約を定めて矯正に努め、體育は體育部を設けて分會長一名、學校職員一名を主任とせり、其他講演會、修養會、旅行の開催等、他の青年團に同じ。會事業としては道路修理、衛生事業、運河の藻切、共同耕作、學童の出席督促、害虫驅除等を爲す。會員數二百二十四名、資產としては六分會場あり。維持は寄附及村補助費を以てす。本會事務所は城北尋常高等小學校内に在り。

第三 産業

本村は古來純農村なりしが近年交通機關發達し、大阪市との接觸頻繁となり、市の膨脹發展に伴ひ著しき變化をなし、殊に歐亂勃發以來急に勃興せし工業界の新機運と共に、淀川の水利を利用して各種大小工場の設置さるるありて、將來は北部大阪に於ける一大工場地區たらんとする狀勢にあり商業は尙ほ未だ振はず、大正六年、攝津土地株式會社城東村誌はその經營地として本村の中央部江野・中荒・友淵に亘りに於て一四三、九五四坪の土地を占有し、江野なる淀川廢川より本經營地を貫通して、友淵にてまた淀川に入る運河延長約千二百間を開鑿中にあり。完成の曉には本村の工業商業に對し利便を與ふる所多かるべく、本村の發展著しきものあらん。

本村住民の職業別戸數を示せば左の如し。

職業	大正四年度			同五年度			同六年度		
	農業	自作	自作兼小作	小作	計	農業	自作	自作兼小作	小作
農業	三四	三四	三四	一六七	二五〇	三四	三四	三四	一六七
自作	四九	四九	四九	一六七	二五〇	四三	四三	四三	一四七
自作兼小作	三四	三四	三四	一四七	二二四	工	工	工	一四七
小作	一六七	一六七	一六七	二二四	公務並ニ自由業	漁業	漁業	漁業	二二四
計	二五〇	二五〇	二五〇	二二四	公務並ニ自由業	漁業	漁業	漁業	二二四

職業	大正四年度			同五年度			同六年度		
	農業	自作	自作兼小作	小作	計	農業	自作	自作兼小作	小作
農業	三四	三四	三四	一六七	二五〇	三四	三四	三四	一六七
自作	四九	四九	四九	一六七	二五〇	四三	四三	四三	一四七
自作兼小作	三四	三四	三四	一四七	二二四	工	工	工	一四七
小作	一六七	一六七	一六七	二二四	公務並ニ自由業	漁業	漁業	漁業	二二四
計	二五〇	二五〇	二五〇	二二四	公務並ニ自由業	漁業	漁業	漁業	二二四

東成郡誌

其 他 職 業 計	四六二	八二二	四六一	四九三	五五二	無職業

者ソノ活効給券地入有價證
及職業ノスルドニヨリ生
不詳業ノモノヨリ生

計

一四	二三	二九	一四	一〇一八

一六	二六	一〇	一六

農業 近年工業の發達は大に本村の耕地を蠶食して、大字友淵の如きその三分之、毛馬の如き其二分之一を會社工場の爲に失ひ、赤川又之に次ぐの状態なるが故に、當該部落の農業者は漸次減少しつつあり。現在農業戸口左表の如し。

農業戸數表 (大正年月現在)

大字	西荒中江	西荒中江	大字	西荒中江	西荒中江
西荒中江	西荒中江	西荒中江	西荒中江	西荒中江	西荒中江
西荒中江	西荒中江	西荒中江	西荒中江	西荒中江	西荒中江
西荒中江	西荒中江	西荒中江	西荒中江	西荒中江	西荒中江
西荒中江	西荒中江	西荒中江	西荒中江	西荒中江	西荒中江

本表中の園藝養鶏は專業者に非ず、園藝は殆ど娛樂的のものにして、養鶏も自家の用に供する者のみ。本村の耕地及其他の民有地目左の如し。

地	日	地	山	地	地
西荒中江	西荒中江	西荒中江	山	山	地
西荒中江	西荒中江	西荒中江	山	山	地
西荒中江	西荒中江	西荒中江	山	山	地
西荒中江	西荒中江	西荒中江	山	山	地

主要作物產額表

種目	大正四年	同五年	同六年	
麥 裸 收 付 穗 段 格 高 別 米 裸 收 付 穗 段 格 高 別 收 付 穗 段 格 高 別	二九二・五 七、三一六 五五 一、〇四 四五 内〇石〇 八内六石九 内九	二九二・五 七、三一六 五五 一、〇二 六二八 内〇石〇 八内六石九 内九	二八六・九 六、八八五 五五 九五 一二〇 内九 一、一九 内九	二六九・五 六、三一八 一五九、五〇 四二〇 七八 内七 五八四 内七

農 家 戶 數	瓜 葫 蘆 收 作 付 段	子 茄 收 作 付 段	菜 油 收 作 付 段	備考	
				農 對 戶 數	高 別 格
一 戶 數	九 八 〇 九 八 〇 反	九 三 〇 九 三 〇 反	八 九 八 〇 八 五 三 〇 八 九 八 反	九 八 〇 九 八 〇 反	九 八 〇 九 八 〇 反
一町以內	二、八五〇 一、一四〇 一一四〇 八四〇 八四〇 三反	二、八五〇 一、一四〇 一一四〇 八四〇 八四〇 三反	二、八五〇 一、一四〇 一一四〇 八四〇 八四〇 三反	二、八五〇 一、一四〇 一一四〇 八四〇 八四〇 三反	二、八五〇 一、一四〇 一一四〇 八四〇 八四〇 三反
三町以內	一、三、二〇〇 一、〇五六〇 一、〇五六〇 一、二五〇〇 一、二五〇〇 五及一内	一、三、二〇〇 一、〇五六〇 一、〇五六〇 一、二五〇〇 一、二五〇〇 五及一内	一、三、二〇〇 一、〇五六〇 一、〇五六〇 一、二五〇〇 一、二五〇〇 五及一内	一、三、二〇〇 一、〇五六〇 一、〇五六〇 一、二五〇〇 一、二五〇〇 五及一内	一、三、二〇〇 一、〇五六〇 一、〇五六〇 一、二五〇〇 一、二五〇〇 五及一内
五町以內	四、九六・九〇四 四、九六・九〇四 四、九六・九〇四 一、八、〇〇〇 一、八、〇〇〇 一、二反五〇〇 一、二反五〇〇 五及一内	四、九六・九〇四 四、九六・九〇四 四、九六・九〇四 一、八、〇〇〇 一、八、〇〇〇 一、二反五〇〇 一、二反五〇〇 五及一内	四、九六・九〇四 四、九六・九〇四 四、九六・九〇四 一、八、〇〇〇 一、八、〇〇〇 一、二反五〇〇 一、二反五〇〇 五及一内	四、九六・九〇四 四、九六・九〇四 四、九六・九〇四 一、八、〇〇〇 一、八、〇〇〇 一、二反五〇〇 一、二反五〇〇 五及一内	四、九六・九〇四 四、九六・九〇四 四、九六・九〇四 一、八、〇〇〇 一、八、〇〇〇 一、二反五〇〇 一、二反五〇〇 五及一内
十町以內	一〇二二	一〇二二	一〇二二	一〇二二	一〇二二
十五町以上	九	九	九	九	九

特有產物河骨は大字中の特産にして起源詳ならず、略二百年前よりの栽培なるものゝ如し。明治四十年中より赤川に移住したる者亦栽培を始めた。現在にては本場なる中に十六人、赤川に五人計二十人の栽培者あり。收穫品は概して大阪市の薬種問屋に販賣す。河骨は其の根竹の如く太き根より多くの根毛出で、藥となる所は太き根なり。其色恰もゴボウの如し。隔年に其の根を掘る、長さ四五尺に達するものあり。八月より九月にかけて收穫す。先づ泥を洗ひ落して曲尺一尺位に切り、それを縦に二つに割りて切口を上口にして干し、又それを返してボキ／＼に折れるまでに乾かし、水分を去る。而して大阪薬種問屋に送る。脚氣に效能ありと云ふ。大正八年度の收穫高凡そ千貫にして、其の價額千五百圓也。

農家 施肥の主要なるものは人糞人尿なりとす。其他海產肥料、人造肥料を使用せり。最近五ヶ年間の消費高を示せば左表の如し。

肥料消費高表

農民住宅と主なる耕地の距離は	種類					
	大正二年	同三年	同四年	同五年	同六年	大正二年
戸數	二三	二三	二三	二三	二三	二〇〇円
一町以内	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇
三町以内	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇
四〇	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一
五町以内	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一
六五	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇
十町以内	一九五	一九五	一九五	一九五	一九五	一九五
五六	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇
十五町以内	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇
三一	七七	七七	七七	七七	七七	七七
十五町以上	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇
九	一九〇	一九〇	一九〇	一九〇	一九〇	一九〇

小作慣例としては年期は其定めなけれ共地主に於て小作人の變更を欲する時は、十二月に來年度返還すべき旨を通じ、五月に次の小作人に渡す。次の小作人はそれまでに稻の穀を蒔き置くものとす小作料不足の場合は翌年度の分を以て埋め合さしむることあり。一反歩に於ける小作料平均左の如し。

上田	一石八斗	中田	一石七斗五升
畑	一石三斗		
下田	一石五升五合		

村農會 本村役場内に置く、役員は正副會長各一名、評議員六名、幹事一名にして、現會長は塙山茂右衛門なり。重なる事業は稻作品評會、種子選拔交換、害虫驅除、產米改良等とす。累年村費補助を受く、大正六年度百四拾圓なり。同年度本會經費收入支出左表の如し。

費目	収入	總費	費目	
			事務所費	支出
會費		一四〇・〇〇〇	六九・〇〇〇	
町村補助費		三三・二三〇	七・〇〇〇	
其 他		一七三・二三〇	九七・二三〇	
合計			一七三・二三〇	

責任無限

荒生信用組合 大正五年五月の組織にして、事務所を大字荒生二百四十二番地に置く。現在組合員五十六名、口數二百十二口、一口出資金拾圓、全額拂込済、即出資總額貳千壹百貳拾圓なり。

大正六年未貯金貳千七百八圓九拾參錢貳厘。大正七年未貸付金貳千貳百七拾壹圓參拾參錢、剩餘金百五拾六圓參厘、積立金貳百拾八圓八拾參錢三厘、年五朱配當成績を擧げたり。現組合長は寺西圓治郎なり。

漁業 専業の者なし、兼業者三戸あり。又鑑札所有者二十一人あれども、皆遊漁者なり。漁場は淀川にして、一定の場所なし、主として本村所屬の舊淀川域内に於てす。漁船を有せず。漁網はモンドリと稱するもの百五十あり。漁獲物は雜魚(主として鮒)にして、春夏に於て之を漁す。販路は村内の仲買人に賣渡し、仲買人は半數量は大阪市に、半數量は村内に於て販賣す。一ヶ年の產額五百四十七貫、價額參百八拾貳圓なり。(大正七年現在)

工業 古來土地の耕作に適せると、淀川灌溉の便を有するため、農業地として農を職とするもの大部分を占め、工業と稱し得るもの殆んどなく、僅かに履物の製作修繕を業とするもの少數あるのみなりしが、時勢の進歩と交通の發達に伴ひ漸次其の面目を改め、更に資本を増加して近來履物用材棕櫚表、膠製造、ブラン製造等の諸工業著しく増加せり。然れ共之等は習慣上概ね一部落に限れり。他部落に於ては無論農業を主とするも、豊富なる水利を利用して晒工場、メリヤス工場、タオル工場等の小工場漸次起り、増々增加の傾向を示し、其の他小規模なる薬品製造、ゴム製造等を見るに至れり。大工場に至りては明治二十九年大日本製糖株式會社大阪分工場の設立あり、ついで紡績用品株

式會社、京阪電車毛馬發電所相起り、漸く鍼を捨て職工となるもの日に多きを加ふるに至れり。又天満織物株式會社、鐘ヶ淵紡績株式會社の分工場相ついで起り、更に日東染料株式會社の竣工を急ぐあり、俄かに近代工業的色彩を帶び來れり。目下の工場數は工場法の制裁を受くるもの四、皆株式組織とす。個人經營のもの二十、各自の資本に依るものにして、規模の大を稱するに足るものなし。是等諸工場に於ける使役職工數總計二千一百餘人なり。大正八年十月其生産額も近年漸次増加しつゝあり、其額は別に其表あり。村内の工業從業戸數左表の如し。

年 度	戸 数	從業者		年 度	戸 数	從業者	
		男	女			男	女
大正三年	三二			大正六年	四〇		
同四年	三三			同七年	六〇		
五年	四八			同八年	一六		
六年	一二			九年	七六		

本村小工場に於ける最近五ヶ年間の勞働賃金は左表の如し。其他の勞働賃金も略之と相同じ。勞働日數は大約三百三十日とす。

製作品	產	額	製作品產額表		製作品產額表		販	額	路
			大正三年	大正四年	大正五年	大正六年			
綿糸	一二八、〇三七	円							
莫大小シャツ	八、六四〇	反							
靴下	一一〇、〇〇〇	打							
硝子製品	一八〇、〇〇〇	克ロス							
ゴム及セルロイド製品	三〇、〇〇〇	打							
肥料ペインント	四八、二五二、四三一	斤							
砂糖	四八、二五〇、〇〇〇	打							
刷子及刷毛	一六、二〇〇、〇〇〇	打							
皮革製品	一五六、〇〇〇	五〇							
膠糊用	一六二、〇〇〇	五〇							
織物	三六、〇〇〇	二五〇							
ガタオセル	二六、〇〇〇	五〇							
大	神戸	内地、支那、印度、南洋	内地、支那	内地、支那、印度	内地、支那、印度、露西亞	内地、支那、印度、露西亞	支那、印度、南洋	支那、印度、南洋	支那、印度、南洋
阪		前	前	前	前	前	前	前	前

〔工業法の適用を受くる工場〕 大日本木管株式會社都島工場 大字友淵に在り。明治廿九年五月の創立にして、當時日本紡績用品株式會社と稱せり。大正六年十二月、尼崎市に在る日本木管株式會社

と合併して現社名に改む。本社は尼崎市に在り。紡績用木管及シャツトル製造を目的とする。資本金五拾萬圓なり。

職工數

年齢	男	女	計	籍上記の職工内数
満十四歳以下	二三			
二十五歳以下	一一三	一〇	二〇	
二十六歳以下	六五	四四	一〇九	三三
二十五歳以上	一二二	七七	一五七	一四
三十五歳以上	六四	一三三	三〇	三〇
三十五歳以下	六	三三	一三	三十五歳以上
二十五歳以上	五二	一二	一〇	四〇
二十五歳以下	五	六五	一一三	三十五歳以下
二十五歳以上	二二	一	一	三十五歳以上
二十五歳以下	一一	一	一	三十五歳以下

職工教育程度

職工教育程度	男	女	計	籍上記の職工内数
尋常科ヲ卒業セザルモノ	一五九			
尋常科ヲ卒業セシモノ	一二八	七二	二五	
尋常科ヲ卒業セシタル者卒業シタル者	一四	二四	一八	
中等学校ヲ卒業セシタル者卒業シタル者	一	一	一	
高等小學ヲ卒業セシモノ	三六			
中等學校ヲ卒業セシモノ	三二			
高等小學ヲ卒業セシモノ	三	五七	一	
中等學校ヲ卒業セシモノ	一	五七	一	

一ヶ年間労働日數及休業日、労働日數、二百三十日。休業日數、三十五日。労働賃銀、男最高八拾六圓、最低拾貳圓。女最高四拾五圓、最低九圓。満十四歳以下ノ者、最高拾六圓、最低七圓。満十四歳以上ノ者、最高八拾六圓、最低拾貳圓。

鐘ヶ淵紡績株式會社淀川工場 大字友淵に在り。大正七年二月二十三日の設立なり。外國より器械未着のため一部工場中止し、一部に於て試験的に染色をなす。一日の生産高は綿布四十碼のもの六百反なり。

職工年齢表

年齢	男	女	計	在籍の職工内数
二十五歳以上	一八			
二十五歳以下	一二	五	一	
二十二歳以上	一九			
二十二歳以下	一	一	一	
二十九歳以上	二九			
二十九歳以下	二	七	一	
三十二歳以上	三二			
三十二歳以下	一	一	一	

職工教育程度表

職工教育程度	男	女	計	在籍の職工内数
尋常科ヲ卒業セシタル者卒業シタル者	一	一	一	
中等學校ヲ卒業セシタル者卒業シタル者	一	一	一	
高等小學ヲ卒業セシモノ	一	一	一	
尋常科ヲ卒業セシモノ	一	一	一	
中等學校ヲ卒業セシモノ	一	一	一	
高等小學ヲ卒業セシモノ	一	一	一	

東成郡誌

私立大學ヲ卒業シタル者	二	二	一	計	六六	九	七五	一〇二八
-------------	---	---	---	---	----	---	----	------

労働者の賃銀 男最高壹圓八拾錢、最低參拾五錢。女最高四拾五錢、最低參拾五錢。(大正七年度現在)

天満織物株式會社城北工場 大字毛馬に在り。大正六年六月の設立なり。本社は大阪市に在り。明治二十年三月の創立なり。當時資本金貳拾萬圓なり。二十七八年戰役後需要激増の爲め參拾五萬圓に増資し、其後數回の増資を経て大正六年五月五百萬圓に増加せり。目下城北工場第二期計畫進行中なり。製產品は綿布にして、原料棉花は印度米國支那より輸入す。本工場に於ける繰綿一ヶ年の需要高參拾四萬壹千貳百參拾貳貫外、同生產高綿布十六萬二千反、價額百拾參萬四千圓、販賣先は内地・朝鮮・支那・印度とす。

職工數

年齢	男		女		計		上記の内本村在籍の職工數	計
	男	女	男	女	計	男	女	計
満十四歳以下	三九	七	一〇〇	一〇〇	二〇〇	二三三	二七二	一〇七
二十五歳以下	六〇	一〇	二二	二二	三〇	一三九	一九九	二七一
二十六歳以下	三九	七	一〇〇	一〇〇	二〇〇	二三三	二七二	一〇七
二十七歳以下	六〇	一〇	二二	二二	三〇	一三九	一九九	二七一
二十八歳以下	三九	七	一〇〇	一〇〇	二〇〇	二三三	二七二	一〇七
二十九歳以下	六〇	一〇	二二	二二	三〇	一三九	一九九	二七一
三十歳以下	三九	七	一〇〇	一〇〇	二〇〇	二三三	二七二	一〇七
三十五歳以上	二二	二	五五	五五	七〇	一三九	一九九	二七一
四十歳以上	二二	二	五五	五五	七〇	一三九	一九九	二七一
計	三九	七	一〇〇	一〇〇	二〇〇	二三三	二七二	一〇七

職工教育程度

職工教育程度	男		女		計		上記の内本村在籍の職工數	計
	男	女	男	女	計	男	女	計
満十四歳以下	三九	七	一〇〇	一〇〇	二〇〇	二三三	二七二	一〇七
二十五歳以下	六〇	一〇	二二	二二	三〇	一三九	一九九	二七一
三十五歳以上	二二	二	五五	五五	七〇	一三九	一九九	二七一
四十歳以上	二二	二	五五	五五	七〇	一三九	一九九	二七一
計	三九	七	一〇〇	一〇〇	二〇〇	二三三	二七二	一〇七

職工教育程度	男		女		計		本村在籍の職工數	計
	男	女	男	女	計	男	女	計
満十四歳以下	三九	七	一〇〇	一〇〇	二〇〇	二三三	二七二	一〇七
二十五歳以下	六〇	一〇	二二	二二	三〇	一三九	一九九	二七一
三十五歳以上	二二	二	五五	五五	七〇	一三九	一九九	二七一
四十歳以上	二二	二	五五	五五	七〇	一三九	一九九	二七一
計	三九	七	一〇〇	一〇〇	二〇〇	二三三	二七二	一〇七

(右大正七年九月十五日調)

東成郡誌

一〇三〇

一ヶ年間労働日數及休業日。大正六年六月十九日運轉開始後十一月末日迄、労働日數百四十七日、休業日數十八日。大正六年十二月一日より大正七年五月三十日に至る、労働日數百六十一日、休業日數二十一日間。

保健に關する統計（大正六年度による）

月次	男女職工數	患者數	步合		月次	男女職工數	患者數	步合	
			男	女				男	女
大正六年十二月	女男女男女男女男	三三七	六二一	五二一	五一七〇	五二一	五二一	六二一	五二一
大正七年一月	六二一	五二一	六二一	五二一	五一七〇	五二一	五二一	六二一	五二一
同二月	一九〇	一九〇	一九〇	一九〇	一九〇	一九〇	一九〇	一九〇	一九〇
同三月	一九〇	一九〇	一九〇	一九〇	一九〇	一九〇	一九〇	一九〇	一九〇
同四月	一九〇	一九〇	一九〇	一九〇	一九〇	一九〇	一九〇	一九〇	一九〇
大正七年五月	二二三〇	二二三〇	二二三〇	二二三〇	二二三〇	二二三〇	二二三〇	二二三〇	二二三〇
同六月	二二三〇	二二三〇	二二三〇	二二三〇	二二三〇	二二三〇	二二三〇	二二三〇	二二三〇
同七月	二二三〇	二二三〇	二二三〇	二二三〇	二二三〇	二二三〇	二二三〇	二二三〇	二二三〇
同八月	二二三〇	二二三〇	二二三〇	二二三〇	二二三〇	二二三〇	二二三〇	二二三〇	二二三〇
同九月	二二三〇	二二三〇	二二三〇	二二三〇	二二三〇	二二三〇	二二三〇	二二三〇	二二三〇
同十月	二二三〇	二二三〇	二二三〇	二二三〇	二二三〇	二二三〇	二二三〇	二二三〇	二二三〇
同十一月	二二三〇	二二三〇	二二三〇	二二三〇	二二三〇	二二三〇	二二三〇	二二三〇	二二三〇
同十二月	二二三〇	二二三〇	二二三〇	二二三〇	二二三〇	二二三〇	二二三〇	二二三〇	二二三〇

備考 大正六年十二月工場開設許可ニ付キ以後ノ統計ヲ掲ケ。

労働賃銀

最	最高	最低	大正六年六月		最	最高	最低	大正七年六月	
			男	女				男	女
一	一・一九〇	○・四三〇	一・一九〇	○・四三〇	一	一・一九〇	○・四四六	一・一九〇	○・四四六
二	一・一九〇	○・四三〇	一・一九〇	○・四三〇	二	一・一九〇	○・二六八	一・一九〇	○・二六八
三	一・一九〇	○・四三〇	一・一九〇	○・四三〇	三	一・一九〇	○・七三六	一・一九〇	○・七三六
四	一・一九〇	○・四三〇	一・一九〇	○・四三〇	四	一・一九〇	○・七六一	一・一九〇	○・七六一
五	一・一九〇	○・四三〇	一・一九〇	○・四三〇	五	一・一九〇	○・四五六	一・一九〇	○・四五六

備考 大正六年六月創立につき同月と七年同月と比較す。

大日本製糖株式會社大阪工場 大字友淵に在り。明治二十九年一月十五日の創立にして、資本金五百拾萬圓、當時日本製糖會社と稱し、砂糖製造を目的とせり。三十九年九月、四百萬圓に増資し、同年十一月大日本製糖株式會社と合併し、資本金を壹千貳百萬圓とす。本社は東京府南葛飾郡砂村に在り。本分工場一ヶ年生産高は四千九百七萬二千五百六十五斤。價額千七拾六萬八千五百八拾六圓なり。

職工年齢調

年齢	男		女		計
	上記の内城北村在籍者	計	上記の内城北村在籍者	計	
十五歳以上					
二十歳以上					
二十五歳以上					
三十歳以上					
三十五歳以上					
四十歳以上					
計	二一〇	二四	三八	四五	四〇
二八	三一	二四	一〇	九	一九
二三八	二七	三八	二七	四五	四九
三四七	七	七	二五	七六	七六
三四	七	七	二五	七六	七六

職工教育程度調

卒業別	男		計	内城北村在籍者
	男	女		
尋常科ヲ卒業 セザルモノ 高等セシモノ 中等学校モノ卒	二八	一三三	一九九	三七
計	二二〇	四五	一五二	八
	二八	一	二三八	三三八
	四	四五	三三	二三
	三四	一	三四	三
				八

職工日給調

男 女 别	大正三年		同四年		同五年		同六年		同七年	
	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低
男	九九	二五	一〇〇	三〇	一〇二	三五	一〇六	三六	一四九	五五
女	三五	一八	三六	一八	四〇	二〇	四〇	二〇	五五	三〇

備考 十四歳以下の職工なし。

京阪電氣鐵道株式會社毛馬發電所 大字毛馬字堂ノ後八百三十八番地に在り。明治四十三年四月使用

開始。機關の種類はバーソン式「スチームタービン」にして、五臺容量一、五〇〇キロワット二臺、五〇〇キロワット三臺を据付たり。大正八年中生産高二一、八五二、五九三キロワット時、同石炭使用高八〇、一二〇六、七七五斤なり。在所社員數十五名、職工數五十九名、職工勞銀最高貳圓四拾八錢。最低壹圓貳拾參錢。大正九年九月現在とす。

大小工場と本村との關係を見るに、村治上に於ては此等工場よりする村稅は、本村財源の大なる者にして、村民が負擔を輕減せしむ。村民との關係は職工となれる者多く、又農民と雖も其農閑時に於て工場に出勤し、相當賃金を得るを以て、彼等の經濟を豊ならしむ。教育上より見る時は、また義務教育を終了せざる兒童の、工場に通ふ者あり、又臨時缺席して工場に雇はるゝ者あり、從て出席歩合、學業操行に惡影響を與へつゝあり。一般風俗上より見れば、労働者は比較的多額の賃金を得る爲め、奢侈に流れ、金錢を消費し、且職工の惡感化を受け、言語動作粗野に流れ、質實の風、日に乏くなりつゝあり。衛生上に於ては煤煙の爲め、一部落は空氣不潔となり、殊に西風の際は甚しそう。又職工中不衛生の者多く、傳染病に感染し易し、隔離病舎に收容する患者の多數は職工なり。

商業 村民の階級定りて稍進取の氣象を殺さず自給自足に甘んずるの風あり。殊に人口の割に耕地面積の廣大なると、地勢地質の影響を受けて、特に農業の堅實なる發達となり、尙一方近年長足の發

展を極めたる各種工場の増設が、多數の子女を吸收して、割よき給與を續行せるありて不安定の觀ある商業の段階を見るに至らず。これ商業不振の根本原因とす。

本村には商業として特記すべき程のものなく、唯村民に日用品及飲食物を供給する小店の存在するのみなり。

本村商業の種類並に戸数

米	種別	戸数	種別	戸数
玄米	一 下駄表	戸数	一 九	戸数
五	二 三 七 五 五 五 五 五	一 一 一 一 一 一 一 一	三 七 五 一 一 一 一 一	一 一 一 一 一 一 一 一
六	三 七 七 七 七 七 七 七	一 一 一 一 一 一 一 一	四 三 七 五 一 一 一 一	一 一 一 一 一 一 一 一
五	四 八 八 八 八 八 八 八	一 一 一 一 一 一 一 一	五 一 一 一 一 一 一 一	一 一 一 一 一 一 一 一
四	五 九 九 九 九 九 九 九	一 一 一 一 一 一 一 一	六 一 一 一 一 一 一 一	一 一 一 一 一 一 一 一
三	六 九 九 九 九 九 九 九	一 一 一 一 一 一 一 一	七 一 一 一 一 一 一 一	一 一 一 一 一 一 一 一
二	七 九 九 九 九 九 九 九	一 一 一 一 一 一 一 一	八 百 百 百 百 百 百 百	一 一 一 一 一 一 一 一
一	九 九 九 九 九 九 九 九	一 一 一 一 一 一 一 一	九 九 九 九 九 九 九 九	一 一 一 一 一 一 一 一

本村卸賣商の種類並に戸数

米	種別	戸数	種別	戸数
玄米	一 下駄表	戸数	一 九	戸数
五	二 三 七 五 五 五 五 五	一 一 一 一 一 一 一 一	三 七 五 一 一 一 一 一	一 一 一 一 一 一 一 一
六	三 七 七 七 七 七 七 七	一 一 一 一 一 一 一 一	四 三 七 五 一 一 一 一	一 一 一 一 一 一 一 一
五	四 八 八 八 八 八 八 八	一 一 一 一 一 一 一 一	五 一 一 一 一 一 一 一	一 一 一 一 一 一 一 一
四	五 九 九 九 九 九 九 九	一 一 一 一 一 一 一 一	六 一 一 一 一 一 一 一	一 一 一 一 一 一 一 一
三	六 九 九 九 九 九 九 九	一 一 一 一 一 一 一 一	七 一 一 一 一 一 一 一	一 一 一 一 一 一 一 一
二	七 九 九 九 九 九 九 九	一 一 一 一 一 一 一 一	八 百 百 百 百 百 百 百	一 一 一 一 一 一 一 一
一	九 九 九 九 九 九 九 九	一 一 一 一 一 一 一 一	九 九 九 九 九 九 九 九	一 一 一 一 一 一 一 一

本村に於ける金融機關としては荒生信用組合、加島銀行出張所及質屋とす。荒生信用組合は現に農業の條に説けり。加島銀行出張所は大字荒生に在り、毎月一・六・三・八の日に行員出張して事務を取り扱ふ。質屋に於ては左に表示するが如し。

質屋取扱表

年 度	口 數	年 末 現 在		一 年 間		一 年 間		一 年 間	
		貸 出 高	口 數	貸 出 金 高	口 數	受 戻 金 高	口 數	流 れ 金 高	口 數
大正二年	六 五 五 五 五 五 五 五	一 一 一 一 一 一 一 一							
三年	五 五 五 五 五 五 五 五	一 一 一 一 一 一 一 一							
四年	五 五 五 五 五 五 五 五	一 一 一 一 一 一 一 一							
五年	五 五 五 五 五 五 五 五	一 一 一 一 一 一 一 一							
六年	五 五 五 五 五 五 五 五	一 一 一 一 一 一 一 一							
七年	五 五 五 五 五 五 五 五	一 一 一 一 一 一 一 一							

利子割合は貸金貳拾五錢以下は一ヶ月壹錢、壹圓以下は一ヶ月百分四、五圓以下は一ヶ月百分の三拾圓以下は一ヶ月百分二半とす。出入質の最も多き月は十月なり。氏神の例祭が此月なると夏物冬物の入替時にあたればなり。入質の最も少き月は八月、出質の最も少き月は二月なり。質物は主として木綿織・絹織物・トンビ・純金指環・銀時計等にして其種類に於ては從前と變化なきも、近時は其價格の高き物品を入れるに至れり。

交通運輸業

東成郡誌

一〇三六

交通運輸業戸口表（大正七月十二月現在）

種類	個數	營業戸數	種類		個數	營業戸數	種類		個數	營業戸數														
			人	力			車	四	臺	二	戶	荷	馬	車	五	臺	五	戸	車	渡	船	一	艘	一
大人力車	四臺	二戸	大馬車	四戸	荷馬車	五戸	荷馬車	五臺	五戸	車	五戸	車	渡	船	一	艘	一戸	車	渡	船	一	艘	一戸	車
四輪車	四戸	二戸	馬車	五戸	荷物	二十貫以上壹錢	荷物	五戸	車	五戸	車	渡	船	一	艘	一戸	車	渡	船	一	艘	一戸	車	

營業狀況は人力車は時々依頼に應するのみ、之を主業とするものにあらず。荷馬車は荷物の運搬により生計を營むものにして、其業閑散なり。渡船は本村赤川西成郡柴島間淀川を往復するものにして、其の規定左の如し。

一、人一人 壱錢五厘

但三歳以上十二歳未満は半額

一、牛馬一頭 壱錢五厘

一、人力車一輛 壱錢

一、駕籠一輛 壱錢

一、自轉車、小兒車 無 貨

暴風雨、雪、出水三尺以上五厘。出水六尺以上八厘増額す。渡船時間、毎日、日出より日入限。

城北村車輶表

種別	大正二年	同三年	同四年	同五年	同六年	同七年
小四輪車	一〇二	一一六	一二六	二四四	二七四	三三四
自營一人乘車	二	二	二	一六	一八	二二
自一人乘車				三二四	三二九	三二五

備考 大正七年に於ける無税小車一、自轉車五、舟一あり。

第四 神社、宗教

日吉神社(村社) 大字赤川に鎮座す。祭神大山咋命なり。往古、赤川寺の鎮守として奉祀したりしが同寺廢絶の後は赤川村の產土神として奉祀し、今日に至れり。神像一幅を藏す、文安四年裱背する所なり。境内七畝步餘あり。社殿は本殿南向一間流造板葺
桁行三尺六寸 拝殿流造瓦葺
桁行四尺八寸 梁行三間 繪馬堂
梁行二間等あり。祭祀は新年祭(二月十日) 夏祭(舊暦六月十四日) 秋祭(十月二十八日) なり。氏子は赤川約二百戸、崇敬の念殊に厚し。

天満社(廢) 大字江野に鎮座したりき。菅原道眞を祀れり。社格なし。創建等詳ならず。明治四十二

年九月八日合祀許可、翌四十三年、古市村大宮神社に合祀す。

八幡神社(廢) 大字中字北城道に鎮座したりき。祭神應神天皇。社格村社。創建等詳ならず。境内三百十六坪、氏子八十戸。合祀同上。

八劔神社(廢) 大字荒生字北石橋に鎮座したりき。祭神應神天皇。社格村社。創建詳ならず。境内二百四十七坪、氏子二百二十五戸。合祀同上。

八幡神社(廢) 大字毛馬に鎮座したりき。祭神應神天皇。社格村社。創建詳ならず。明治四十三年、大阪北區皇太神社(櫻の宮)に合祀す。

十五神社(廢) 大字友淵字上外島に鎮座したりき。祭神天照大神・住吉神・廣田神・熊野三所神・三十川神・白山比咩神・籠守神・生野神・布留神・大原神・春日神・稻荷神・松尾神・加茂神・八幡神の十五柱なり。社格村社。創建詳ならず。毎年九月九日午刻、神拜舞樂を奏したり。境内百十九坪、氏子四十戸。

明治四十二年十一月二十二日合祀許可。明治四十三年、古市村大宮神社に合祀す。

寒松寺 大字中字村内井路西六六番地に在り。臨濟宗妙心寺末に屬す。本尊釋迦如來。開山南明湖和尚、俗縁の父伊豫周布郡舊劔山城主正岡丹後守法諱寒松院殿歟叟善休大居士墳墓の地を追慕して、正保三年、此に一字を創立し、正岡山寒松寺と號す。寶物には東山天皇開山勅諡虛靈空妙禪師勅書探幽筆涅槃像等あり。境内民有地三百三十六坪、境外地五反三畝、建造物は本堂庫裡七間三尺 正保三年建立なり。檀徒五戸。

重誓寺 大字中村内井路西百四十一番地に在り。真宗本派本願寺末に屬し、寶池山と號す。本尊阿彌陀佛は聖德太子作と傳ふ。本寺の創立は梗並島に高倉天皇の行宮ありて、之を繩殿と稱せり行宮は五條朝綱の山莊なり、舊蹟條參照すべし。島津忠久の庶子友廣、親鸞の弟子たりしが、この行宮の留守職を勤めたり。後に行宮を友廣に賜はりしかば、即寺と成したり。これ本寺なりと云ふ。親鸞・蓮如、此地に留錫したる事あり。境内に蓮如手植の松と藤と在りしが、松は早く枯れ、藤も亦明治十八年の洪水に古木は朽ち、今は蘿所々に蔓をのばせり。境内地民有一反一畝二十五歩、建造物は本堂六間庫裡八間鐘樓坪在り。檀徒百五十戸、内二十戸は村外に住す。

蓮生寺 大字荒生字小反田百五十八番地に在り。真宗本派本願寺に屬す。糸櫻山と稱す。本尊阿彌陀佛。文明九年、蓮如直弟教信(荒生の人)檀家と協力して建立す。境内民有地一反二畝二十五歩、境外外地三畝十歩あり。建造物は本堂四十五坪庫裡三十坪離屋坪鐘樓坪あり。檀家百四戸。

常宣寺 大字荒生字池川二十三番地に在り。真宗本派本願寺末に屬す、指月山と稱す。本尊阿彌陀佛康雲作と傳ふ。往古は他宗なりしが今より六代前に改宗す。寶物には蓮如六字名號を藏す。境内民有地六畝十五歩、建造物は本堂五十坪庫裡書院各十坪大鼓樓四坪鐘樓二坪等あり。檀徒百四十戸。

專宗寺 大字赤川字西垣外千三百九十番地に在り。真宗東本願寺末に屬す。本尊阿彌陀如來。創立開

基詳ならず。境内民有地八畝十五歩、本堂庫裡_{五十坪}一棟あり。檀徒六十戸。

佛現寺 大字赤川字馬場先九十番地に在り。真宗本派本願寺末に屬す。本尊阿彌陀如來。寶永元年釋大了建立す。境内民有地百三十坪、境外水田六畝あり。建造物は平家木造一棟、檀徒四十戸。
可笑庵 大字赤川字馬場先百四番地に在り。天台宗天鷲寺_{大阪市南區天王寺六萬體町}末に屬す。本尊阿彌陀如來。享保十年三月創立なれども、開基詳ならず。文政七年檀家協力再建す。傳說に云、可笑庵は赤川寺の住持隱居所なりしが、同寺廢絶後も猶存せるなりと。境内民有地三十坪_{服部伊左衛門所有建造物平屋瓦葺一棟}、檀徒十四戸。

善福寺 大字毛馬字戸の前七百五十四、五番地に在り。真宗本派本願寺末に屬す。日光山と稱す。本尊阿彌陀佛。本寺往古は天台宗なりしが寛永十九年三月、教祐の時改宗して、本願寺良如に歸依し、本寺の住職となる。境内民有地百六十五坪、境外地三反五畝餘、本堂庫裡_{五十坪}一棟あり。檀徒二十七戸。

友末寺 大字友淵字竹ヶ鼻七十三番地に在り。真宗本派本願寺末に屬す。旛龍山と稱す。本尊阿彌陀佛は惠心作(康雲鑑定)なり。享保九年、友末彌右衛門、西本願寺寂如に歸依し、薙髮して専教と稱す。所有の地約五町歩を本願寺に寄附し、御兼帶所(別院格)の號を受け、その私宅を其まゝ寺院とし、旛龍山友末寺と稱し、一切檀家の援助を受けず、只管佛道を修せり。友末氏は元橋姓にして、楠氏と同族たり。世々武士なりしが、朝貢屢途中にて掠奪せらるゝことあるを以て、朝廷の命を奉じて榎並莊を拓き、居を友淵に占め、氏を友居(後友末と書き慣らせり)と稱したり。爾來千餘年、其間幾多の天災に遇ひ、榎並莊開發等の綸旨古文書等は或は焼失し、或は水害に流され、殘存のものは明治十八年の大洪水に家と共に流失し、現存するものは僅に楠木正成の鎧貫一刀のみ。専教より六世大解に至るまで僧籍に在り、現住職は大解の三男なり。境内民有地百二十五坪、建物は平屋木造瓦葺九〇坪餘なり。檀徒六戸。

普現寺(廢) 其址大字江野に在り。真宗本派本願寺に屬せり。創立年次開基等詳ならず。

盛福寺(廢) 大字友淵に在りき。天台宗。延暦年間、僧最澄の草創なり。寺門は八町四面ありて、諸堂伽藍備はりしが、永祿年間、兵燹に罹りて廢絶したりと傳ふ。今尙字に堂の後、馬場の脇等の名あり。本寺の梵鐘は西宮六堪寺に傳へたりしが、今はなし。同鐘銘に攝津國西成郡舳淵莊盛福寺鐘文永十一年甲戌卯月九日、攝津州武庫郡西宮六湛禪寺公用鐘也、嘉慶元丁卯霜月十八日(摘要)とあり。六湛寺へ移りしは元中四年に在り。本寺の故址に地藏堂在りき。天文三年二月友末氏の建立なり。享保の頃猶存在したりしが、今は無し。同堂の地藏尊二體_{代作鑄倉時}金口一口、今傳へて友末寺に在り。金口は徑八寸五分、中心表裏とも九房八瓣の蓮花紋を陽鑄し、周縁に敬白、地藏堂友末建立天文三歳甲午二月吉日と刻せり。

赤川寺（廢） 大字赤川在りて、天台宗の巨刹なりきと口碑に傳ふ。年代等凡て詳ならず。大字名は此寺に基くと云ふ。今大門の地名存せり。其境内は今新淀川の川底となれりと、又境内に金の鶏埋めありしとの傳説あり。本大字の鎮守日吉神社は近江延暦寺の鎮守が日吉神社なる例によりて、赤川寺の鎮守として勧請したりしなりとも云ふ。又可笑庵は赤川寺住持の隠居所なりきとの傳説もあり。

第五 舊 蹤

大川尻 中古、京より舟にて西國へと淀川を下りし時の舟つき場なり。河身の流域變遷甚しく、今確には知り難し。〔攝津志〕〔攝津名所圖會〕に大字中とせり、姑く之に從ひ、本村に收む。大字中には河尻の地名存すれども、中古の川尻はこの邊よりは猶川下なりしなるべし。〔玉葉〕によれば大物浦よりは川上に在り、〔俊頼家集〕に據れば長柄の方にあらずして、神崎川の方なるが如し。但〔土佐日記〕の川尻は住吉の方より濱びたひなれば、木津川或は長柄川を云へるなるべし。又〔攝津志〕及〔名所圖會〕には此地を五條大納言邦綱の所領にて高倉上皇の行宮址なりとせり。邦綱の所領は川尻の寺江なり。治承四年三月、高倉上皇嚴島御幸の時、その寺江の山莊を以て行在所とし、その六月福原遷都、十一月の舊都還幸の時、亦此山莊を行宮に充てらる。六月十一日、九條兼實の福原に下りし時もこの山莊に宿泊せり。寺江、今地名を存せず、其地詳ならず。大字中は或は中村御厨の地なるべし。〔神鳳抄〕に中村御厨、藤井中納言家領、伴御厨元莊園也、而依ニ宿願ニ任ニ傍例、承安五年寄進神領」とあり。さればこの地は藤井中納言家の所領たりしを伊勢大神宮に寄進せられたるものにて、承安より既に伊勢大神宮神領たれば、治承の頃には邦綱の所領たるべからず。從て寺江にも此地にてあらざるが如し。〔攝津志〕〔名所圖會〕從ふべからざるなり。猶能く考ふべきなり。今左に川尻及寺江に關する諸書を摘錄して後日の参考とす。

〔皇帝紀抄〕 治承三年十一月十八日、前關白（藤原基房）配流備前國、於河尻邊出家。

〔東鑑〕 元暦二年十一月五日甲申、今日豫州（源義經）攝津國至河尻、翌六日於大物濱乘船云々。

〔津守國基集〕 江中納言（匡房）太宰帥になりて下られしに、川じりにまがりむかひて物がたりのついでに。

〔藤原隆信集〕 人々にいざなはれて川尻のかたへ遊にまかれりしに、うかれめなさあまた來集れる中に、きひめがむすめさかすくれて眼さゝまりしかば、かへるみちより便につけていひやりし

淺からず心をかけし浪路よりぬれにし袖のかばくまでなき。
〔散不奇歌集〕 此道にながら云所聞ゆるは過ぎぬるかさ人のたつねれば、船人のなからは、くまかはの方になん待る云を聞いて
涙のみ大河尻のかたなればよもなからへばゆかしこぞ思ふ。（藤原俊頼）

(備考)「攝陽群談」に菅家、川尻の江口にたちてあり田鶴の鳴なる聲をわれにきかせよと云へるを收めたり。「攝津志」には出所未詳、或曰菅家後集さあり。今菅家後草を檢するに無し。この歌によれば江口のあたりをも川尻と稱したるにや。

〔高倉院嚴島御幸記〕かくて御舟いたして、こち風をおいてくだらせ給、さるの時に川にりてら江といふ所につかせ給ふ、邦綱の大納言御所つくりて御まうけ心をつくして、御舟ながらにさしいれて、釣殿よりおりさせ給、御障子とも、唐の大和の畫どもかきちらしたり、廐に葦毛の馬さも二疋たて、めづらしき鞍さもかけたり、御よそひの物さも數しらず、上達部殿上人の居所さもみなその用意あり、福原よりけふよき日にて舟にめしそむべしとてから舟まいらせたり。(中略)御舟にめしそめて江のうちをさしめぐりてのほらせ給ぬ、夕べの雨静かにそぼちて、旅のさまりいつしか都懸しく心はそき有様なり。(中略)あくるあした雨なを晴やらで、日ついで限あれば、泊せ給ふべきにあらずさていでさせ給ふ、雨の空は風さだまらずさて、徒より御幸なる。

〔山梶記〕治承四年三月十九日、今日新院(高倉院)自^ニ八條二品亭^ニ令^レ參^ニ安藝伊都岐島^ニ給云々、去十七日可^レ有^ニ御進發^ニ之處、天下誰定出來俄延引、今日可^レ着^ニ御河尻寺^{所_{江カ}}也、前大納言邦綱山莊在^ニ件所^一也、明日可^レ着^ニ御攝津福原亭^(禪門亭也云々)帥大納言(隆季執事)前大納言(邦綱)藤大納言(實國)新宰相中將(通親)左中將隆房朝臣右中辨兼光朝臣宮内少輔株範以下内^ニ御共^ニ云々。

〔百練抄〕治承四年六月二日、行^ニ幸攝津國福原、法皇新院同以臨幸、貴賤上下出^ニ平安城^ニ赴^ニ攝州新都、今日着^ニ御寺江頓宮、翌日乘^ニ御船^ニ着^ニ御福原、

〔山梶記〕十一月二十四日、自^ニ福原^ニ行^ニ幸寺江邦綱卿家、二十五日今日出^ニ御寺江^ニ可^レ着^ニ御木津殿、

〔玉葉〕十一月二十四日傳聞、還都必定了、昨日御出門、今日着^ニ御寺江^ニ明日渡^ニ御木津殿、明後日早且御入洛云々。

〔同書〕六月十四日天晴、寅刻、就^ニ前大納言邦綱寺江山莊^ニ暫以休息、未^ニ一點乗^ニ船女房等不^レ從、到^ニ于大物^ニ駕^ニ與、十五日酉刻乗^ニ車出^ニ福原、亥四刻就^ニ寺江路^ニ之間、被^レ吹^ニ濱風^ニ心神惱亂、(本條は藤原兼實福原上下の記事を摘錄す)

古城址 大字荒生の東方に古城址ありと傳ふ、又字城東の名遺れり。何城にて何氏の據りし所なるか詳ならず。天文十年、石山軍の時、榎並莊(城北古市清水榎並野江一帶の地)の稻田を刈りて軍糧として本願寺に献じたるにより、今に至るまで毎年榎並十四日講へ供物を贈り来る。供物は栗大の赤き餅にして、總數約六百個あり、之を榎並内の本派本願寺派の檀家全部に分配す。

第六 人物

與謝蕪村 名は寅、字は春星、本姓は谷口氏、後與謝と改む。こは天橋立の邊に三年許住したるによれり。本村毛馬の人、享保元年に生る。後天王寺村に移り、中年江戸に遊び、又丹後に赴き、晩年京師に住す。畫人として大雅堂と時を同じくし、共に我國南宗畫の開拓者たり。その畫は師承する所なし、自稱して吾に師なし、古今の名書畫を以て師とすと云へり。在世の時は畫名著はれざりしが、歿後聲價大雅堂に下らす。俳人としては天明俳壇の革新者として、世の激賞して措かざる所なり。俳諧は初め江戸の内田沾山に學び、後早野巴人に從ふ。蕪村の別號に蕪菁・馬東・東成・夜半亭・老々庵・浮風庵・臥庵・紫狐庵・落日庵・碧雲洞・白雪堂・河南道居・草々樹・四明・三菓散人・三菓居士・老雲等あり。蕪村・蕪菁・馬東・東成などは故園にちなみしものなり。天明三年十二月廿四日歿す。行

年六十八。

一〇四六

〔燕村文集〕乾 春風馬堤曲

一春風馬堤曲 馬堤は毛馬堤也、則余が故園也。

余幼童の時、春色清和の日には必ず友ぢらて此堤上にのほりて遊び候、水には上下の船あり、堤には往來の客あり、其中には田舎娘の浪花に奉公して、かしこく浪花の時勢を敵ひ、髪かたちも妓家の風情をまなび、口傳しげ太夫の心中のうき名をうらやみ、故郷の兄弟を聴いやしむもの有、されども流石故園情に不堪、偶親里に歸省するあだものなるべし、浪花を出てより親里までの道行にて引道具の狂言座元夜半亭と御笑ひ可被下候、實は愚老懷舊のやるかたなきより、うめき出たる實情に候。島津頼賢・三品教運・友末大解、頼賢は大字中重誓寺の住職、教運は荒生蓮生寺の住職、大解は友淵友末寺の住職たりき。伏見鳥羽の役起るや、三人共に禁裡猿ヶ辻警固の任に當りたり。

第七 風俗

信仰 嚴密なる意味に於ける宗教的信仰を有するものは、甚だ少なし。宗教の種別より云へば全村

戸數の過半數は淨土真宗に屬せり。從つて大抵一家には佛壇を有せるが、尙ほ神棚ありて諸種の神を祀れり。殊に甚しきは真宗と天理教とを併せ信する如き人も少からず。また一方には動物崇拜の跡残れり。多くは白蛇等を崇拜す。尙家相等の迷信及び禁厭等行はれ、その面に素朴なる劣等自然崇拜ありて、迷信は容易に破壊し難し。

遊藝 下層労働階級にありては労働の過重生活の壓迫は趣味の下落を促し、品性の修養趣味の涵養に心を潛むる餘裕を有せず、只管汲々たる有様なれば、好尚の見るべきものなし。農家の子弟の間には角力、撲滅等盛に行はれ、謡曲・茶の湯・活花等は上流に、圍碁・将棋・尺八等は一般の娛樂として上下共に行はる。

衣食住 衣服は從來綿服を用ふるもの多かりしも、近年交通機關發達して大阪市との接觸頻繁となり且つ市内よりの移住者日に多きを以て絹物洋服を着用するもの増加したり。食物の程度また昂進して、昔時労働者の常食たりし麥飯は米飯に變り、副食物等も以前は野菜干物類なりしが漸時肉食する者多くなれり。家屋は大部分木造瓦葺屋根にして、藁葺・茅葺の家其の間に點綴せり。棟數統計左の如し。

構造別棟數表

年 度		土 蔵	煉瓦造	木 造	計	年 度	土 蔵	煉瓦造	木 造	計
大正二年	同三年	六九	七一	一	五一七	大正五年	七四	一五	六一三	六八七
同四年	七年	七二	一	一	五五三	同六年	七五	一五	六七〇	六一三
大正二年	同三年	六九	七一	一	五一七	大正五年	七四	一五	六一三	六八七
同四年	七年	七二	一	一	五五三	同六年	七五	一五	六七〇	六一三

備考 大正六年度に棟數の急増は會社の建築及增設による。

年中行事及冠婚葬祭 年中行事は新舊暦各自思ひ／＼に行ふ。

五節句の風習 一月七日（人日）七草の雑炊を祝ふ。

三月三日（上巳）桃の節句又は女の節句と云ひ子女のある家庭にては雛を飾り、白酒・菱餅を供へ、知己を招く。尤も下流には其事なし。

五月五日（端午）菖蒲の節句又は男の節句と云ひ、男子の有る家にては鯉のぼりを立て、床に武者人形を飾り、ちまき、かしわもちを拵へ、近隣へ配る。下流には其事なし。

七月七日（七夕）籠の枝に色紙短冊をさげ、七夕に因める俳句を書き門先きに立つ。一家墓參をする。

九月七日（重陽）菊の節句と云ひ、栗飯を食す。

此等の風習は今尙舊習を重んずるも、昔の如き嚴肅なるもの行はれずして、習慣性として遺れるのみ。追々すたれ行く傾向なり。

正月 には一般の家庭にてはカルタ・雙六・花合せ等をなして遊び、兒童は橙轉し、バイマワシ・スリバチフセ等をなし、男子はたこ揚げ、女子は羽子つき、まりつきなどして遊ぶ。

萬歳 大和萬歳とて大和地方より来るもの多かりしも、近年はなし。

恵方詣 正月十五日又は節分の日に恵方詣とて其年の恵方に當りし方角の神社佛閣へ参詣し、一年の厄を拂ふ。

節分 每年二月四日、節分の夜には家々にして「鬼やらひ」とて主人は「福はうち鬼は外」と云ひつゝ豆を撒く。又家族一同自分の年に一を加へし數だけ豆を食し、歳どり飴を食ふ。又村内老若男女は「お化」とて變装して氏神に詣づ。氏神にては厄拂を行ふ。

盆踊 舊七月十五日より八月一日まで盆踊を行ふ。昔は盛なりしも近年は振はず。

魂祭 本村は真宗盛なるため行はざるも、少數の他宗にては新佛を祀る。

月見 舊八月十五日、満月の夜には家々にて御酒・團子・花すゝきなどを供へ月を拜す。

報恩講 在家報恩講一信者各家にて近隣の者、知己等參會し、僧侶を招き、共に正信念佛偈（淨土真宗に限る）を讀誦す。之を終れば僧は法話して參會者と共に宗祖の徳を讚嘆す。僧の説教終れば施主は供養として品物或は菓子を參會者に贈る。

寺院報恩講 十一月より十二月頃までの間に營むものなり。數多の僧侶は寺院に集まり、其宗派に定められたる勤式によりて行ふものなり。其寺院にては必ず布教師を招して集會せる檀徒のため説教を開筵するを常とす。檀家及信徒は法要執行中、通常三日間は寺院に參會すべきものとす。

冠婚喪祭 冠儀は昔時行はれたりと傳ふれ共、現今は何等のことなし。婚儀の風習は昔も今も變らず

婚約の際結納と稱して先方に若干の金品を贈り、又御酒と稱へて近隣知己の者を招き酒宴を張る。婚儀當日は盛なる酒宴を張る。翌日より二三日間荷飾りとて嫁又は婿の持ち來れる衣類其他の調度を陳列して近隣知己の參觀に供ふ。荷物年一年華美に赴つゝあるが如し。又土産物として種々の物品菓子を贈る。

葬儀 村落にては葬儀の諸事を互に世話し合ふ組合を設けらる。これを同行と云ふ。一大字には四個以上の同行あり。同行中の一家に死者ある時にはその同行に屬する總ての人々は家業を休みて葬式の手傳をなす。葬式は田舎にありては午後なり、富家にては數人の僧を招待することあり。出棺迄に棺前にて讀經す。簡単なる行列を作りて火葬場に至る。茶毘所にては僧は其宗派に定められたる勤式により經文なり偈頌を讀誦す。その讀經の間に會葬者は焼香するものとす。祭儀は親の逮夜に毎月僧侶の讀經を請ひ、又一年・三年・七年・十三年・十七年・二十五年・三十三年の年忌を勤む。三十年・百年の年忌を勤むる者は稀なり。

俚謡

農謡 下へ下へ枯木を流す、下で枯木が花が咲く。

こゝは播州舞子の濱よ、向ふに見ゆるは淡路島。

童謡 御月様、お月さまなんぼ、十三七ツまだ年若いぞ。

手遁歌 さのふの、おさるさんは、あかいおべ、を、だしおつけ、て、ちやん／＼、ほうべよばれてきたのは、たいのはやき／＼、だいのすいもんいつぱい、おすしで、す、ろ／＼、二はいめには、さかながないので、おほらたゞ、はてなく／＼、もと／＼、り三年かき八年、ゆうは九年のはなざかり、もし／＼一かんつきました。

五ヶ捕 おひしき、おふた、おみい、およを、おひつ、おむう、なつてくしや、さんきり、おじやみ、じやくうら、おふたさくら、おみもざれ、およさくら、おいつさくら、おむさくら、ひさよせさくら、をんなのこ、をこのこ、のせて、はしる、ゆわわれおかわ、かあわ、おみつおろせ、うめにうぐひす、ほうほげきよ、うまいことなきよつた、おふたほうき、おみほうき、おひつほうき、おむほうき、ほうきひよせほうき、ほうき、おしこおつめめた、おふたおつめた、おみおつめた、およおつめた、おつめた、おむおつめた、ひよよせおつめた、おばあらりなにかしよ、さんきさんき。

蜻蛉取 やつぼうへやつぼうへ＼＼＼。

螢取 ほう、＼＼＼＼＼＼、螢来い、あつちの水は苦いぞ、こつちの水は甘いぞ、ほう、＼＼＼＼＼＼、螢來い、あんごにもたれて笠着て来て。

菖蒲で頭をしばるご頭痛がせぬ。

蜂がさしたら、そこにある瓦をうらがへしておくとすぐなほる。

眼に塵埃が入るご湯呑の上に箸か十文字におきて呑む。

手を針でついたら鍼で三度おさへる。

しゃくりが出るご湯呑の上に「久松留守」と書いてはる。また八ヶ手それきを水引にしてしばり門口に吊す。

ものもらひを漁すには井戸の中へ小豆を三粒落す。

第十二編 古市村

第一 地理

位置及廣袤 古市村は本郡の東北隅（大阪高麗橋元標を距る一里二十三町）北河内郡守口町の西南に位し、東は大體本郡清水村に接し、其の極南の僅少部分のみ本郡榎本村に連る、西方は本郡城北村及榎並町に續き、南方は鯰江町に接し、北は淀川を距て、西成郡に相對す。此の他城北村との境界六尺道の西方に鯰尾といふ飛地及京阪電車大宮停留場附近にかれどいふ飛地ありて何れも城北村領に包まる。地形の大體は方形にして、西北部大字今市方面に北に向へる突出地帶あり、面積二百五十町二反即ち、一七方里強あり。

地勢 概して平々坦々たる沃地にして、一の高阜なしと雖も、北部に於て稍高く、舊淀川堤防上に於て海拔五〇米、大字今市大字森小路方面に於て海拔三、三米あり。京街道筋大字今市の北部に於て一の坂路を有す。（長さ七十間勾配二十七度）本村の南部方面にありては大體海拔一、二米の低地なり。地味、本村地質は第四紀新層に屬し稍濕潤なりと雖も、大部分は壤土にして米・麥・菜種の栽培に適す。近來此等の上田は續々宅地化するの傾向あり。

區劃 本村を分ちて千林・今市・森小路・南島の四大字とす。各大字に於ける小字名は左の如し。

大字千林	
十五町	自至五八番
尼君田	自一八五番至二三〇番
大古	自四〇七番至四八九番
東砂木原	ヒガシスナギハラ 自六〇九番至六五二番
東高屋	自七五三番至七八六番
南下ノ辻	ミナミシモ 自一九六二番至一〇三三番
煙	ケムリ 田自一一七九番至一二一八番
大字森小路	
土取	ヅメトリ 至自一〇番
高畑	タケハタ 自一七三番至一七三番
東森前	ヒタチモリ 自一七〇番至一七〇番
北稗繩手	キタヒエハヂ 自一九七番至一九七番
南稗繩手	ヒタヒエハヂ 自一九八番至二二二番
十	ジブ
鬼女	キヨジョ 自一一番至三九番
才ノ神	サイノカミ 自一八番至三六番
普請地	フシンヂ 自一三七番至一四五番
寺ノ内	ヅラノウチ 自一三八〇番至一四六九番
上手町	ウハマチ 自六五番至七二番
森前	モリマヘ 自一四六番至一五六番
寺ノ前	ヅラマヘ 自一三八〇番至一四六九番

繩手先 <small>(宅地)</small>	至二九三番	野手先 <small>(宅地)</small>	至三一五番	北草刈 <small>(自三五六番)</small>
池ノ内 <small>(自三七六番)</small>	至四二三番	蒲生 <small>(自四二四番)</small>	至四六〇番	南草刈 <small>(自三七五番)</small>
岩瀬 <small>(自五〇二番)</small>	至五〇三番	貝脇 <small>(自五〇三番)</small>	至五五〇番	竹永 <small>(ナガエ)</small>
森 <small>(モリ)</small>	至六三三番	大繩場 <small>(自六九八番)</small>	至六九八番	外島 <small>(シマ)</small>
十五町 <small>(チヤウ)</small>	至自一七二番	金田 <small>(カネダ)</small>	至一二〇番	上尼君田 <small>(カミアマキンタ)</small>
上砂木原 <small>(カミスナキハラ)</small>	至自一六二番	下砂木原 <small>(カミイハナハラ)</small>	至二〇四番	下尼君田 <small>(シモアマキンタ)</small>
大持下手 <small>(オホモチシモチ)</small>	至自二八二番	薺分 <small>(カキブタケ)</small>	至三五〇番	上岩根葉 <small>(カミイハナハラ)</small>
大ゴウ <small>(オホゴウ)</small>	至自四四九番	東カウヅ <small>(ヒガシカウヅ)</small>	至四八四番	下岩根葉 <small>(カミイハナハラ)</small>
煙巷 <small>(カカリ)</small>	至自八六八番	雀原 <small>(サザシハラ)</small>	至五〇六番	西青田 <small>(ヒガシシオタ)</small>
井 <small>(イホ)</small>	至自九一五番	至自七二一六番	至五〇六番	東青田 <small>(ヒガシシオタ)</small>
前助 <small>(ワキ)</small>	至自一一〇九一八番	至自九一六番	至五七二番	寺田 <small>(テラダ)</small>
堤下 <small>(カタマリ)</small>	至自二六番	高畔 <small>(タカハタ)</small>	至八二一番	高畔 <small>(タカハタ)</small>
北鬼女 <small>(キタオニジョ)</small>	至自一六一番	東殿 <small>(ヒガシデン)</small>	至八二二番	寺田 <small>(テラダ)</small>
六尺 <small>(カヒ)</small>	至自三六〇番	二反田 <small>(ヒンタ)</small>	至六四番	高畔 <small>(タカハタ)</small>
貝脇 <small>(ワキ)</small>	至自五五九番	高殿 <small>(タカダ)</small>	至二五〇番	高瀬 <small>(タカセ)</small>
里中 <small>(シタカ)</small>	至自七五六番	カレ地 <small>(カラチ)</small>	至六九二番	高瀬 <small>(タカセ)</small>
大字森小路は森の中の小徑の意ならんか、森小路の小字に「森」「森前」等の地名あり。尙隣村清水村 の大字馬場の森小路に接近せる地に「森ヶ端」の地名あり。又村の北方に「鬼女」と稱する地ありて、板 地一般に高く耕地方面は低し。村の中部に位す。幅員東西五丁、南北十五町あり。總反別五十五町四反九畝十八步。 八反五畝五歩。小字蒲生は明治五年頃まで「がま」繁茂せり。竹永は竹永九郎兵衛といへる狐住みき と傳ふ。野手相は野の末にして土堤と道との間にあり。大字南島は承德時代京海道以西が海にてあ りし頃の一つの洲にして此處より北の人が「南島」と呼びしならん。(橋本古市郷誌の著者の説)土地 一般に低く、村の西部に位す。幅員東西五丁、南北十五町あり。總反別五十五町四反九畝十八步。	至自一四五番	當付 <small>(トウフ)</small>	至一四五番	南草刈 <small>(自三七五番)</small>

大字南島

堤下 <small>(カタマリ)</small>	至自二六番	稻殿 <small>(ヒラヒ)</small>	至自五六番	高里 <small>(タカナリ)</small>
北鬼女 <small>(キタオニジョ)</small>	至自一六一番	東田 <small>(ヒガシダ)</small>	至自一六二番	殿自
六尺 <small>(カヒ)</small>	至自三六〇番	至自一八九番	至六四番	殿自
貝脇 <small>(ワキ)</small>	至自五五九番	至自三六九番	至二五〇番	殿自
里中 <small>(シタカ)</small>	至自七五六番	至自六四五番	至五三〇番	殿自
大字森小路は森の中の小徑の意ならんか、森小路の小字に「森」「森前」等の地名あり。尙隣村清水村 の大字馬場の森小路に接近せる地に「森ヶ端」の地名あり。又村の北方に「鬼女」と稱する地ありて、板 地一般に高く耕地方面は低し。村の中部に位す。幅員東西五丁、南北十五町あり。總反別五十五町四反九畝十八步。 八反五畝五歩。小字蒲生は明治五年頃まで「がま」繁茂せり。竹永は竹永九郎兵衛といへる狐住みき と傳ふ。野手相は野の末にして土堤と道との間にあり。大字南島は承德時代京海道以西が海にてあ りし頃の一つの洲にして此處より北の人が「南島」と呼びしならん。(橋本古市郷誌の著者の説)土地 一般に低く、村の西部に位す。幅員東西五丁、南北十五町あり。總反別五十五町四反九畝十八步。	至自一四五番	當付 <small>(トウフ)</small>	至一四五番	南草刈 <small>(自三七五番)</small>

七町五十四間、幅三間。道路平坦、僅に淀川舊堤に上らんとする所に傾斜あるのみ。人馬諸車の往来盛んなれども、京阪電車開通以前の如く頻繁ならず。森小路淺田彌十郎文書文政三年辰十二月、東海道筋攝州東成郡野田村外八ヶ村南島・中村・野江・森小路・善源寺・内代・澤上江・關目往還道御普請御下知に付仕立方被仰付、皆出來仕候御届書に、

東海道守口宿より大阪迄之内

一往還道造延長二千百五十一間

一人足三萬三百四十六人

一道幅二間高さ一尺乃至四尺

一米十八石四斗四合二勺

一銀十七貫四百六匁六分六厘

とあり、其後明治の初年に改修す。

野崎街道(府費補助里道) 清水村界大字千林字一の絶間より森小路を経て、南島小字宮の城北村界に至る。延長八町、幅二間、路面平坦なり。されど雨天には非常の泥濘にして、歩行困難なり。京街道京阪電氣鐵道と交叉し、東は清水村より遠く野崎及奈良に達する要路に當り、西は城北村毛馬閘門方面に至る要路にして、交通頻繁なり。京街道以東は又世木路の名を以て世に知られ、〔攝津志〕に有下自京橋經過森小路等數村至一般若寺國界一路上謂之世木路、以出茨田郡世木村也。あるものは是なり。奈良朝時代には大河尻より帝都奈良に至る要路なりしなり。京街道以西は明治六年の改修に係る。

府費補助金額表

補助額	大正元年度		同二年		同三年度		同四年度		同五年度		同六年度	
	三九・五四〇	九五・三六五	三五・七一〇	一五〇・六五〇	七〇・四二〇	二七五・一七〇						

杉山街道(府費補助里道) 大字森小路字蒲生にて京街道より分岐し、森小路及南島の耕地を経、南島字野手合にて鰐江町に入る。延長十二町二十二間、幅一間半。路面凹凸多く、水溜を生じ、道端には雜草繁茂す。京阪電車開通後は行人減少したれども、車馬の往來昔に異らず。本道の開通は往昔にあり、明治三十五六年繼續して改修す。當時府の補助額十分七なりしも、現在は十分五なり。本村以南は鰐江町、城東村、中本町を過ぎ市郡境に終る、總里程一里、大阪城附近なる杉山の東方を通過するにより、杉山街道と稱す。沿道に十箇の小池あり。改修當時築道用土を掘り取りたる名残なり。補助金額大正三年度貳百四拾七圓九拾參錢、五年度五拾壹圓五拾錢、其他の年度に於ける額詳ならず。

六尺道(里道) 又大宮道と云ふ、大字南島字サデの南端より起り、同大字字堤下舊淀川堤に至る。延

長十二町、幅六尺。今は單に野通ひ道となりたり。大宮道と云ふは豊臣氏時代大宮神社の馬場前なるが故にして、京街道より分岐したる所に一鳥居ありて、立派なる道なりしと云ふ。六尺道と云ふは、南島字六尺を通過するによりてなるか、幅六尺なるが故なるか詳ならず。

隧道 前脇道。京阪電車森小路停留場西に於て野崎街道より分岐し、大字今市字前脇堤下等を経て舊淀川堤に至る。延長五町五間、幅一間半あり。概して平坦にして沿道に郊外住宅地あり、劇場日出座ありて交通繁し。明治四十四年二月、工事に着手し、大正元年十二月開通す。土地有志等發起して、土地發展の爲に開設したるなり。宮川道。野崎街道筋新川橋東詰より起り、大字森小路字上手町鬼女士取を経て大正樋尻舊淀川堤に至る。延長四町四十二間餘、幅二間。概ね平坦にして森小路の墓道として相當の通行あり。大正二年春、土地發展と交通の利便を計らんがため、當時の總代今西幸五郎外數名の盡力にて成る。日陽道。森小路停留場南に於て野崎街道の眞光寺裏より分岐し南に進み、清水村日陽に至りて終る。延長一町四十間、幅一間二尺。道路平坦なれども、開通後未だ年月を経ざれば、交通繁からず。大正六年六月開通す。

〔軌道〕 京阪電氣鐵道 西南梗並町より國道に沿ひて森小路を過ぐ、一旦清水村に遮断せられて斜に千林を横り、守口町に通す。村内延長四四鎮なり。停留場は大字千林に在り、森小路停留場と稱す
大正八年中乗客九三、八二四名。散入一四、八二七
圓なり。降客不詳。大略乗客數に同じからん

〔橋梁〕 本村に於て府費の補助を受くる橋梁は左の如し。

古市橋（俗名くぎぬき橋） 野崎街道筋を高瀬川に架す。石造にして長さ二間一寸幅二間三寸五分なり。古市橋の名に古市村の名は因めるもの、くぎぬき橋の名は地名釘抜より來る。今は無けれど延寶の檢地帳に「馬場村釘ぬき」とあり。此の地は清水村なれども大字千林字寺の内の西方に位し古市橋の西詰の地を占む。明治十年頃石造に改む。

森島橋 野崎街道を鬼女井路に架す。石造にして長さ一間五尺、幅二間三寸。明治四十三年七月石造に改む。

新川橋 野崎街道筋を宮川に架す。石造にして長さ一間一尺五寸幅二間七寸あり。もと板橋なりしを大正三年十月石造に改む。新川橋といふは大正二年新に開鑿したる川に架したるよりかく名けたるなり。

〔備考〕 宮川井路の項参照。

宮川橋 野崎街道筋を西の川井路に架す。石造にして長さ一間一尺六寸幅二間二尺あり。この橋は大宮神社の前を流るゝ川に架したるにより宮川橋といふ。明治四十三年七月石造に改む。前記以外の橋梁數約二十にして、廢橋は全くなし。

〔通信〕 森小路郵便局 大字今市字前脇一〇〇八番地にあり。大正六年三月十六日の新築開局にして

三等郵便局(無集配)たり。郵便事務總てを大正六年三月十六日開局と同時に開始したり。但し電報電話及集配事務を取扱はず。本局所轄の投入函なし。但鰐江郵便局所轄投入函は各部落に一函宛あり。尙京阪電車森小路停留所に投入函二函あり。 鰐江局より集配す。

郵便取扱表 (最近一ヶ月間統計)

郵便物引受數	特種郵便物引受數 小包郵便	金額
郵便爲替引受數	口數	一一〇
同拂渡數	口數	一一〇
郵便貯金引受數	口數	八五四
郵便貯金拂渡數	口數	二四九
	金額	六、五二二・一一五

開局以來取扱表

郵便物引受數	大正六年度	至同七年三月十六日	一、九八五
郵便爲替受拂數	大正七年度	至同八年四月一日	二、一二六
同貯金受拂數	口數	二、四二三	金額受拂二七、八二〇・三三
	拂二、二二八	六、九五一	金額受拂二七、五七八・〇六
	拂四、三一八	金額受拂一四四、三九一・六六	金額受拂九〇九八・五六

(以上自大正六年三月十六日至七年末)

水利附水害(水利) 我が古市村に於ては用水路即ち悪水路なり。用悪水路即ち交通水路なり。村といは耕す地といはず縦横に通じ、舟楫の便頗る多し。農民は「三まいた」と稱する、長さ約三間、幅三尺の小廻り舟によりて農作物及肥料を運搬す。その用悪水井路(井路即ち池なり「キヤ」) は左の四條なり。十五町井路 大字千林、今市の用排水路たり。尙ほ農通ひ舟の交通に便す。田約百五十町歩を養ふ大字今市字高腹なる高腹樋より引用し、鰐江町大字今福字北丁榎並の樋に排水す。而して本脈は今市、千林の耕地と南島との境を南流す。支脈に深田・尼君田・砂木原・岩根葉の諸井路并に横井路あり。總長七十九町一間にして幅は一間乃至二間なり。

寺の内井路 大字千林の住家の用悪水路にして兼ねて舟路たり。引水口に二あり。一つは清水村字伊勢地なる立井路、一つは清水村領日陽井路にして村内を繞りて一となり村の南方より日陽井路に排水す。主要なる通過地點は千林字寺の内・一絶間・大池等にして長さ六町四十四間幅五尺。高瀬川 大字今市宅地方面の用悪水井路にして兼ねて舟の交通に便す。起點は大字今市字高腹なる高腹樋にして鰐江町大字今福字北丁榎並の樋に排水す。主要なる通過地點は今市字高瀬及前脇前なり。長さ五町二間幅二間あり。古書に見ゆる高瀬の里及高瀬川は此邊にまで及びたるにや。宮川井路 大字森小路の用悪水路にして大字森小路字土取大正樋より引水し、鰐江町大字蒲生字野田なる庄の樋に排水す。延長十七町餘、幅二間あり。野崎街道筋新川橋より上流、大正樋管まで二百八十二間餘は大正二年の開鑿にかかる。其東岸、鬼女に往古宮ありしどの傳説にもとづいて宮川井路と稱す。新川橋以下高繩井路等部分々々に名稱ありしも大正七年十月三十一日より全井

路にわたり宮川井路と稱することゝせり。宮川井路の支井路に鬼女井路等あり。

〔池沼〕 村内重なる池は二個あり。一は深田の池（一名大池）にして大字千林字東深田 一二一九 一二二〇 番地に在り。天保年間水園繩築造用の土を取りたるため出來しものにて、恰も三角形をなし、面積一段三畝二十一歩、水深約一丈あり。水草には、ひし・浮草・くろも・きんぎよも等を生じ、魚類は鯉・鮒・鯰（龜）等棲息す。池面に蓮を植う。關係村内及園の内より池の持主へ一段につき約一石の年貢を納めて維持費に充つ。一は高屋の池にして大字千林字中高屋 一四七二 一四七四 番地にあり。前者と同じく天保年間水園繩築造用の土を取りたるため出來しものなり。形狀四角形をなし、面積一反十三歩、水深約七尺あり。水草は、ひし・浮草・くろも・きんぎよも等を生じ、魚類には鯉・鮒・鯰等の外に龜を産す。全面蓮を植ゑ、維持法は前者に同じ。

右二池の外一畝内外の池數十箇あり。京阪電車線に沿へるものは線路築造の際に、杉山街道に沿へる際十箇の小さき池は道路改修の際土使用の目的を以て掘りしものなり。

〔堤塘樋管〕 舊淀川堤 上は東成郡清水村下は同郡城北村に界す。其長さ十町一間、敷十八間馬踏三間あり、大字今市・森小路・南島の北方を東西に走る。堤平坦なれども人馬の往來殆ど無きを以て雜草一面に生え、僅なる小徑を残すのみ。此邊り北に淀川の廣々としたる廢川地を見下し南方廣大なる大阪平野の彼方に金剛・生駒等の諸山を眺め得べく、其景佳絶なり。然れば春菜花の時には都人士の來り遊ぶもの多し。

古市村に在る舊淀川筋の樋管は左の如し。

高腹樋 所在地は大字今市字高瀬一〇二七番地と一〇三三番地との間にあり。木造にして長さ百九十二尺。幅上三尺六寸下二尺高二尺二寸あり。創設の年月日不明にして明治二十七年三月再築改造せり。

蒙利地域は古市村大字今市・千林・南島（南島の内大正樋の蒙利區域を除く） 及鯰江町大字今福にして田二百二十七町四

反九畝十一步に對し用水を供す。樋並莊普通水利組合に屬せり。

大正樋管 大字森小路字土取第五番地にあり。構造は土管にして長さ百六十二尺。圓管内徑二尺あり。大正元年十二月八日創設。蒙利地域は古市村大字森小路・南島（南島の内高腹樋及城北村大字江野所在大樋の蒙利區域を除く） にして田四十六町三畝八歩に對し用水を供す。この樋は樋並莊普通水利組合に屬す。

〔水利組合〕 本村關係の普通水利組合及水害豫防組合左の如し。

一、將基島普通水利組合

一、樋並莊普通水利組合

一、淀寝屋二川水害豫防組合

古市村は右三組合の何れにも加はれど右は何れも東成郡長の管理に屬す。

〔水害〕 本村及近村に於ける著名なる水害は左の如し。

一、延寶の仁和寺切 延寶二年六月十四日、淀川洪水にて河内國茨田郡仁和寺<sub>九箇
庄村</sub>堤防決潰し、榎並一圓害を被り、家屋人畜流失多し。野田村の如きは數十間押切となり、天満天神浪速の三橋を始め、下流の橋梁悉く流失し、京橋の如きは兵庫津に漂着したりと云ふ。九月仁和寺堤防を修築す。

二、享保の枚方切 享保二十年六月二十一日淀川洪水あり、枚方三矢の堤防破壊し、攝河一圓其害を被りて稻作悉皆腐蝕に歸す。よりて同年の貢税を免せらる。

三、享和の仁和寺及點野切 享和二年六月二十七日より降雨頻りに臻りて各河川大いに暴漲し、同二十九日には狂風雷鳴を交へ、遂に翌七月一日未明に至りて淀川南岸數ヶ所決潰し、殊に九ヶ庄村の仁和寺點野切のため當地は一圓の海と化す。家屋の流亡するものありしも其數明からず。此時奉行所、代官、地頭及京都本願寺より救恤ありたり。

〔馬琴編旅漫錄〕 七月二十四日京を發し、午時伏見より船に乗りて大阪へ下る、泉屋麥雨同行、今夜五つ半頃大阪着岸。この間所々洪水の跡を見て駭然たり。淀八幡邊所々の堤崩れて今専ら杭をふり土を運びて普請す。淀の城の堀は屋根際にまで水つきたりと見ゆ。淀橋は柱二本流れ橋桁二所まで落こみぬ。水車は流れてこの跡僅に残る。高櫻の城又かくの如しこいふ。牧方より二里許りあたな點野仁知〔仁知〕は「仁和寺」の誤なるべしの間堀大に切れて水突流し、南平野村にいたり。東駒が嶺の麓に及び。西。城際に至り。北濱河に連り。一面湖となり。點野は既に河内に屬す。この邊川高く陸早し故に水勢退く事なく今に至りて濁水丈餘。はじめ水至る時。櫻屋梁を没し。樹木梢を洗ふ。村民丘陵に登り。或は堤防に築る。四方悉く怒波。兒女號哭の聲天に遍し。民屋水面に泛び。その中舟燈し火炎々たるものあり。亦老幼五六人たゞに帶びて根拏て流るゝ者あり。亦其の子を舟の中におき。樹の上にかけたるものあり。幸に逃れて一命を全うするも十が一二のみ。茲に於て官命あり。舟なんをして之れを拯はしむ。然れども水勢暴漲。舟至り難き者あり。官京橋の側に數十間の假屋を作り。又道頓堀の雜劇中に流汎を入おかる。混集者四千人。則倉を發して之れに資給し給ふ。浪華の富商も又貯財を出してこれに施行す。大小一ならず。大阪八軒家邊水床に及び。天満天神橋其餘の小橋損する者三つなり。二十日許にして水漸く滅す。混故地に歸る。然れども決口より水入て田地濁水中にあり。或は沙礫疊す可からず。點野より西數十町堤に竹を柱さし藁を屋根さし。僅に雨露を防ぐ者数百人。伏見大阪の客船往來する者あれば。十三四歳の童、小舟に棹さし來り。桶を船の中へ投入て錢を乞ふ。旅客漠然として袖を濕し。則錢を其桶に入れて之を流す。乞者の舟下流にありてこれを取る。かくの如きの一夕數十艘あり。

凡伏見より淀まで。河水決口に入るを以て流れす。或は砂礫一所に集りて洲となる。こ々を以て舟自由ならず。淀より牧方の間、木津の水落ち合ふて急流日頃に倍せり。點野より八軒屋に至りて。水又淺く流れす。故に舟入河中に入て舟を押す。旅人も力あるものは。共に河中入てこれを助く。

四、文化の八幡切 文化四年五月五日、淀川暴漲して同月二十四日、遂に茨田郡八番の堤防八十分間を決潰す。この洪水は二十日より二十三日夜に至るまでの大雨に起因するものにして、被害の範囲頗る廣く、寝屋川以北の平野一面に浸水せしかば網島大長寺裏手の堤防五間餘を切開して之を淀川本流に導きたり。六月及九月復増水の事あり。本年は獨り畿内に限らず、諸國兩多くして米價騰貴し、市民の持米買却を命ずるに至れり。

五、明治元年の徳庵切 四月下旬より淫雨已まず、五月十一日雨益々烈しく、淀川の水量十四尺寝屋川も暴漲し、徳庵堤決し、水屋敷をつけ、急に引かず、ために稻腐り作得皆無。

六、明治十八年の大洪水、枚方切 明治十八年六月中旬淫雨荐りに臻り、其十七日淀川及支流共に大いに暴漲し、午後十一時終に枚方伊加賀の堤防決潰し、奔流滔々北河内郡に盈ち、漸次南進して東成郡百十ヶ村落を没し、村民僅に身を以て免る。續いて三矢の堤防を崩壊せり。時十一時三分。本川の水量一丈四尺八寸、之を最高とす。二十日網島大長寺裏の堤を疏通す。枚方切所の復舊工事は八月二十九日竣成せり。

今當時の大坂朝日新聞の記事を抜萃して當時の有様を明にす。

去る十七日夜半より枚方堤が同驛三矢の處にて今にも決んづ勢なるにぞ郡吏は云ふも更なり、枚方警察署及守口分署よりも警部巡査が出張して人民に力を添へて豫防に手を盡されたれども水勢猛烈にして防ぐ能はず。遂に十八日午前三時頃に至りて堤防三十間許決潰し（前の時間と相異すればこのまゝにして置く）次第に廣まれり。遂に守口驛迄看るゝ内に一面の水被りとなり、夫より水次第に廣がり東は生駒山、南は若江郡に及びたり、守口より西南は板並の庄、五箇の庄等へ押込んだるを以て、十八日の正午過より右村々の人々我先に堤防の上へ避れ居れり。其景況は目も當てられぬ許りにて乳兒を抱き老母の手を取りて逃れ行く婦人あれば、風呂敷に少許の米を包みて脊負ひ行く男子あり、桶に衣類を入れて浮ばせ行く少女あり、小兒の親を見失ひて泣くあり、實に慘状を極めたり地上水七八尺。警察本部よりは山本外山の兩警部が巡査を率ゐて野田戸長役場に出張し、今福分署に力を添へ、水上警察署よりも巡査をバッテーラに廻され、いづれも出水の疏通と難民の救助に手を盡さる。

以上列記する所の景況に據れば河内茨田郡は一圓、同國若江郡の北部交野郡の南部より攝津東成郡蒲生堤以上にかけて一大湖を作り出したるが如くにて、水量の最も高き所にては人家の軒を浸し實に近年稀なる洪水なり。と記し了る處へ探訪者歸り報じて曰く、河内諸郡東成郡の村々は追々増水して此の儘捨て置くべからざれば、府廳に於ても種々評議を盡し、網島大長寺裏手の堤防十五間を切斷せり。（六月二十日記事）

昨日の處では東成郡鯨江川以北は平均二尺餘の増水にて、蒲生堤の人家にも水つき、新喜多東方一町許の所にて徳庵堤三間ばかり決れ落ちたり。枚方の切處へは遠藤大書記官出張し、大阪監獄署よりは監守押手等五十名が囚人百五十名を率ゐて出張し、人足七百五十餘人と大阪藤田組其外より來るもの二百餘人、いづれも切所に在つて働き、一昨日來夜中も休まず。されど何分廣き切口の所へ落込む水勢の烈しきため、急に堰止むるの場合に至らず。（六月二十日記事）

枚方出張員の報に曰く、枚方伊加賀村決所の工事は、一昨日中落成の見込にて、双方を押し埋め枠杭を打込むこと最早八九間まで及ぼし、出張官吏は頻りに人夫を勵まして居らるゝ處、二十二日午後の大霖と二十二日午後の大霖と二十三日の朝の大霖の爲川筋再び水漲り、決所邊にては二尺餘の

増水となり、爲に工事に害を受け、又々決所の巾を廣めたるは如何にも殘念なり。赤川村・荒生村・中村・江野村・森小路村・五ヶ村戸數總計三百九十六戸救助を受くべき者六百五十九人、又南島村・今市村・千林村・三箇村戸數總計三百三十五戸救助を受くべき者凡五百人、又貝脇村・上辻村・馬場村・別所村・般若寺村・五箇村の戸數總計二百二十七戸救助を受くべき者九百三十四人。(六月二十日記事)

山村清兵衛氏の公益 東成郡上ノ辻村外四箇村聯合戸長山村清兵衛氏は自分の宅も田地も元より水に浸りたるが、出水の翌日水害をうけざる吾親類の者に依頼して糲を播種したるに、昨今早くも芽の出る位となりたれば、之を五箇村并に隣村へも分配する筈なりと。(六月二十日記事)

櫻井東成郡長の設立に成れる水害者救助の工事も竣りたれば、(灘南曰く堤防上に假家を建つ、世人これを「お小屋」と稱す、自己の家流して新築する資力のなき者はお小屋を貰ひうけたりと) 昨日より夫々入場を許され、郡長自ら其救助場に居を定めて貧民に説諭し、兼ねて備置きたる藁を與へて草鞋を製せしめ、一足壹錢の所を壹錢五厘に買上げ、其五厘を郡役所に預り、又女子には打綿を與へて是にて河内木綿を製造せしめ、草鞋同様の方法を以て幾分かを備置き、孰も起業上の費に充る目的なりと。(六月二十日記事)

連日の降雨と時々東北風の強きに依り、水嵩非常に増加し、ために枚方の切所の工事も大害を受け堰止は却つて壊れ、水流は切所へ七分、本流へ三分の割なりと。(六月三十日記事)

前日來小歇なく降り頻る強雨のため、一旦減水の模様を示したる河内國東北部各村及東成郡榎並庄の内水は追々増水し、且つ一昨日午前六時より東北の風吹起り、是がため徳庵堤凡そ六十間は今にも潰れんとする勢なれば、以南の村民は非常に騒立つ。(七月一日記事)

第二回大洪水 去る二十九日より翌三十日及本月一日の三日間小歇なく降りしきる暴雨のために川川の水嵩は實に非常の事にて、堤防の決潰したるもの家の破壊したもの其數夥しく、天満・天神・難波の三大橋をはじめ三十の橋を流失せり。大阪市の上町、船場を除く外悉く浸水せり。水嵩は非常にして蒲生・徳庵堤の上を越し八尾・平野方面まで一面の海となる。蒸氣安全丸は避難民を救助せんとて榎並庄方面に至り難民を市内の學校及寺院に運送せり。(七月三日記事)

米價の輸達 府下の各警察署及び區役所に於て左の通り張出されたり。

「水害者にして白米を求むるものもし故障を唱へ、白米を賣らず、又賣とも不當の價を貪らんとする者ある時は、各警察署へ訴出べし」(七月五日記事)

官公衙 本村の官公衙は村役場、古市巡查駐在所及森小路郵便局とす。郵便局は交通通信局にあり。参考すべし。

古市巡查駐在所 大字森小路に在り。鶴橋警察署今福分署に屬す。古市村全村を管轄區域とする。駐在巡査一名。

第一二 村政

沿革 本村の地は太古にありては河内茨田郡に屬したりしものなるべし。郡郷時代には東成郡古市郷の地なりしなるべし、今の村名これに因る。(大字森小路鳥山庄右衛門命名)戦國時代には欠郡に屬し、西成郡と稱したる時代もあり、後東成郡に屬す。明治元年一時大字南島は兵庫裁判所に屬しその他は大阪裁判所に屬したり。其後共に大阪府に屬す。明治五年、徳川時代より引續きたる庄屋を廢し、各村に戸長を置く。當時區制を布く。本村は五大區第三區に屬す。區を十番組に分ち、南島村江野村を六番組とし、森小路・今市・千林を七番組とす。各番組毎に戸長あり。此間戸長事務はその自宅に於て執務せり。十年九月、區を小區と改め、番組を廢し、各村に用掛あり。同十二年郡區町村編制法の實施を見るに及び現古市村の四ヶ大字各村 従來のに一戸長を置き、戸長役場を今市第一〇五六番地に設け、東成郡森小路村外三ヶ村戸長役場と稱し、從來の區制は廢止せらる。戸長は大阪府より戸長外の諸役は郡長又は戸長より任命せり。當時投票による府會議員、郡會議員、聯合村會議員あり。その聯合村會區域は野田村外二十四箇村にして、即右の梗並の莊の範圍なり。同十九年役場を同千林第一四〇一番地に移轉す。二十二年四月、聯合戸長區域の四ヶ村を以て古市村こし役場は從前の位置に置く。二十三年十二月十九日、千林第一四二二番地に移轉し、以て今に至る。

古市村舊各村庄屋 森小路 寛保二年の書に治左衛門の名見え、文政十年以後明治四年迄の書に淺田彌十郎、徳永三右衛門等の名見ゆ。尙ほ其他奥田甚兵衛、徳永藤右衛門等庄屋たりしそぞ。

南島 延寶の檢地帳に西形久右衛門、寛保三年の書に西井平右衛門見え、西形嘉専、藤井五郎助の庄屋は明治四年に及ぶ。

今井 延寶の檢地帳に奥田惣助の名見え、長谷川宗兵衛、野中甚兵衛、阪口藤助を経て浅田三右衛門文政年間より庄屋たり。其子

藤右衛門、孫牧太郎三代の後奥田甚右衛門、明治年間迄勤む。

千林 元和元年の檢地帳に野口長兵衛、延寶の分に植村茂左衛門、次に庄右衛門、享保廿一年と弘化年間の書に仲野小兵衛、延享二年の書に岡島作左衛門、天明年間の書に仲野藤左衛門の名見ゆ。寛政年間より南北二組に分れ明治に及ぶ。仲野藤左衛門北組山本久左衛門南組庄屋たり。享和二年の北組庄屋は仲野市左衛門とす。弘化年間の仲野小兵衛(伊助)は南組庄屋たり。

本村に於ける戸長及村長

戸長氏名	就任退職年月日	勤続年数	退職の理由	出身部落名
淺田彌十郎	自明治十二年同十七年十月十四日	五ヶ年		森小路
伊藤 静雄	至明治十八年	一ヶ年	官選	

就職年月日	自明治十八年九月十八日至同明治二十二年六月三日
退職年月日	自明治二十二年三月三十一日至同明治二十七年十月廿四日

二ヶ年二月
一ヶ年千今市
千林路
千林江
千小路
千森林
千官選
千並町大字野江

仲野勘助

至自明治二十一年二月十八日

至自明治二十二年三月三十一日

村長氏名	仲野勘助	助島右衛門	大西卯三郎	大助	浅田牧太郎
就職年月日	自明治三十二年四月十五日至自明治三十三年四月十五日	自明治三十二年四月十五日至自明治三十三年四月十五日	自明治三十二年四月十五日至自明治三十三年四月十五日	自明治三十二年四月十五日至自明治三十三年四月十五日	自明治二十二年六月三日至自明治二十三年六月三日
勤続年数	二ヶ年五月	二ヶ年五月	二ヶ年五月	二ヶ年五月	二ヶ年五月
退職の理由	死	死	死	死	死
出身部落名	林	路	江	森林	江
期	満期	期	満期	期	期
都合	都合	都合	都合	都合	都合
右	右	右	右	右	右
事の都合	事の都合	事の都合	事の都合	事の都合	事の都合
家事の都合	家事の都合	家事の都合	家事の都合	家事の都合	家事の都合
家	家	家	家	家	家
死亡	死亡	死亡	死亡	死亡	死亡

村會議員數

一級二級各六名計十二名なり。有權者數左表の如し。

村會有權者表

年	度	年	度	年	度	年	度	年	度
明治四十五年	大正元年								
出入	出入								
五、八七〇	五、七四〇								

年	度	年	度	年	度	年	度	年	度
明治四十五年	大正元年								
六六〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇
四五六	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇

年	度	年	度	年	度	年	度	年	度
明治四十五年	大正元年								
七七	五五								
二九	三九								

年	度	年	度	年	度	年	度	年	度
大正元年	明治四十五年								
出入	出入								
七五	七五								

財政 本村の經費は時勢の進運と共に日を逐ふて増加したりと雖も、日露戰爭後、殊に明治四十三年京阪電車の開通ありてより續々外來者の來住するもの多く、爲めに事業施設の擴張を要する事急にして一層の膨脹を見たり。現今に於ては郊外住宅地として益々人戸増加するあり、且は諸工場の勃興するあり、今後益々土地の發展に伴ひて膨脹するや必せり。

大正元年以降歲入歲出決算額左の如し。

年	度	年	度	年	度	年	度	年	度
大正三年	明治四十五年	大正二年	明治四十五年	大正元年	明治四十五年	大正元年	明治四十五年	大正元年	明治四十五年
出入	出入								
七七	五五								

年	度	年	度	年	度	年	度	年	度
大正六年	大正五年	大正五年	大正四年	大正四年	大正五年	大正六年	大正五年	大正六年	大正五年
出入									
七七	六六								

公租の負擔につき最近三ヶ年間の状態を見るに、大正五年の國稅府稅の一戸當り或は一人當りの低下せるは、戸數人口の急激に増加せるによる。又大正六年にては戸數人口の増加せるにかゝはらず村稅一戸當り大正四年同五年よりも増加せるは、村費膨脹率の甚だしきを證するものなり。其の負擔左表の如し。

公租負擔額比較表

税種	大正四年度		大正五年度		大正六年度	
	税額	一戸當	税額	一戸當	税額	一戸當
直接國稅	七、七五〇	一一・二九	七、八四九	一〇・七八	二・八八	八・〇九七
府稅	三、一七三	四・八一	三、三四〇	四・五六	一・一二二	一・一四
町村稅	六、四五四	一・二三	九・七七	二・五六	二・六六	二・八二
計	一七、三七七	二・五・八七	七、二三一	九・八六	七、九六一	一・一二一
		六・七〇	一・八・四二〇	二・五・二〇	一・九・五一六	一・九・九二
			六・七六	六・七六	二・六・八四	二・七八
					六・八一	二・七八

(其他淀廢屋二川水害豫防組合費模並之庄普通水利組合費、今市用水桶管費將莫島組合費等あるも組合事務取扱はざるにより不明なり)

(附) 明治維新前の納稅

舊村高(寶曆の檢地帳)						
森小路五百七十二石四斗一升七合	南島	六百六十二石三斗四升四合				
今市八百四十四石八斗三升	千林	八百八十二石七斗五升八合				
田中下田一石五斗	上田	一石三斗				
田中下田一石三斗	中田	一石二斗				
下田九斗	下田	九斗				
屋敷一石三斗						

石盛(弘化三年「森小路村明細帳」所載、同村淺田龍夫家藏)

納稅額 舊幕時代大阪城代下は三つ(一石の十分の三)代官の支配下五つ(一石の十分の五)平均四つ(一石の十分の四)なり。

今最近十ヶ年間の米價平均を約拾七圓(一石に付)公租額約八圓(一石に付)を見て、舊幕時代の額と比較するに今は昔より増したるわけなり。

納租法 庄屋監督のもとに村々の郷藏に納め、然る後、三牧板小船にて津出し、大阪難波御藏へ、鈴木町代官支配のもとに納めし。(清水村大字別所四二九番地橋本穂次郎談)

助郷 本村の内大字千林及南島清水村全部より河州守口宿へ助郷人足を出せり。人足は合計九ヶ村にて十二人、年中守口宿へ出張し以て大名行列其他の場合に命令あり次第必要に應じて人足を出せり。其開始の年月日詳ならざれども、大字上ノ辻及般若寺は元祿三年八月十六日諸傳左衛門、萩彦三郎、松美濃守、稻伊賀守、高伊勢守連名にて當地の代官万年長十郎宛にて、以後河州茨田郡守口宿の人足助郷に申附候間、守口宿より觸次第人足を出すべき旨の書面によりて、この二ヶ村の開始は元祿三年なることを知るべし。右助郷は明治に及びて廢せらる。勤代は村高に應じて給せられたるものにて、一石に付一ヶ年に銀六分宛なり。大名行列の外助郷が服せし工役の主なるものを擧ぐれば、國役堤(淀川堤)奉行御通の節は博馬人足、淀川表御用船上之節は綱引人足等なり。(古市村大字千林仲野藤左衛門家藏「河州守口助役書上控」)

町村基本財産及部落有財産 村基本財産は現在金なし。但しその蓄積方法は之を設く。一、基本財産より生ずる收入。二、國庫交附金及府費交附金。三、戸籍法及寄留法に依る收入手數料。四、以上

の外毎年度參拾圓以上村費中より支出す、是なり。

各部落有財產は左表の如し、

古市村各部落所有財產表（大正八年二月十日現在）

種別	員數	所 有 地		所 有 區域		地價	摘要
		大字	森小路	大字	森小路		
田 烟 墓 宅 墓 畑 建	一畝〇三步	同	同	同	同	四五、一〇〇圓	六、六六〇圓
地 地 地 物	三段二畝二十九步	同	同	同	同	五八、五七〇圓	
地 地 地 物	三畝〇一歩	同	同	同	同		
地 地 地 物	八十ニ坪	同	同	同	同		
地 地 地 物	三反九畝二十四步	同	同	同	同		
地 地 地 物	三畝十六歩	同	同	同	同		
地 地 地 物	二百〇三坪	同	同	同	同		
地 地 地 物	三反五畝二十步	同	同	同	同		
地 地 地 物	九十九坪	同	同	同	同		
地 地 地 物	七反二畝〇一步	同	同	同	同		
地 地 地 物	大字千林	同	同	同	同		
地 地 地 物	大字千林	同	同	同	同		
地 地 地 物	大字千林	同	同	同	同		
地價	一二一、八〇〇圓						
地價	五二、五一〇圓						
地價	五九、四〇〇圓						
地價	一〇六、〇三〇圓						

小學校基本財產 現在金參百八拾圓を有す。〔大正八年一月末現在〕古市村清水村學校組合の基本財產なり。蓄積方

法は寄附金による。

衛生及消防 本村民の衛生思想は漸次發達進歩しつゝありと雖も、施設に於ては大體從來のまゝなりと云ふべし。飲用水は不良なる井水及河水を使用し、未だ水道の設け無きは遺憾なり。隔離病舎は明治二十八年、古市清水二ヶ村隔離病舎組合を組織して設置したる所なり。組合は古市村長を以て組合長とし、八名の議員と組合助役、嘱託收入役、同書記各一名を置く。近く古市・清水村・板並町三ヶ町村組合に改め、三ヶ町村境界地に地を相して移轉する計畫なり。是近來土地の發展、人口の増加により、且又村民が飲用する立井路の上流に存在するが爲め、移轉の必要に迫れるが爲なり。本村に於ける衛生に關する營業者は大正六年には醫師二名、産婆一名、大正七年には醫師三名、産婆一名なり。本村には未だ消防組の組織なし。村内の消防は從來の慣習に依り、徵兵検査を終へたる四十未満の男子を消防夫として村中よりの寄附にて作れる法被を與へ、其内の年長者を以て取締どす。火災ある時はよく共同盡力せり。

飲用水 本村民の使用せる飲用水は井戸及河水なり。井戸水は佳良のものなし。從來居住民の大部分が河水を使用せり。河水は清水村立井路の流水にして、古市清水兩村の境界に沿ひて流れ、人家水上に在れば傳染病發生せば極めて危險にして、且井路は田畠灌漑用の井路なれば、自然肥料等も混せるなるべしと雖も、從來の習慣上村民は比較的不注意なり。新移住者は河水を用ひず、且井戸水不

良なる爲め轉住する者あり。最近村内有志者間に於て木管水道敷設の企てあり、近く實現するなるべし。本村の鑿井左表の如し。

古市村鑿井分布表

大字名	鑿井數		深	度	水質
	普通井	堀抜井			
南森小路島	四七	九〇	一二〇	三	一
今林市	四五	三〇	一二六	九三	二
合計	三〇三	一一二	三一六	四七	三
			三四四	一二六	四
			一三八	一二五	五
			三八	一三八	六
			六〇	四九	七
			七五	五〇	八
			六五	六八	九
			七六	七六	一〇
			六八	三四	一一
			五八	三四	一二
			六八	六二	三四
			七五	八三	五
			六五	九	九
			七六	二	二
			八九	一七	一
			九五	五五	一

(備考) 水質上適飲料井皆無なり。村民飲用の實際を調査し、其儘飲用に供し居るもの「上」過濾して飲む者「中」飲料に全く適せざるもの「下」として記入したり。

隔離病舎 最初は西成郡長柄及東成郡本庄の兩避病舎に收容し來りしが、明治二十八年古市村、清水村組合を以て、同年六月、本村大字今市字堤下九百七十五番地に建設し、七月落成せり。古市村外一ヶ村組合隔離病舎と稱し、以て現今に及ぶ。病舎敷地百七十坪、建物平家建二棟、建坪二十八坪内病室六、隔離室四、其他事務室兼應接室、消毒兼浴場、看護室、炊事場等七室あり。其經費と二ヶ村の負擔は左の如し。

隔離病舎組合収出入表

年 度	豫		算額	決入	算額	歲出
	負擔以外の收入	古市村負擔				
明治二十八年	四四二・三三〇	二七九・一八八	二一一・六五九	九三九・一七七	七二・〇四八	九三八・四二六
明治三十年	一八六・三五一	七〇・五五一	五一・二二七	一二二・五九三	一九六・〇〇三	一九六・〇〇三
明治三十五年	二二・九一八	五五・六二九	二〇四・〇三〇	五三・〇〇〇	三〇一・〇四〇	三〇一・〇四〇
明治四十年	七三・九三四	三一・〇〇〇	二三四・四二〇	五七一・九九一	七二・八九八	七二・八九八
大正元年	五〇・〇〇〇	八七・〇〇〇	三一・〇〇〇	四一・一三一	七一・五四四	三九六・九〇〇
大正六年	一三〇・〇〇〇	一一八・〇〇〇	一三五・四〇〇	一〇一・一四一	一二五・三五	一二五・三五

八種傳染病表（大正元年以降）

病名	大正元年	大正二年	大正三年	大正四年	大正五年	大正六年	大正七年
総痘瘡	一一一	一四一	一一一	一三一	一二一	一二四	一三一
赤瘍							
脹瘍							
布瘍							
里瘍							
亞瘍							
計瘍							

過去に於ける傳染病の慘害 明治十二年十月虎列刺大流行死者數十人を出せり。同十八年の洪水後に

も流行せり。又同年二月には麻疹流行せり。同二十五年腸窒扶斯稍流行す。同二十八年に虎列刺流行す。大正七年十二月流行感胃大流行し、死者多數にて、墓地は終に處理し能はざるに至れり。

衛生組合 本村衛生組合は明治三十一年三月二十八日の組織にして、一村を組合區域とす。役員は組長正副各一名、評議員八名、書記一名を置く。組長正副及評議員は會員中より選舉し、任期は四ヶ年とす。經費は會員の獨立生計を營む者より徵收す。事務所は村役場内に置く。事業は創立後既に二十年を経過したるも、未だ顯著なるものなし。現今實施せるものは毎年夏期に於ける清潔法、及人夫を常備して塵芥を捨てしめ、溝渠下水の掃除を爲さしむる事等なり。

兵事 本村の壯丁検査は累年不成績の傾向にあり。

古市村壯丁検査成績表

年 度	受 驗		合		格		不 合		格		猶 豫	六 無數	虎 眼	花 柳	病 者	備 考	
	總 員	甲	乙	丙	丁	戊	計	丙	丁	戊	計						
大正元年	一五																
大正二年	二三																
大正三年	二九																
大正四年	四五	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一						
大正五年	三三	二三	一	一	一	一	一	一	一	一	一						
大正六年	二三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一						
大正七年	三三	一〇	四	一	一	一	一	一	一	一	一						
		一一	二六	六	一	一	七	二	一	一	七						

帝國在郷軍人會古市村分會 明治四十二年八月一日、城北梗並及本村の三ヶ村聯合して在郷軍人會を組織したりしが、帝國在郷軍人會の設置に際し、各村分離して本分會を組織したり。現役員は分會長分會副長理事監事等六名なり。會員は下士二名兵卒六十五名、未教育補充兵百四名なり。大正現在年月 戰役戰病死者 本村には戦死者なし、出征中の病死者左の如し。

西形淺次郎 本籍大字南島六十七番地、慶應二年六月二十日生、陸軍歩兵一等卒、所屬隊後備步兵第十三大隊第四中隊、明治二十八年九月十二日臺灣宛里患者宿泊所にて病死。

石川儀一 本籍大字千林千三百九十二番地、明治十四年七月三日生、補充兵輜重輸卒、所屬第六補充輸卒隊、明治三十七年八月十一日清國青泥窪兵站病院にて病死。

教育及社會事業 小學校設置以前の教育は各地に於けるが如く寺子屋の手にあり、明治初年頃の寺子屋には大字森小路に岡元哉明治天皇に奉仕せし岡侍醫頭の兄 浅田彌十郎明治十七年三十歳にて歿す あり。元哉の盛なりし時の子弟は七十人以上、彌十郎には常に男女合せて三十人以上の子弟ありきと云ふ。又其頃大字南島に大宮神社神職廣瀬範光の塾あり、範光は明治十八年九月歿す。明治十七年、同大字にて志水繁藏南島村塾を開き十一月九日開塾 近郷の子弟に對し儒學を根據として之に讀書算術を教授せり。繁藏は舊播磨國宍粟郡安志小笠原信濃守の臣なりき。子弟を教養すること約三十年、大正二年老衰の故を以て閉塾す。以

上の寺子屋及私塾は各寺子及門弟より一ヶ年米一斗麥一斗を授業料として徴し、以て之を維持せり。教科書は別に定らず、大概左の如きものを用ひたり。

(いろは) 國づくし、京名所、實語教、國史略。

(名頭) 商賣往來、小學、孝經、外史。

(村名) 農業往來、今川、四書、十八史略。

猶進みては史記、唐宋八家文の素讀を教授せり。

明治六年學制に基き小學校を設置す。明治十六年、府立北野中學校の創立と共に中學校に入るものあり、其後女子の中等教育は振はざりしが、明治四十三年河北高等女學校の設立、京阪電車の開通等にて、市内の諸學校に通學するもの漸次増加せり。現在古市清水兩村の學校組合を設置し、諸般の教育施設を爲す。組合の創設は明治二十一年三月三十一日なり。明治五年學制發布の當時、大阪府に於て小學生徒心得書を頒布せり。左に收めて當時の事情を徵する料に供すべし。

小學生徒心得書

一、入學の後は男女席を別にして讀書、習字、算術等、教師の差圖を待常に分賦する時間に達はず心を止て教を受べき事。

二、朝早く起き稽古時間に後れず出席すべし。

三、一日の中一時間は歩行運動を許す、此時間に歸宅喫飯いたし候ものは遅くなく登校して重れて學に就べき事。

四、右の正課中は姿に他席に起つべからざる事。

五、學區取締其他戸長の差圖に背く間敷事。

六、出校歸宅の都度々々には必ず父母へ告げ出入の禮節不可忘事。

七、校内の器物に落書或は應答なくして人の品物等姿に相用ひ、又は破損等致す間敷事。

八、修業中無用の雜談猥りなる所業無之諸事溫和にして稚きものを侮り輕しめ或は口論等致す間敷事。

九、上校退出こそも必らず教師へ禮節を爲し、穩に昇降すべし。途中にて悪振たる遊戯等成るべからず休日遊歩のせつも同斷の事。

十、病氣又は故ありて不參の節は其旨學校へ届出べき事。

十一、傘、履等亂雜にいたす間敷事。

右之件々急度相守べし、此心得書は一枚宛可相渡候條自宅に掲置猶父兄よりも旨時々教示可致者也。

明治五年壬申五月

大坂府

千林尋常高等小學校 大字千林字一ノ絶間一二八五一一二九八番地に在り。明治六年七月東成郡第三區千林村外八ヶ村(森小路・今市・關目・貝脇・上の辻・馬場・般若寺・別所)組合公立千林小學校を千林村(古市村大字森一ノ絶間第一二九三番地外數番)に設置す。是本校の創始なり。(大字南島は今之城北村大字中二組合、第六番小學校を中字百四十二番地重誓寺に設置せり) 明治七年三月生徒增加により校舎十二坪を増築せり。明治八年校名を第五大區三小區第三番小學校と改む。明治八年組合の内關目村分離す。明治十年四月組合の内般若寺村・別所村は組合を分離し兩村にて第五大區三小區第九番小學校を般若寺村百四十番道場に設置せり。明治十一年五月組合の内馬場は分離す。明治十二年二月校名を東成郡千林小學校と改稱し、下等小學校を初等科と改む。明治十六年四月分離せし、南

島・般若寺・別所・馬場の諸村復歸す。同年九月十八坪の校舎を増築す。明治十九年九月中等科及裁縫科の二科を設置す。十八年七月十八日牧方切大洪水により校舎浸水す。二十年四月初等科を尋常科に、二十一年三月中等科を高等小學科に改む。此年住吉・東成兩郡内に高等小學校を五ヶ所に設くるに及び、當校の高等科を廢して今福なる第三高等小學校に合併す。（同校は一ヶ月にして之を野田戸長役場内に移轉せり。當時の生徒は男女合して僅かに六名なりしと。）明治二十二年七月本郡野田村なる東成郡第三高等小學校を本校に移轉せり。明治二十三年八月本校に併置せる東成郡第三高等小學校廢止さる。以後大阪府東成郡村立千林尋常小學校と稱す。同年十一月教育に關する勅語の謄本を拜受す。明治二十八年六月十五日本校改築を起工し同十月五日落成式舉行以後此の日を千林校の記念日とす。明治三十四年三月十五日本校へ修業年限四ヶ年の高等科を併置す。爾後大阪府東成郡村立千林尋常高等小學校と稱す。「是れ現小學校所在地なり」尋常科の通學區域は從前の如し、高等科の通學區域は古市・清水・城北の三ヶ村と榎並町となり。明治三十五年七月一日高等科は分離して、阪北高等小學校と稱す。但し當分の内本校内に置く。明治三十六年八月二日阪北高等小學校の校舎、古市村大字南島の東端に新築落成せしを以て之に移轉す。明治四十年十一月十日本校に夜學校を設く。明治四十一年四月一日小學校令改正により、尋常科の修業年限を六ヶ年とす。（高等の修業年限は二ヶ年となる）明治四十一年戊申詔書を拜受す。明治四十二年五月一日小學校令改正の結果、阪北高等小學校の兒童數非常に減じ、爲めに廢校となり、本校に合併し、校名を大阪府東成郡千林尋常高等小學校と稱す。大正三年三月校舍狹隘につき校地の南方に七十五坪の増築を計畫し七月一日竣工す。大正五年一月十日教育に關する御沙汰書を拜受す。大正七年三月三十一日城北村・榎並町の高等科兒童の委託を解除せらる。同七年四月一日北河内郡守口町字土居（之内瀧井）在住兒童の委託を受く。現在校地七百四十二坪二合七勺、校舍四百二十二坪四合二勺、木造瓦葺平家七棟、教室十五室、紙障子を使用す、本校設備上の一特徴なり。學區域は古市村・清水村及北河内郡守口町大字土居之内瀧井とす。通學距離最遠九町四十間、（清水村大字般若寺）道路は道幅一間半以上なれども、路面不良、降雨の時は泥濘甚だしく通學困難なり。就學歩合明治四十二年以降に於て四十四五年最不成績にして、百分九四餘なりしが、漸次良好に赴き、大正六七年には百分百となり。學級數十五、職員は校長一名、訓導十六名大正七年
末現在なり。校内に千林兒童文庫を置く大正六年十月五日の開設にして尋常三年生以上の男女生の爲に健全なる書籍を備へ兒童の讀書趣味を養成する目的なり現在書籍數四百十八冊大正八年一
月末現在あり。

在籍兒童就學歩合卒業生徒經常費表

	在籍児童	就學歩合	尋常科卒業生		高等科卒業生		經常費
			男	女	男	女	
明治四十二年	同	四十三年	四九四	五三四	二五	一	五、三五〇・四六七円
同	四十四年	五四五	九七・二六	九八・二四	一八	二	四、〇二一・五八〇
大正元年	同	四五年	五七二	九四・三五	二三	一三	五、二九九・五六二
大正二年	同	四六年	六三三	九八・八〇	二三	一三	四、八一四・三五五
大正三年	同	四七年	七二六	九九・六〇	二三	一三	四、七〇九・七九三
大正四年	同	四八年	七二三	九九・七七	二三	一三	九、〇三一・二一三
大正五年	同	四九年	七八三	一〇〇・〇〇	二九	一五	六、六七〇・三五七
大正六年	同	五〇年	一〇〇・〇〇	二九	二二	一八	六、四三九・八五〇
					五〇	一〇	一、二一〇・四一
					六七	二二	二九
					二六	二三	三五
					一八	二二	二九
					七七	一三	二九
					六六	一〇	二二
					三三	一五	二五
					二二	一四	二五
					一一	一八	二二
					一〇	一五	二二
					一	一	二二

備考 明治四十二年大正三年經常費には校舎増築費を合計せり。

歴代校長表

阪北高等小學校長明治三十五年七月一日より田中米次郎、三十八年四月四日より松本正次郎、三十九年六月二十一日より田中虎男。

就職年月日	退職年月日	氏名
明治二十二年七月二十一日	明治四十三年二月十四日	赤坂芳龍
明治二十六年六月二十八日	明治四十四年一月三十一日(休職)	馬場正信
明治二十六年十月十六日	明治四十六年四月二十三日	高尾秀太郎
同四十三年三月十六日	明治四十六年六月三十日	西村熊治
同四十四年十二月二十一日	大正元年十二月二十三日	多喜造
大正元年十二月二十三日	大正五年六月一日	多喜造
大正五年七月二十六日	高山作治	高山作治

古市清水村教育會 明治四十四年の創立にして、事務所を千林尋常高等小學校内に置く。會員には同役員は正副會長各一名、常務幹事四名、幹事若干名を置く。常務幹事は各大字の青年を指導管理す補習教育は千林尋常高等小學校内に夜學を開き、體育獎勵として毎週二回相撲・擊劍・柔道を練習し時々大會を開く。其他講習會の開催、春秋二回の團體旅行、貯金、公共事業等、各青年團に同じ。評議員若干名、代議員五名とす。事業は父兄懇談會、兒童獎勵會を開催するにあり。經費は會費を以て支辨す。

古市村青年團 大正四年十月五日の創立なり。事務所を村役場内に置く。現在會員百五十二名大正七年現在役員は正副會長各一名、常務幹事四名、幹事若干名を置く。常務幹事は各大字の青年を指導管理す補習教育は千林尋常高等小學校内に夜學を開き、體育獎勵として毎週二回相撲・擊劍・柔道を練習し時々大會を開く。其他講習會の開催、春秋二回の團體旅行、貯金、公共事業等、各青年團に同じ。經費は大正五年以降參拾圓の村費補助を受け、其他は團員の支出とす。

第三 産業

明治四十三年の京阪電車の開通は、純農村たりし本村の産業に對し一大變化を與へたり。工業の發展に伴ひ農民の工業労働に從事するもの増加し、爲に生計上の餘裕を享受するもの多し。又交通の便に由て大阪方面よりの郊外居住者増加し、工業の發展と相助けて本村に商業の發達を促したり。生産額より見れば工業的製作品は主位にあれども、農業に從事するものは戸口に於て猶未だ主要の位置を占む。本村住民の職業別戸口は左表の如し。公務自由業以下の者多數なるは、大阪方面よりの移住者多數なるに由るなり。

古市村職業別戸口表

年 度	農 業	工 業	商 業	自 公 田 業 及 に 土 地 家 屋 有 價	業 不 職 及 に 種 券 等 及 恩 給 者	其 他	合 計
大正四年	一九二	九	一二八	一三五	二五	一二五	六五九
同五年	一九二	九	一二八	一三五	二五	一二五	六五九
同六年	一九二	八	二二七	一三四	四五	二四	七三二
							七二七

農業 本村は純農村たりしも、他村の如く大阪市膨脹の餘勢を受けて田園の多くは宅地となり、住民の職業も亦變じて純農減少し、商工業の傍ら農作に從事する者多く、交通の利便は砲兵工廠その他の工場に職工となる者を多からしむ。農民の減少は地主と小作との關係に及び、從來の權利狀態は殆ど轉倒せんとし、親密の度も昔日の如くならず。然りと雖も米麥等の產額は猶見るべきものあり。蔬菜の栽培は昔日に比して盛なりと云ふべし。本村農業戸數左表の如し。

農業戸口表(一) (大正六年 月現在)

大字	戸 数		從業者	戸 数		從業者
	男	女		男	女	
自作	二九		計	一一八		計
自作兼小作	三五	四四		一九二		
	五三	五一		二八九		
	三九	一〇四		二七五		
	八三	計		三七七		
				五六四		

備考 大正四年大正五年移動なし

農業戸數表(二) (大正六年 月現在)

大字	果樹		從業者	戸 数		從業者
	男	女		男	女	
(普通農業) (桑茶をも含む)			計	一一八		計
自作	二九			一九二		
自作兼小作	三五	四四		二八九		
	五三	五一		二七五		
	三九	一〇四		三七七		
	八三	計		五六四		

第十三編 古市村 第三 産業

一〇九一

東成郡誌	四四	南島計	一四九

民有農耕地及宅地反別表（大正八年一月現在調）

要項	田	畠	原野	宅地
筆面積數	二三三町三、七六二筆	九町一五四五二三筆	七一八步一筆	三五、二六四坪五、一六筆
最高最低見込賣買價格	最高一反當り一、五八〇〇円	最高一反當り二、五六〇〇円	最高一反當り四六〇〇円	最高一坪
平均見込賣買價格	一、〇〇〇	一、一二六筆	四六〇〇円	六八・三四坪
本村民の所有する筆數	一一〇〇〇	九〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇
本村民の所有する面積	六〇六	六〇二	二〇〇〇	二〇〇〇
本村民以外の所有する筆數	一一一四筆	一一一五筆	一一一五筆	一一一五筆
本村民以外の所有する面積	一一九〇町	一一一五筆	一一一五筆	一一一五筆

（將來宅地としての見込價格の所大部分なり）

產額の主位にあるものは即ち米なり、その販路は村内の米商及下辻の米商なり。米に次ぎては麥なりしも、年一年減少せり。村民の麥飯を食するもの年々減少せると、且は緋作に手數を要することと多きが爲なり。近年菜種の栽培増加し、從來の麥作七菜種三の割合なりしもの、今は相反するに至れり。大正六年に於ける麥の作付反別僅に十六町六反なるに、菜種は四十四町五反あり。菜種は工業用油として種油の需要増加したるが爲なり。本村主要作物の作付反別產額左表の如し。

字名	裸	粳	米	種別	菜種・蘿蔔・大豆・蠶豆	糯	米
今南森小路	計	今南森小路	字名	作付反別	作付反別	收穫高	收穫高
同同同同同同同同							
六年五年五年五年							
四七・七七・七七・七七							
一〇九三							
豆莢種	大蘿菜	麥	米	菜種・蘿蔔・大豆・蠶豆	糯	米	米
同同同同同同同同							
六年五年五年五年							
三三・〇五石七五貫五							
一〇九三							
六八・〇八							
三五〇							
六四・六七							

東成郡誌	同五年	五百〇〇
六六四	二九九	一五五
一一五〇〇	一〇五	一〇九四
一一五〇〇	一〇五	一〇九四
一二三七	一〇二五	一〇九四
豆	大正五年	二〇
一二五〇〇	一〇五	一〇九四
一二五〇〇	一〇五	一〇九四
一二五〇〇	一〇五	一〇九四
豆	大正五年	二〇

昔時は綿作盛にして明治の初には畔等に綿作を見たるも、明治三十年頃より衰頼して今は全く絶えたり。〔攝津志〕に越瓜、今市葱生多出とあれば、享保時代には本村よりは越瓜の産出盛なりしなるべけれども、今は栽培するものなし。

果樹の經營は大字今市奥田秀次郎之を爲す、その果樹園は面積二町三反六畝あり、明治三十八年四月十五日の開始なり。樹種は梨(長十郎・明月梨・獨逸梨・水熊梨・バートレット)葡萄(甲州葡萄、ベーコン)にして、樹齡は十四年なり。明治四十四年頃天津水密桃の培養を試みしが、氣候及地質之に適せず、今は之を廢せり。梨葡萄の收穫は佳良にして、成熟期には大阪又は土地の商人の來るもの多し。左に大正四年以後の產額を示さん。其以前に於ては記載するに足るものなし。

果實產額表

種別	年別	樹數	收穫高	價額	平均單價
梨	大正四年	四〇〇本	四、〇〇〇	一、〇〇〇円	二五銭
	同五年	七〇〇	二、五〇〇	七〇〇	一〇銭
	同六年	八〇〇	二、八〇〇	八六八	一〇銭
葡萄	大正四年	一七五	六〇〇	一五〇	二五銭
	同五年	二二〇	九〇〇	二一〇	二五銭
	同六年	二二〇	一〇〇	一〇〇	一五銭
計					

備考 葡萄大正五年には表示すべき產額なし。

本村の施肥につきては全く人糞尿を用ふ。稀に干鰯を施す。明治三十七八年日露戰役前後、多木肥料等の人造肥料を稀れに用ひしものありしも今は使用するものなし。然して糞は一荷拾五錢、尿は一荷に付き拾錢位を相場とす。麥には堆肥を用ふ。これは自家製のものにして肥料の性質上價なきが如し。當地がかく主として人糞尿を使用する所以は大阪市より十分に其の供給を受け得べければなり又近くに人糞尿を商へる本場今福を控へ、自由に其の供給を得るに依る。農家とその耕地との距離は全村より見れば三町以内の者多數なれども、各大字別に見れば今市の者は十町乃至十五町の者多く、千林の者は十五町以上の者多數を占む。左に大字別に之を表示すべし。

大字別耕地距離表 (古市村分)

大字名	一町以内	三町以内	五町以内	十町以内	十五町以内	十五町以上	合計
今市	一〇二	二〇三	八二	一九	一九	一九	三七
小路							
森市							

千	南	島	林	計	六	三	一	一〇	一	三	六	五	一	五	三	八	四	五	二
合					一八	五七	一一	一〇	一	一二	二五	五〇	一七	一七	一五	一五	四四	五二	

本村の小作料は各大字大差なしと雖も、現今行はるゝ所のものを又大字別に表示すべし。凶年には之より免引あること他各村の例に同之。

古市村小作料表

大字	一等田	二等田	三等田	四等田	五等田	六等田
南	二五	二〇	一八	一七	一六	一下
今	二三	二〇	一八	一七	一六	一石迄
小	二三	二〇	一八	一七	一六	一石迄
鳥	二三	二〇	一八	一七	一七	一五
路	二三	二〇	一八	一七	一七	一五
市	二三	二〇	一八	一七	一七	一五
林	二三	二〇	一八	一七	一七	一五

村農會 明治三十九年初めて系統的農會組織を完ふす。爾後幾多の變遷あるも終始一貫農會の發展に盡せり。役員には會長（一名にして村長會長となる）副會長（一名）評議員（七名）幹事（二名）を置き、米麥種・鹽水選・短冊形苗代・共同苗代・稻正條植・害虫驅除・麥黑穗病豫防等の獎勵指導に努むるは勿論、毎年農事講話を開催して農事の改良に貢献する所あり。明治四十四年には農事講習會にて修業せしもの十六名を出せり。經費は大體村稅の補助に由る。大正六年度に於て收入は村費より補助として百參拾圓、篤志家の寄附金六拾貳圓、及前年度繰越金五圓となり。その事業費中重なるもの左に記さん。

農會經費表（豫算）

年 度	收			收			出		
	助 町 費	村 補	其 他	事務所費	會議費	事 業 費	其 他	其 他	計
大正四年									
同五年	八〇	八〇							
六年	一三〇	九一	六七	二〇	一二	一二	四〇	六六	七九
				二〇	二〇	六〇	六〇	三九	三九
						一七一	一七一	一九七	一九七

工業 古より父祖相傳へて下駄屋・大工・左官・鍛冶・櫛製造・筆製造等に從事したりし位なりし本村の工業も、明治三十年には奥村織布工場の創設せらるゝあり、又メリヤス帽子の製造等起りたりしが、多くは個人の小資本たりしも、工業勃興の氣運に際會して著しき發展をなし、鍛冶屋は鐵工所となり、手織の内職業は織布工場となり、又メリヤス鉗の製造染物工場等起り、又從來の小資本業者も資本を増大し、多人數を使役するに至り、村民の影響を受くる所亦多大なり。現今職工十餘人

以上使役する工場數は十餘ヶ所あり、その内工場法の適用を受くるもの奥村織布工場、双馬商會織布工場の二とす。

本村に於ける現在の職工數大正八年一月現在は男三十二名、女百六十四名、計百九十五名、内十五歳以上百九十一名、同以下四名とす。賃金は數年前に於て男工最高賃金壹圓貳拾錢を越えざりしに、今日にては貳圓に及べるものあり。女工と雖も一ヶ月貳拾圓内外の收入を得るに至れり。勞働日數は毎月一日・十五日・大祭日・村祭日等は休業日なれば、勤務日數大約三百三十日なりとす。

大正七年に於ける製作品の主要なるものは綿織物、小倉地、綿子ネ（五拾七萬參千八百八拾參圓）靴足袋（壹萬圓）染糸、染布（壹萬八千圓）簞笥錠・ベン・針（八千圓）にして、總額六拾萬九千八百餘圓なり。販路は一旦大阪市問屋の手に入り、それより各地に販賣せられ、支那・朝鮮等へも輸出移出せらる。

〔工場の主要なるもの〕 奥村織布工場 大字今市四十二番屋敷に在り。個人經營にして、資本金拾萬圓。明治三十年の創業なり。當時舊式機械數臺にて小規模なりしが、漸次發展して目下新製織機六十臺を備へ、電動力二十馬力を使用す。製品は綿織物・小倉服地・綿ネル・輸出向綿布にて、年產額參拾壹萬八千六拾圓大正七年。原料綿絲は各地紡績會社に仰ぐ。從業者數男三名、女八十三名、計八十六名、十五歳以下女十人、同以上男三名女七十二名、勤務時間は午前六時より午後八時乃至る。（内一時間休憩）勞金日給最高壹圓參拾錢、最低貳拾五錢。本工場は勞銀比較的高率にして、手當賞與も多額なれば、良女工は一ヶ月貳拾圓以上を得るものあり。

朝野染物工場 大字今市三十五番屋敷に在り。個人經營にして、資本金參千圓、約十七年前の創業なり。綿糸、綿布の染色を業とし、主として奥村工場の原料並に製品の染色に從事す。一ヶ月の工賃約壹萬圓、從業者數六人。

藤岡染物工場 大字森小路六十八番屋敷に在り。個人經營にして、資本金貳千圓。營業の種類事業は朝野工場に同じ。一ヶ月の工賃約八千圓、從業者男六人、二十歳以下三人、同以上三人。

村川メリヤス工場 大字千林に在り。大正五年六月十五日の開業なり、資本金貳千圓。靴足袋の製造及販賣を目的とす。原料木綿糸は大阪市及附近より仕入、厚堅口品を製し、村上方にて仕上げ、大阪市へ販賣す。一ヶ月の生産高八千打、價額壹萬圓なり。從業者女十人、十五歳以下一人、二十歳以下八人、二十歳以上一人なり。勤務時間春夏午前六時より午後六時に至り、秋冬は午前七時より午後八時に至る。休業日年五十日。勞金最高六拾錢、最低八拾錢とす。

奥田工場 大字千林六十五番屋敷に在り。大正四年の創業にして、簞笥錠及各種錠・ベン先・針等を製造す。製品の大部分は大阪の問屋に賣却す。一ヶ月產出高八千餘圓。從業者主人二人、男五人、女四人、計十一人、二十歳以上五人、十五歳以上三人、同以下三人、勞金最高男貳圓、女七拾錢、最

低男四拾五錢、女五拾錢とす。

双馬商會織布工場 大字南島五百三十五番地に在り。合資會社にして資本金參拾萬圓。本社は大阪市に在り。大正六年十一月創業にして、新式の製織機械を備附け、輸出向綿織物、小倉服地等を製造す。一ヶ年製產高貳拾五萬五千八百參拾貳圓大正七年中なり。從業者男九名、女六十九名、計七十八名勤務時間午前六時より午後八時に至る。勞金平均男九拾五錢、女六拾五錢なり。

商業 本村の商業は明治四十三年四月、京阪電車開通以後の事なり、それより以前にありては純農村にして、一二商業を營むものなきにあらざりしも、商賈と稱するに足るものなかりき。當時居住民は天満・今福・片町方面よりの行商人を待て日用の食品等を調達したり。其頃野田より豆腐を商ひ来る一老翁あり、此翁の豆腐を買ふ機會を失ふ時は、其日は豆腐を得ること能はざりしと云ふ。かかる状況なりし本村も電車開通以後郊外生活地を求めて移住し來る者多く、工業の發展は職工等の入り込む者あり、田園も人家建ち列なりて市街を爲すと共に、商業を營むもの増加し、森小路停留場より千林尋常高等小學校間の如き、商家の數二十餘軒あるに至れり。されど本村の商業は單に在住民及職工を顧客としての日用品及駄菓子等の店舗のみなり。未特種のものあるにあらず。村内に於ける工業製品の如きも、大阪市の商人と取引せられつゝあり。

本村には金融機關と目すべきものなし、店舗も小規模のものなれば自己の資本にて足るもの、或は一部資産家の融通を受くるもの等なり。同業組合は皆他町村の組合に加盟せり。青物商は天満此花町の青物組合、魚類商は枚方の魚商組合、湯屋は今福の湯屋同業組合に入れるが如し。本村には未同業組合なし。

商業家戸數表

種別	戸数	種別	戸数	種別	戸数	種別	戸数
薬昆紡布屋	二二	菓子屋	二二	紙屑屋	一一	商屋	一一
燭屋	一	酒販屋	一	青物屋	一	物賣屋	一
提燈屋	一	駄屋	一	空鳥屋	一	鳥商屋	一
花屋	一	下駄屋	一	諸鳥屋	一	鳥居屋	一
湯屋	一	煙草屋	一	空屋	一	屋	一
薪炭屋	一	肉屋	一	魚屋	一	鳥居	一
炭屋	一	草屋	一	諸鳥居	一	屋	一
物屋	一	屋	一	鳥居屋	一	屋	一
屋	一	屋	一	屋	一	屋	一
屋	一	屋	一	屋	一	屋	一
種別	戸数	種別	戸数	種別	戸数	種別	戸数
芋種	四四	米三	三四	古物	三四	豆吳牛	二二
米	四	時八	三	貨百	三	腐服乳	一
類	三	計百	二	商屋	一	店商店	一
屋	一			商			
種別	戸数	種別	戸数	種別	戸数	種別	戸数
豆	四	腐	六	吳	五	牛	七
腐	四	服	六	牛	五	乳	一
屋	一	店	一	店	一	屋	一
							九

交通運輸業 京阪電鐵沿線なるを以て交通運輸は從て電車の利便を籍れども、一方荷車荷馬車等の使用行はる。又農民は遠く離れたる耕地に赴くに小舟の使用盛んにして、本村を流るゝ小川には、黎明に及びて農民の楫し行くを眺むべし。而して交通運輸を専門に業とするものは宿替仲仕數人と人力車夫三人あるのみ。其他職業の外に持てるものは人に依頼されて臨時に之が任に當るものなり

本村の舟車數左の如し。

舟車數表（大正七年十二月末現在）

種別	員數	種別		員數	種別		員數	種別		員數
		一〇臺	自動自轉車		八五臺	小自轉車		七六臺	動力船有	
馬車（荷積用）	三臺									
人力車（一人乗）										

第四 神社及宗教

大宮神社（村社） 大字南島宇宮に鎮座す。祭神應神天皇御神體兩面鏡字佐仲哀天皇高八寸なり。文治元年源義經、平家追討に下りし時、此處にて宇佐八幡神の靈鏡を得たり、因て源賴朝、官に請ふて此地に祠を營み、靈鏡を奉祀し、大宮八幡宮と稱すと云ふ。天正十一年、豊臣秀吉、大阪城を築くに當り、本社を以て鬼門鎮護の神と爲し、神殿末社を再建し、幣帛を献し、祭祀を行へり。當時の本社は境内三町歩、西に神園在り、北に淀川を負ひ、南方十町餘の京街道に一大鳥居あり、境内には神樹翁欒として、神殿には本殿・拜殿・若宮・高良宮・鬼門守護神社・北斗宮・三元宮・七社殿・神輿殿・神庫・樓門・繪馬殿・神樂殿・御供所等ありき。徳川氏時代に及びて荒廢に任せたるを以て、漸次境内縮少し社殿は朽廢すれども舊觀に復せず、遂に舊時の壯觀を失ひたりと云ふ。徳川時代には大阪城代の新願所として、城代交代毎に一度必ず參拜し、毎年元旦には初穂料を、正・五・九月には大幣を献納の例なりしなり。明治四十年十一月古市神社と改稱す。四十三年四月、本村大字今市鎮座彌榮神社、大字森小路鎮座八幡神社、大字千林鎮座產土神社、城北村大字友淵鎮座十五神社、大字中鎮座八幡神社、大字荒生鎮座八劔神社、大字江野鎮座天滿社（城北村鎮座の該社は同村誌参照）の七社を合祀しそれを大宮神社と改む。例祭は十月二十五日なり。神寶は後鳥羽天皇の額、賴朝寄附の降臨影向畫像、弓箭、太刀、豊臣改築當時の境内圖等あり。現境内官有地一反九畝十八步、本殿流造檜皮葺、桁行梁間各一間、相殿春日造瓦葺、梁間二間、末社高良社、桁行一間一尺梁間一間、祭神武内大神坐像或云、坐像は豊臣時代作にて、豊臣秀吉ならん、傳説には里人大阪より豊公秀の像を持ち、若宮、桁行二尺梁間三尺四寸、祭神仁德天皇、稻荷社、間一間四尺あり。神木梅樹は社前に在り。靈鏡影現ありしは此木なり。但、現今のは接木或は植繼しものなり。龜甲石、高良社の前方に在り。里人お龜石と稱して恐る。この石に觸るれば死すとの傳説あるに由る。猿面石と稱するものあり、神庫に納む。氏子區域は〔攝津志〕に南島神祠、南島村與三森小路・江野・内代、共祭祀とあり。現今合祀の結果古市村南島・森小路・今市・千林・清水村貝脇、梗並町内代、城北村江野・中・荒生・友淵の十大字戸數約二千なり。

今の一鳥居と石大燈籠とは元森小路氏神のものなり。燈籠に刻せる淺田氏は森小路の淺田彌十郎